

地区医師会担当理事 殿

沖縄県医師会
副会長 宮里達也



B.1.1.529 系統（オミクロン株）の感染が確認された患者等に係る入退院及び
航空機内における濃厚接触者並びに公表等の取扱いについて

今般、日本医師会感染症危機管理対策室から標記文書の発出がありましたので、ご連絡致します。

本通知は、B.1.1.529 系統（オミクロン株）の患者及び当該患者に対する入退院の取扱いや、ゲノム解析の結果、B.1.1.529 系統（オミクロン株）であることが確定した検査陽性者の濃厚接触者等の取扱い等について示したものとなっております。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知の上、会員への周知方につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

- B.1.1.529 系統（オミクロン株）の感染が確認された患者等に係る入退院及び航空機内における濃厚接触者並びに公表等の取扱いについて
(令和3年12月17日(健Ⅱ454F))
- B.1.1.529 系統（オミクロン株）の感染が確認された患者等に係る入退院及び航空機内における濃厚接触者並びに公表等の取扱いについて
(令和3年12月14日(健Ⅱ449F))
- B.1.1.529 系統（オミクロン株）の感染が確認された患者等に係る入退院及び航空機内における濃厚接触者並びに公表等の取扱いについて
(令和3年12月7日(健Ⅱ437F))
- B.1.1.529 系統（オミクロン株）の感染が確認された患者等に係る入退院及び航空機内における濃厚接触者の取扱いについて(令和3年12月2日(健Ⅱ431F))
- 「B.1.1.529 系統（オミクロン株）」の発生を踏まえたサーベイランス体制の強化について(令和3年11月30日(健Ⅱ423F))

※日本医師会文書は文書管理システムへ掲載致します。

沖縄県医師会事務局業務2課：平良、高良

TEL:098-888-0087

FAX:098-888-0089

g2@okinawa.med.or.jp

(健Ⅱ454F)
令和3年12月17日

都道府県医師会
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長
釜 菴 敏

B.1.1.529 系統（オミクロン株）の感染が確認された患者等に係る入退院及び
航空機内における濃厚接触者並びに公表等の取扱いについて

今般、標記の事務連絡が改正され、本会に対しても情報提供がありましたのでご連絡いたします。

本改正では、Q&A に Q8、13、17～20 が追加されております。

（改正前の通達については、令和3年12月14日付（健Ⅱ449F）をご参照ください）

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、郡市区医師会及び関係医療機関に対する情報提供のほど、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

事 務 連 絡
令和 3 年 11 月 30 日
令和 3 年 12 月 15 日一部改正

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）の感染が確認された患者等に係る入退院及び航空機内における濃厚接触者並びに公表等の取扱いについて

平素より、新型コロナウイルス感染症対策に御尽力・御協力を賜り、誠にありがとうございます。

今般、南アフリカ等で確認された新たな変異株である B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）については、懸念される変異株に指定され、他の懸念される変異株（VOCs）に比べて、再感染のリスクが高いこと等が懸念されております。

このため、当面の間、従来の「新型コロナウイルス変異株流行国・地域に滞在歴がある入国者等の方々の健康フォローアップ及び SARS-CoV-2 陽性と判定された方の情報及び検体送付の徹底について」（令和 2 年 12 月 23 日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）に関わらず、B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）の感染が確認された患者等に係る入退院の取扱い及び航空機内における濃厚接触者並びに公表等の取扱いについては、下記のとおり対応をお願いします。あわせて、管内市町村、関係機関等への周知をお願いいたします。B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）に係る報告については、本事務連絡のⅢで示す報告内容を下記の連絡先に電話連絡の上、メールで報告してください。

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 5 号）第 13 条第 2 項の規定を踏まえ、B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）の患者や感染が疑われる者、濃厚接触者等の人権が尊重され、差別や偏見が助長されることのないよう、啓発活動等の取組をお願いします。

また、B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）に係る対応について、Q&A を追加しましたので、ご参照ください。

（主な改正箇所は太字下線）

記

I. B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）の患者及び当該患者に対する入退院の取扱い

1. 当面の間、以下の者については、原則、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「法」という。）第 19 条第 1 項の規定に基づく入院を行うこととし（※ 1、※ 2）、迅速に対応がとれるよう、あらかじめ医療機関の確保等について調整しておくようお願いいたします。

入院等に当たっての対応については、以下のフロー図を参照して下さい。

ただし、以下の者がゲノム解析により B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）でないことが確定した場合には、他の新型コロナウイルス感染症患者と同様に、症状等に応じて、療養先を決定して下さい。

①新型コロナウイルス感染症の検査陽性者（無症状の場合も含む。以下「検査陽性者」という。）であって、過去 14 日以内に海外への滞在歴または渡航歴のある入国者（乗員も含む）

（フロー図中、①に対応）

②検査陽性者であって、

・ L452R 変異株 PCR 検査が陰性である者

又は

・ L452R 変異株 PCR 検査が判定不能である者のうち B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）であると疑うに足りる正当な理由のある者

（フロー図中、②に対応）

③検査陽性者であって、L452R 変異株 PCR 検査が陽性（CT 値 30 未満）である者のうち、

・ ゲノム解析の結果、B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）であることが確定した者

又は

・ ゲノム解析の結果が判定不能である者のうち B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）であると疑うに足りる正当な理由のある者

（フロー図中、③に対応）

※ 1 入院期間中は個室隔離とし、他の株の患者と同室にしないこと。また、陰圧管理を行うことが望ましい。なお、B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）であることが確定した患者同士を同室とすることは可能。

※ 2 変異株 PCR 検査及びゲノム解析の実施については、「新型コロナウイルス感染症の積極的疫学調査におけるゲノム解析及び変異株 PCR 検査について（要請）」（健感発 0205 第 4 号 令和 3 年 2 月 5 日付け厚生労働省結核感染症課長通知）を参照。

※3 本事務連絡における「過去14日以内」の起算点は、以下のとおり。

- ・有症状者の場合は、発症日
- ・無症状者の場合は、検体採取日

● 戦略班

・B.1.1.529 系統（オミクロン株）陽性事例等（※）の発生に係る報告

TEL：03-3595-3489

090-8940-9123（緊急時：上記番号がつかない場合）

Email：SARSOPC@mhlw.go.jp

（※）本事務連絡のⅢ.を参照。

・ゲノム解析及び変異株 PCR 検査に関すること

・B.1.1.529 系統（オミクロン株）に係る入院の対応、退院基準に関すること

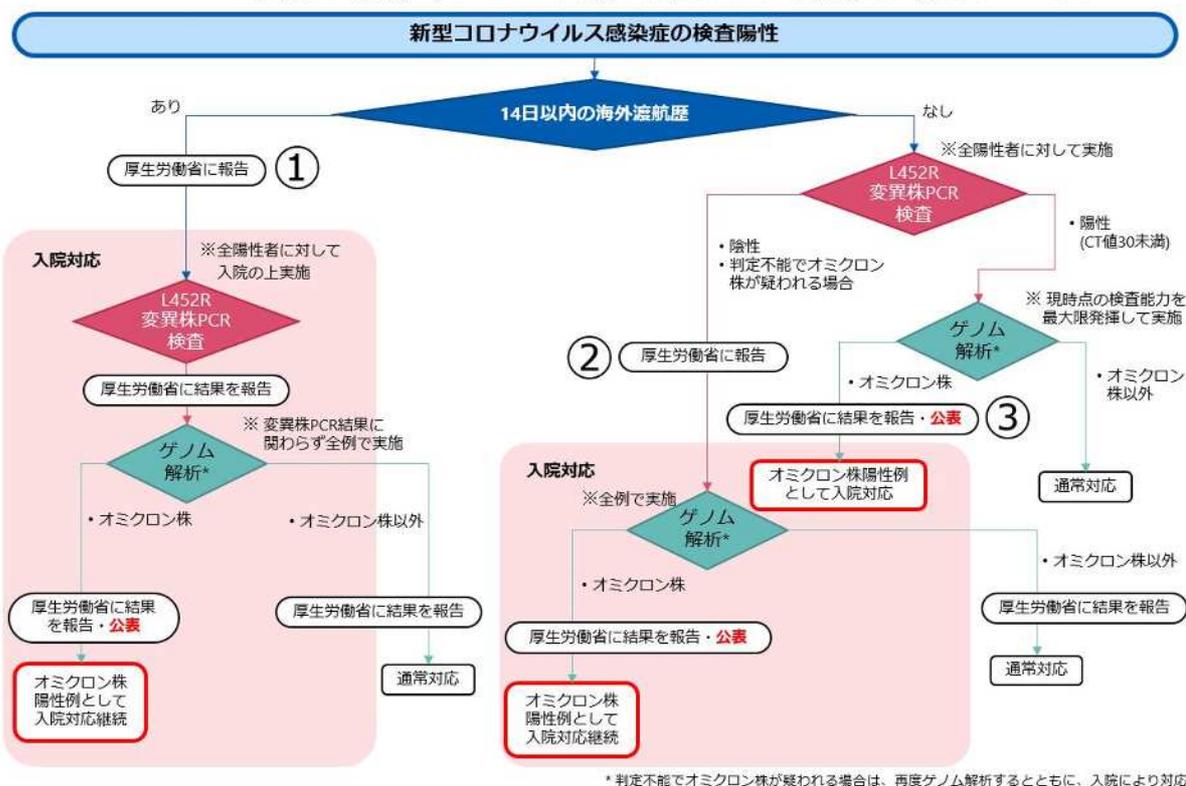
・B.1.1.529 系統（オミクロン株）に係る感染管理に関すること

・B.1.1.529 系統（オミクロン株）陽性事例に係る公表に関すること

TEL：03-3595-3489

Email：SARSOPC@mhlw.go.jp

B.1.1.529 系統の変異株（オミクロン株）陽性者等の行政対応に係るフロー図



2. また、以下の者については、更なる科学的知見が得られるまでの間、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 44 条の 3 第 2 項に基づく必要な協力として宿泊施設に滞在していただくことを求めています。

- ①ゲノム解析の結果、B.1.1.529 系統（オミクロン株）であることが確定した検査陽性者の濃厚接触者（※）
- ②ゲノム解析の結果が判定不能である者のうち B.1.1.529 系統（オミクロン株）であると疑うに足りる正当な理由のある検査陽性者の濃厚接触者（※）
- ③B.1.1.529 系統（オミクロン株）であることが確定又は L452R 変異株 PCR 検査が陰性である検査陽性者の航空機内における濃厚接触者（※）

※ 法第 15 条に基づく調査として、SARS-CoV-2 に対する核酸増幅法等の検査を 2 日に 1 回を目安に実施し、最終曝露日（陽性者との接触等）から 14 日間経過し、かつ最終曝露日を 0 日として 14 日目の検査が陰性であった場合に退所できる。

3. また、上記 1 により入院した者の退院基準については、科学的な知見が得られるまでの当面の間、以下のとおりとするようお願いいたします。更なる科学的知見が得られた場合については、改めて、ご連絡いたします。

(1) 有症状者の場合

症状軽快後 24 時間経過した後に核酸増幅法または抗原定量検査（以下「核酸増

幅法等」という。)の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した 24 時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認された場合

(2) 無症状病原体保有者の場合

陽性確定に係る検体採取日から 6 日間経過した後に核酸増幅法等の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した 24 時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認された場合

(留意事項)

- ・症状軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることとする。
- ・上記の核酸増幅法等の検査の際に陽性が確認された場合は、24 時間後に核酸増幅法等の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した 24 時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認されるまで、核酸増幅法等の検査を繰り返すものとする。
- ・なお、患者が再度症状を呈した場合や無症状病原体保有者が新たに症状を呈した場合は、症状軽快後に上記の場合に該当するまで退院の基準を満たさないものとする。
- ・B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）でないことが上記退院基準を満たす前に判明した場合には、現行の退院基準により対応して差し支えない。

4. これらの対応に当たっては、個人情報保護に十分ご配慮いただきますようお願いいたします。

II. 航空機内における B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）陽性者の濃厚接触者

新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者については、国立感染症研究所において、「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領」¹が示されているところです。

B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）については、感染・伝播性の高さが懸念されていることから、更なる科学的知見が得られるまでの間、B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）であることが確定した患者又は L452R 変異株 PCR 検査が陰性である検査陽性者と同一の航空機に搭乗していた場合は、その座席位置に関わらず、濃厚接触者として対応することとします。

III. B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）に係る報告及び陽性例の公表について

B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）の陽性例の公表に当たっては、厚生労働省と自治体が軌を一にして、かつ、速やかに行うことができるよう、現時点では以下に従って、自治体における公表の前に、必ず厚生労働省にご報告ください。

¹「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領」（国立感染症研究所）

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/2019ncov/2559%20cfair/10800%20covid1902.html>

(1) 報告内容及び方法

A. 対象

I. 1. ①～③に該当する者（入院の対象となる者）

B. 報告のタイミング

保健所等において、「1. 対象」に掲げる者を把握した時点で速やかに、厚生労働省に報告をお願いいたします。

※当該対象者の入院を待たず、速やかな報告を優先して下さい。

また、自治体における公表の準備が整ってから報告をするのではなく、必ず、上記の対象者を把握した時点で速やかに、報告を行って下さい。

C. 報告内容

①保健所情報

・保健所名、担当者、直通電話番号

②患者概要

※速やかな報告を優先し、順次、可能な範囲でご報告ください

・氏名、年齢、性別、生年月日

・ハース ID

・確定診断の有無、検査方法と検査結果

・変異株 PCR 検査の種類(L452R など)、実施有無、実施日、結果、判明予定日

・ゲノム解析実施の有無、実施日、結果、判明予定日

・渡航先（トランジット含む）、入国日

・症状有無

・入院有無、現在の所在

・年齢、国籍、職業

・濃厚接触者の有無（積極的疫学調査がどこまでされているか）

・新型コロナウイルスワクチン接種歴、既感染歴

D. 報告先

上記の内容について、下記の連絡先に電話連絡の上、メールで報告してください。

報告が平日夜間・土日・祝日となる場合であっても、メールで報告した際は、必ず電話で到着確認を行って下さい。

※電話した際、不在等の場合であっても、到着確認ができるまで再度お電話下さい。

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部 戦略班

TEL : 03-3595-3489

090-8940-9123 (緊急時：上記番号が繋がらない場合)

Email:SARSOPC@mhlw.go.jp

E. 報告後の進捗の報告

上記の内容について報告後、報告対象となった者について、L452R 変異株 PCR 検査

の結果が判明した際や、ゲノム解析の結果が判明した際は、D.の報告先に、必ず報告をお願いします。

(2) 公表

A. 厚生労働省と自治体の連携

B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）の陽性例の公表に当たっては、厚生労働省と自治体が軌を一にして、かつ、速やかに行うため、緊密な連携を行うものとします。

このため、自治体における公表の準備が整ってから報告をするのではなく、必ず、上記の対象者を把握した時点で速やかに、厚生労働省に報告を行って下さい。

B. 自治体が公表する際の注意点

B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）の陽性例の確定はゲノム解析により行います。これ以外の場合の拙速な公表は、対象者の個人情報の保護等の観点から、避けていただくようお願いします。

また、自治体において公表を行う際は、「一類感染症が国内で発生した場合における情報の公表に係る基本方針」（令和2年2月27日付け厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡）及び「新型コロナウイルス感染症が発生した場合における情報の公表について（補足）」（令和2年7月28日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）を踏まえ、行っていただくようお願いします。

IV. 変異株 PCR 検査及び積極的疫学調査の実施について

B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）については、他の懸念される変異株（VOCs）に比べて、再感染のリスクが高いこと等が懸念されており、この変異株の発生をより迅速に把握する必要があることから、

① I のフロー図のとおり、SARS-CoV-2 陽性と判定された全ての検体について、L452R 変異株 PCR 検査を実施すること、

② I. 1. ①～③に該当する者（入院の対象となる者）を把握した場合は、積極的疫学調査を実施すること

を徹底いただくようお願いいたします。

※変異株 PCR 検査の実施については、「新型コロナウイルス感染症の積極的疫学調査におけるゲノム解析及び変異株 PCR 検査について（要請）」（令和3年2月5日付け厚生労働省健康局結核感染症課長通知）、積極的疫学調査の実施については、「新型コロナウイルス変異株流行国・地域に滞在歴がある入国者等の方々の健康フォローアップ及び SARS-CoV-2 陽性と判定された方の情報及び検体送付の徹底について」（令和2年12月23日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）を参照して下さい。

V. B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）を含む懸念される変異株事例における HER-SYS の活用について

懸念される変異株事例における HER-SYS の入力については、「新型コロナウイルス変異株流行国・地域に滞在歴がある入国者等の方々の健康フォローアップ及び SARS-CoV-2 陽性と判定された方の情報及び検体送付の徹底について」（令和 2 年 12 月 23 日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）の V に関わらず、以下の要領に従い、B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）を含む懸念される変異株であることをチェックできる項目（①変異株 PCR 検査結果・②ゲノム解析結果）の入力をお願いいたします。

なお、B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）の濃厚接触者についても、「新型コロナウイルス感染症（変異株）に係る健康観察について」（令和 3 年 11 月 30 日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部）にてお示ししたとおり、他の濃厚接触者と同様に、HER-SYS への入力をお願いします。

【入力要領】

①変異株 PCR 検査結果（※）

- ・ L452R 変異株 PCR 及び N501Y 変異株 PCR それぞれについて、陽性、陰性、判定不能または未実施のいずれかの選択をお願いいたします。

②ゲノム解析結果

- ・ ベータ株、ガンマ株、デルタ株、オミクロン株、判定不能またはその他のいずれかを選択が可能となります。
- ・ 国立感染症研究所その他の機関でゲノム解析結果が確定した方について、プルダウンからベータ株、ガンマ株、デルタ株、オミクロン株、判定不能またはその他のいずれかの選択をお願いいたします。
- ・ ベータ株については「B. 1. 351 系統の変異株（ベータ株）」、ガンマ株については「P. 1 系統の変異株（ガンマ株）」、デルタ株については「B. 1. 617 系統. 2 の変異株（デルタ株）」であることが確認された場合に入力をお願いいたします。
- ・ 国立感染症研究所からウイルスの遺伝子の一部の分析ができず確定には至らなかったが、懸念される変異株の特徴が確認されたとの報告を受けた場合についても、該当する株の選択をお願いいたします。
- ・ ゲノム解析を行ったものの判定不能であった場合については、プルダウンから「判定不能」の選択をお願いいたします。
- ・ ①については、変異株 PCR 検査を実施した結果が判明した際に、保健所において入力をお願いします（※）。また、②については、国立感染症研究所等からゲノム解析結果を受け取った際に、保健所において入力をお願いします。

（※）HER-SYS における変異株 PCR 検査結果の入力は、12 月 10 日以降、可能となります。12 月 10 日以前の分も含め、入力をお願いします。

<参考> 現行の退院基準（「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて（一部改正）」（令和3年2月25日付け健感発0225第1号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）抜粋）

第1 退院に関する基準

新型コロナウイルス感染症の患者について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）第26条第2項において準用する法第22条の「病原体を保有していないこと」とは、原則として次の①または③に該当する場合とする。ただし、次の②または④に該当する場合も差し支えないこととする。

（1）人工呼吸器等による治療を行わなかった場合

- ① 発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合
- ② 発症日から10日間経過以前に症状軽快した場合に、症状軽快後24時間経過した後に核酸増幅法または抗原定量検査（以下「核酸増幅法等」という。）の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した24時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認された場合

（2）人工呼吸器等による治療を行った場合

- ③ 発症日から15日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合
- ④ 発症日から20日間経過以前に症状軽快した場合に、症状軽快後24時間経過した後に核酸増幅法等の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した24時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認された場合

※ ただし、③の場合は、発症日から20日間経過するまでは退院後も適切な感染予防策を講じるものとする。

また、新型コロナウイルス感染症の無症状病原体保有者については、原則として次の⑤に該当する場合に、退院の基準を満たすものとする。ただし、次の⑥に該当する場合も退院の基準を満たすものとして差し支えないこととする。

- ⑤ 発症日から10日間経過した場合
- ⑥ 発症日から6日間経過した後に核酸増幅法等の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した24時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認された場合

発症日とは、患者が症状を呈し始めた日とし、無症状病原体保有者または発症日が明らかでない場合については、陽性確定に係る検体採取日とする。症状軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることとする。また、人工呼吸器等による治療とは、人工呼吸器管理または体外式心肺補助（ECMO）管理による治療とする。

上記の核酸増幅法等の検査の際に陽性が確認された場合は、24時間後に核酸増幅法等の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した24時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認されるまで、核酸増幅法等の検査を繰り返すも

のとする。(①、③または⑤に該当した場合を除く)

なお、患者が再度症状を呈した場合や無症状病原体保有者が新たに症状を呈した場合は、症状軽快後に上記の場合に該当するまで退院の基準を満たさないものとする。

新型コロナウイルス変異株への対応に関する Q&A

- Q1. 宿泊療養施設では、どのような感染管理を行うと良いか。 13
- Q2. I. 2. の濃厚接触者が宿泊施設に滞在する際、必要経費の補助はあるか。 13
- Q3. オミクロン株の患者の濃厚接触者が宿泊施設に滞在している期間中の検査は PCR 検査のみか。また、検査費用の補助はあるのか。 13
- Q4. I. 2. で宿泊療養をお願いしている方について、自宅療養とすることは可能か。 13
- Q5. 濃厚接触者が、宿泊療養を拒否した場合の対応如何。 13
- Q6. 保健所から自宅待機等をお願いした B. 1. 1. 529 系統(オミクロン株)疑い患者に連絡が取れず、濃厚接触者等の関係者に尋ねても連絡が取れないが、行方不明届けを出していいか。 14
- Q7. 入国後、健康観察期間内であるのに、外出を繰り返すような場合、氏名や居住地を公表してよいか。 14
- Q8. オミクロンの患者と航空機と同乗者であって、療養施設への入所に同意した場合に、疑似症患者とされることとなっているが、発生届の提出及びハースス入力が必要か。 14**
- Q9. L452R 変異株 PCR 検査で判定不能の場合で、オミクロン株が疑われる事例とはどのような場合か。 14
- Q10. 変異株 PCR 検査について、L452R ではなく、N501Y で代用しても良いか。 15
- Q11. L452R 変異株 PCR 検査において、陰性もしくは判定不能だった場合、その CT 値に関わらずゲノム解析を行うのか。 15
- Q12. 海外渡航歴があるもしくはオミクロン株が疑われる場合に、変異株 PCR 検査が判定不能かつゲノム解析が解析不能であった場合の退院基準はどうなるのか。 15
- Q13. I. 1. ①及び②の方について、ゲノム解析の結果が出るまでに、3 の退院基準を満たした場合、退院してもよいか。 15**
- Q14. (過去 14 日以内に海外への滞在歴または渡航歴のない) 検査陽性者であって、L452R 変異株 PCR 検査が陽性 (CT 値 30 未満) である者について、L452R 陽性で、ゲノム解析の結果が出るまで時間がかかる場合もしくはゲノム解析が解析不能であった場合は、通常に対応でいいのか。 .. 16
- Q15. 航空機内濃厚接触者について、2 日に 1 回検査とあるが、14 日目に検体採取をした場合、その結果を踏まえて療養解除となるのか。 16
- Q16. 船舶において、船員が陽性の場合、入院させる必要はあるか。 16
- Q17. I. 2. の濃厚接触者について、2 日に 1 回を目安に検査とあるが、14 日目に検体採取を行い、その結果が 14 日を超える場合は、その結果を踏まえて宿泊施設での滞在を解除して良いか。また、2 日に 1 回検査を行った結果、例えば 13 日目に検査を行い、その結果をもって 14 日目に療養解除して良いか。 16
- Q18. 検疫において検査陽性となった者について、オミクロン株であるか否かが判明するまでの流れをどうなるのか。 16
- Q19. 海外渡航歴があり新型コロナウイルス感染症の検査陽性の場合に入院している者が、L452R 変異株 PCR 検査で陽性の場合、ゲノム解析の結果を待たずに宿泊療養に移行してもよいか。 .. 17

Q20. オミクロン株の陽性者の機内濃厚接触者として健康フォローアップ期間中にコロナ陽性となり、ゲノム解析の結果デルタ株でした。どのように対応すればよいでしょうか。 17

Q1. 宿泊療養施設では、どのような感染管理を行うと良いか。

他国において、検疫施設における感染伝播が疑われる事案が発生していることから、宿泊療養施設に滞在させる場合、B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）以外の新型コロナの宿泊療養者と厳格な時間的・空間的な分離が必要となります。例えば、B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）以外の宿泊療養者との階を分ける、それが難しい場合、他の変異株の宿泊療養者が食事やゴミ出し等で個室のドアを開ける時間帯を変えるなど、運用面で配慮する必要があります。

Q2. I. 2. の濃厚接触者が宿泊施設に滞在する際、必要経費の補助はあるか。

当該濃厚接触者については、「航空機内における B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）陽性者の濃厚接触者に関する宿泊施設への滞在について」（令和 3 年 12 月 1 日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）でお示ししたとおり、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金による新型コロナウイルス感染症対策事業の補助対象とすることが可能です。

Q3. オミクロン株の患者の濃厚接触者が宿泊施設に滞在している期間中の検査は PCR 検査のみか。また、検査費用の補助はあるのか。

検査方法については PCR 検査又は抗原定量検査による方法が考えられます。また、費用については行政検査として取扱うことが可能です。

Q4. I. 2. で宿泊療養をお願いしている方について、自宅療養とすることは可能か。

宿泊施設での滞在に対してご理解を得ることが極めて困難な場合には、対象となる方が下記の対応を行うことを前提に、臨時応急的な措置として自宅療養を行うようお願いいたします（宿泊療養が可能となった場合には、可能な限り速やかに宿泊療養に移行）。

（自宅療養中の対応）

法第 15 条に基づく調査として、SARS-CoV-2 に対する核酸増幅法等の検査を 2 日に 1 回を目安に実施し、最終曝露日（陽性者との接触等）から 14 日間経過し、かつ最終曝露日を 0 日として 14 日目の検査が陰性であった場合に自宅療養を解除。

Q5. 濃厚接触者が、宿泊療養を拒否した場合の対応如何。

I. 2. でお示しする方については、更なる科学的知見が得られるまでの間、法第 44 条の 3 第 2 項に基づく必要な協力として宿泊施設への滞在を求めていることとなります。

濃厚接触者の方に対しては、まずは、オミクロン株に関する更なる科学的知見が得られるまでの間の対応として宿泊施設に滞在いただくことについて、丁寧な説明等（※）を行うことにより、対象者の御理解・御協力を得られるようにすることが基本

となりますが、宿泊施設での滞在が困難であるなどやむを得ない事情により対応が困難な事例が生じた場合には、下記までご連絡下さい。

※入国後 14 日以内の方であれば、入国時に保健所等における指示があった場合にはそれに従うことを誓約いただいていること等について説明いただくことも考えられます。

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部 戦略班
Mail: SARSOPC@mhlw.go.jp
TEL : 03-3595-3489

Q6. 保健所から自宅待機等をお願いした B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）疑い患者に連絡が取れず、濃厚接触者等の関係者に尋ねても連絡が取れないが、行方不明届けを出していいか。

下記 URL の通知・事務連絡のとおり、行方不明届を出す場合についての留意事項をお示ししておりますので、これらを参考にしつつ、管轄の警察署と相談しつつ届出ていただくようお願いいたします。

<https://www.npa.go.jp/safetylife/seianki/fumei/koronayukuefumei0722.pdf>
<https://www.mhlw.go.jp/content/000651755.pdf>

Q7. 入国後、健康観察期間内であるのに、外出を繰り返すような場合、氏名や居住地を公表してよいか。

お尋ねのような場合には、自治体において氏名・居住地を公表することは、感染拡大防止に資するものではなく、著しく個人情報保護を損なうものであるため、控えていただくべきであると考えます。

Q8. オミクロンの患者と航空機と同乗者であって、療養施設への入所に同意した場合に、疑似症患者とされることとなっているが、発生届の提出及びハース入力
は必要か。

発生届の提出は不要です。HER-SYS 入力については、第 15 条に基づく積極的疫学調査の結果及び、健康フォローアップ中の健康観察に係る項目の入力をお願いします。

Q9. L452R 変異株 PCR 検査で判定不能の場合で、オミクロン株が疑われる事例とはどのような場合か。

同居家族等でオミクロン株陽性が確定した患者がいる場合など、明らかな疫学的リンクがある場合には、オミクロン株が疑われる事例と考えられます。

Q10. 変異株 PCR 検査について、L452R ではなく、N501Y で代用しても良いか。

国立感染症研究所の初期の評価に基づき、まずは L452R 変異株 PCR 検査の陰性を確認することにより、オミクロン株の可能性を探知することをお願いしているところですが、国立感染症研究所の新たな評価によると、N501Y 変異株 PCR 検査の陽性を確認することでも、オミクロン株の可能性を探知できることが確認されました。

このため、N501Y 変異株 PCR 検査で代用することもできますが、N501Y 変異株 PCR 検査を用いる場合は、Cp 値 (Ct 値) の結果のみをもって判断するのではなく、501Y (N501Y 変異陽性) の蛍光増殖曲線を目視で確認する必要があることに留意が必要です。詳細は、「SARS-CoV-2 の変異株 B. 1. 1. 529 系統 (オミクロン株) について (第 3 報)」の“国内におけるスクリーニング検査法”を確認してください。

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/2019-ncov/2551-cepr/10817-cepr-b11529-3.html>

なお、N501Y 変異株 PCR 検査を用いる場合は、Cp 値 (Ct 値) の確認に加え、501Y の蛍光増殖曲線を目視での確認結果を踏まえ、HER-SYS の変異株 PCR 検査結果の項目の N501Y 変異株 PCR の入力欄に結果を入力してください。

Q11. L452R 変異株 PCR 検査において、陰性もしくは判定不能だった場合、その CT 値に関わらずゲノム解析を行うのか。

CT 値に関わらずゲノム解析の実施をお願いいたします。

Q12. 海外渡航歴があるもしくはオミクロン株が疑われる場合に、変異株 PCR 検査が判定不能かつゲノム解析が解析不能であった場合の退院基準はどうなるのか。

お尋ねの場合の退院基準については、本事務連絡の 3 のとおり、科学的な知見が得られるまでの当面の間、以下のとおりとするようお願いいたします。更なる科学的知見が得られた場合については、改めて、ご連絡いたします。

(1) 有症状者の場合

症状軽快後 24 時間経過した後に核酸増幅法または抗原定量検査 (以下「核酸増幅法等」という。) の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した 24 時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認された場合

(2) 無症状病原体保有者の場合

陽性の確認から 6 日間経過した後に核酸増幅法等の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した 24 時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認された場合

Q13. I. 1. ①及び②の方について、ゲノム解析の結果が出るまでに、3 の退院基準を満たした場合、退院してもよいか。

貴見のとおりです。

Q14. (過去 14 日以内に海外への滞在歴または渡航歴のない) 検査陽性者であって、L452R 変異株 PCR 検査が陽性 (CT 値 30 未満) である者について、L452R 陽性で、ゲノム解析の結果が出るまで時間がかかる場合もしくはゲノム解析が解析不能であった場合は、通常に対応でいいのか。

貴見のとおりです。

Q15. 航空機内濃厚接触者について、2 日に 1 回検査とあるが、14 日目に検体採取をした場合、その結果を踏まえて療養解除となるのか。

貴見のとおりです。

Q16. 船舶において、船員が陽性の場合、入院させる必要はあるか。

外国から来航した船舶 (漁船を含む) において船員が陽性となった場合には、速やかにお近くの検疫所までご連絡ください。

なお、船内において隔離措置を実施でき、かつ、陽性者が船内での療養が可能な健康状態である場合、船内での療養を行うことも可能です。

Q17. I. 2. の濃厚接触者について、2 日に 1 回を目安に検査とあるが、14 日目に検体採取を行い、その結果が 14 日を超える場合は、その結果を踏まえて宿泊施設での滞在を解除して良いか。また、2 日に 1 回検査を行った結果、例えば 13 日目に検査を行い、その結果をもって 14 日目に療養解除して良いか。

差し支えありません。

Q18. 検疫において検査陽性となった者について、オミクロン株であるか否かが判明するまでの流れをどうなるのか。

検疫又は検疫所長が指定する施設において、新型コロナウイルス感染症の検査陽性となった者 (以下「陽性者」という。) については、L452R 変異株 PCR 検査を実施することとしており、全自治体に対して、L452R 変異株 PCR 検査で陰性となった者が搭乗していた航空機の便名を共有いたします。その際、当該航空機に搭乗していた陽性者以外の者 (以下「機内同乗者」という。) は、その座席位置に関わらず、濃厚接触者として、宿泊施設に滞在していただくことを求めています。

陽性者については、ゲノム解析を行い (※1)、解析結果についても速やかに関係する自治体に共有します。オミクロン株であることが確定となった場合には、機内同乗者は宿泊施設における滞在を継続ください。オミクロン株であることが確定しない場合には、機内同乗者は宿泊施設での待機が解除になりますが、機内同乗者が陽性者の前後 2 列以内の列に搭乗していた場合 (※2) には、引き続き濃厚接触者として対応が必要となりますので、留意ください。なお、ゲノム解析の結果オミクロン株であることが確定とはならず、かつ、陽性者の前後 2 列以内の列に搭乗していた機内同乗者については、「入国者等に対する健康フォローアップの実施に当たっての留意点に

ついて」(令和3年7月7日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡)の内容に従ってご対応いただきますよう宜しくお願いいたします。

(※1) ゲノム解析には、数日を要するため、ご連絡まで時間がかかることがあります。

(※2) ゲノム解析の結果、陽性者がオミクロン株であることが確定しない場合には、当該陽性者が搭乗していた航空機の座席情報を関係する自治体に送付します。

Q19. 海外渡航歴があり新型コロナウイルス感染症の検査陽性の場合に入院している者が、L452R 変異株 PCR 検査で陽性の場合、ゲノム解析の結果を待たずに宿泊療養に移行してもよいか。

L452R 変異株 PCR 検査で陽性の場合でも、ゲノム解析の最終結果が判るまで、入院を継続していただくようお願いします。ゲノム解析によりオミクロン株以外の変異株であることが判明した場合には、他の変異株と同様に宿泊療養や自宅療養に移行してください。

Q20. オミクロン株の陽性者の機内濃厚接触者として健康フォローアップ期間中にコロナ陽性となり、ゲノム解析の結果デルタ株でした。どのように対応すればよいでしょうか。

オミクロン株とデルタ株の共感染のリスクについては不明であり、デルタ株の感染者としての入院等の感染管理とオミクロン株の濃厚接触者として、最終曝露日からの14日間の健康フォローアップの双方が必要となります。デルタ株としての退院基準とオミクロン株の濃厚接触者としてのフォローアップのいずれか遅い方が到達する時点及びその2日前の2回のPCR検査を実施してください。いずれも陰性である場合、または陽性となってもいずれのCt値も十分に高く(目安としてCt値が32以上)低下傾向がない場合にはデルタ株のPCRの陽性持続例としてフォローアップの終了が可能です。PCR結果の結果が陽性で、Ct値が低い場合や低下傾向を認める場合には、オミクロン株への感染の可能性が否定できないため、追加のゲノム解析を実施してください。

(健Ⅱ449F)
令和3年12月14日

都道府県医師会
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長
釜 菔 敏

B.1.1.529 系統（オミクロン株）の感染が確認された患者等に係る入退院及び航空機内における濃厚接触者並びに公表等の取扱いについて

今般、標記の事務連絡について2度の改正がなされ、本会に対しても情報提供がありましたのでご連絡いたします。

本改正では、Q&AにQ8～14が追加されるとともに、航空機内におけるオミクロン株感染者の濃厚接触者の取扱いについて、L452R変異株PCR検査が陰性である患者と同一の航空機に搭乗していた場合の搭乗者についても、オミクロン株であることが確定した患者の場合と同様に、その座席位置に関わらず、濃厚接触者として対応することとされました。

また、国立感染症研究所の新たな評価によると、L452R変異株PCR検査の陰性を確認することに加え、N501Y変異株PCR検査の陽性を確認することでも、オミクロン株の可能性を探知できるとされております。

関連通知「新型コロナウイルス感染症の積極的疫学調査におけるゲノム解析及び変異株PCR検査について（要請）」も改正され、Q&AにQ9～13が追加されておりますので併せて、ご連絡いたします。（改正前の通達については、令和3年12月7日付（健Ⅱ437F）をご参照ください）

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、郡市区医師会及び関係医療機関に対する情報提供のほど、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

事 務 連 絡
令和 3 年 11 月 30 日
令和 3 年 12 月 13 日一部改正

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）の感染が確認された患者等に係る入退院及び航空機内における濃厚接触者並びに公表等の取扱いについて

平素より、新型コロナウイルス感染症対策に御尽力・御協力を賜り、誠にありがとうございます。

今般、南アフリカ等で確認された新たな変異株である B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）については、懸念される変異株に指定され、他の懸念される変異株（VOCs）に比べて、再感染のリスクが高いこと等が懸念されております。

このため、当面の間、従来の「新型コロナウイルス変異株流行国・地域に滞在歴がある入国者等の方々の健康フォローアップ及び SARS-CoV-2 陽性と判定された方の情報及び検体送付の徹底について」（令和 2 年 12 月 23 日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）に関わらず、B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）の感染が確認された患者等に係る入退院の取扱い及び航空機内における濃厚接触者並びに公表等の取扱いについては、下記のとおり対応をお願いします。あわせて、管内市町村、関係機関等への周知をお願いいたします。B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）に係る報告については、本事務連絡のⅢで示す報告内容を下記の連絡先に電話連絡の上、メールで報告してください。

また、B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）については、B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）であることが確定した患者と同一の航空機に搭乗していた場合は、その座席位置に関わらず、濃厚接触者として対応いただくようお願いしていたところですが、L452R 変異株 PCR 検査が陰性である患者と同一の航空機に搭乗していた場合についても、上記の場合と同様に、その座席位置に関わらず、濃厚接触者として対応いただくようお願いいたします。

（主な改正箇所は太字下線）

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部 戦略班 Mail: SARSOPC@mhlw.go.jp TEL : 03 3595 3489（平日のみ） / 090 8940 9123（平日夜間・土日・祝日）

記

I. B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）の患者及び当該患者に対する入退院の取扱い

1. 当面の間、以下の者については、原則、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「法」という。）第 19 条第 1 項の規定に基づく入院を行うこととし（※1、※2）、迅速に対応がとれるよう、あらかじめ医療機関の確保等について調整しておくようお願いいたします。

入院等に当たっての対応については、以下のフロー図を参照して下さい。

ただし、以下の者がゲノム解析により B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）でないことが確定した場合には、他の新型コロナウイルス感染症患者と同様に、症状等に応じて、療養先を決定して下さい。

①新型コロナウイルス感染症の検査陽性者（無症状の場合も含む。以下「検査陽性者」という。）であって、過去 14 日以内に海外への滞在歴または渡航歴のある入国者（乗員も含む）

（フロー図中、①に対応）

②検査陽性者であって、

・L452R 変異株 PCR 検査が陰性である者

又は

・L452R 変異株 PCR 検査が判定不能である者のうち B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）であると疑うに足りる正当な理由のある者

（フロー図中、②に対応）

③検査陽性者であって、L452R 変異株 PCR 検査が陽性（CT 値 30 未満）である者のうち、

・ゲノム解析の結果、B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）であることが確定した者

又は

・ゲノム解析の結果が判定不能である者のうち B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）であると疑うに足りる正当な理由のある者

（フロー図中、③に対応）

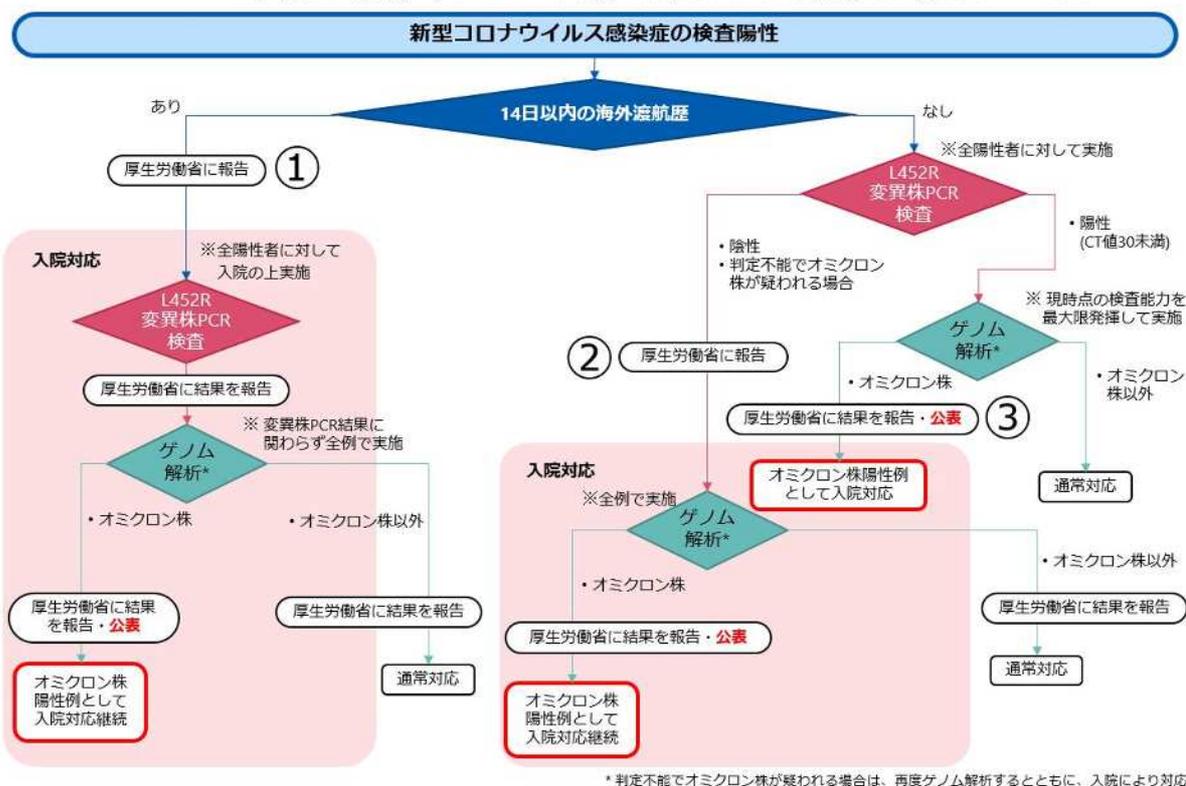
※1 入院期間中は個室隔離とし、他の株の患者と同室にしないこと。また、陰圧管理を行うことが望ましい。なお、B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）であることが確定した患者同士を同室とすることは可能。

※2 変異株 PCR 検査及びゲノム解析の実施については、「新型コロナウイルス感染症の積極的疫学調査におけるゲノム解析及び変異株 PCR 検査について（要請）」（健感発 0205 第 4 号 令和 3 年 2 月 5 日付け厚生労働省結核感染症課長通知）を参照。

※3 本事務連絡における「過去14日以内」の起算点は、以下のとおり。

- ・有症状の場合は、発症日
- ・無症状の場合は、検体採取日

B.1.1.529 系統の変異株（オミクロン株）陽性者等の行政対応に係るフロー図



2. また、以下の者については、更なる科学的知見が得られるまでの間、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 44 条の 3 第 2 項に基づく必要な協力として宿泊施設に滞在していただくことを求めています。

- ①ゲノム解析の結果、B.1.1.529 系統（オミクロン株）であることが確定した検査陽性者の濃厚接触者（※）
- ②ゲノム解析の結果が判定不能である者のうち B.1.1.529 系統（オミクロン株）であると疑うに足りる正当な理由のある検査陽性者の濃厚接触者（※）
- ③B.1.1.529 系統（オミクロン株）であることが確定 又は L452R 変異株 PCR 検査が陰性である 検査陽性者の航空機内における濃厚接触者（※）

※ 法第 15 条に基づく調査として、SARS-CoV-2 に対する核酸増幅法等の検査を 2 日に 1 回を目安に実施し、最終曝露日（陽性者との接触等）から 14 日間経過し、かつ最終曝露日を 0 日として 14 日目の検査が陰性であった場合に退所できる。

3. また、上記 1 により入院した者の退院基準については、科学的な知見が得られるまでの当面の間、以下のとおりとするようお願いいたします。更なる科学的知見が得られた場合については、改めて、ご連絡いたします。

(1) 有症状者の場合

症状軽快後 24 時間経過した後に核酸増幅法または抗原定量検査（以下「核酸増

幅法等」という。)の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した 24 時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認された場合

(2) 無症状病原体保有者の場合

陽性の確認から 6 日間経過した後に核酸増幅法等の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した 24 時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認された場合

(留意事項)

- ・症状軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることとする。
- ・上記の核酸増幅法等の検査の際に陽性が確認された場合は、24 時間後に核酸増幅法等の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した 24 時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認されるまで、核酸増幅法等の検査を繰り返すものとする。
- ・なお、患者が再度症状を呈した場合や無症状病原体保有者が新たに症状を呈した場合は、症状軽快後に上記の場合に該当するまで退院の基準を満たさないものとする。
- ・B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）でないことが上記退院基準を満たす前に判明した場合には、現行の退院基準により対応して差し支えない。

4. これらの対応に当たっては、個人情報保護に十分ご配慮いただきますようお願いいたします。

II. 航空機内における B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）陽性者の濃厚接触者

新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者については、国立感染症研究所において、「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領」¹が示されているところです。

B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）については、感染・伝播性の高さが懸念されていることから、更なる科学的知見が得られるまでの間、B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）であることが確定した患者 又は L452R 変異株 PCR 検査が陰性である検査陽性者 と同一の航空機に搭乗していた場合は、その座席位置に関わらず、濃厚接触者として対応することとします。

III. B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）に係る報告及び陽性例の公表について

B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）の陽性例の公表に当たっては、厚生労働省と自治体が軌を一にして、かつ、速やかに行うことができるよう、現時点では以下に従って、自治体における公表の前に、必ず厚生労働省にご報告ください。

¹「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領」（国立感染症研究所）

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/2019ncov/2559%20cfeir/10800%20covid1902.html>

(1) 報告内容及び方法

A. 対象

I. 1. ①～③に該当する者（入院の対象となる者）

B. 報告のタイミング

保健所等において、「1. 対象」に掲げる者を把握した時点で速やかに、厚生労働省に報告をお願いいたします。

※当該対象者の入院を待たず、速やかな報告を優先して下さい。

また、自治体における公表の準備が整ってから報告をするのではなく、必ず、上記の対象者を把握した時点で速やかに、報告を行って下さい。

C. 報告内容

①保健所情報

・保健所名、担当者、直通電話番号

②患者概要

※速やかな報告を優先し、順次、可能な範囲でご報告ください

・氏名、年齢、性別、生年月日

・ハース ID

・確定診断の有無、検査方法と検査結果

・変異株 PCR 検査の種類(L452R など)、実施有無、実施日、結果、判明予定日

・ゲノム解析実施の有無、実施日、結果、判明予定日

・渡航先（トランジット含む）、入国日

・症状有無

・入院有無、現在の所在

・年齢、国籍、職業

・濃厚接触者の有無（積極的疫学調査がどこまでされているか）

・新型コロナウイルスワクチン接種歴、既感染歴

D. 報告先

上記の内容について、下記の連絡先に電話連絡の上、メールで報告してください。

報告が平日夜間・土日・祝日となる場合であっても、メールで報告した際は、必ず電話で到着確認を行って下さい。

※電話した際、不在等の場合であっても、到着確認ができるまで再度お電話下さい。

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部 戦略班

Mail: SARSOPC@mhlw.go.jp

TEL : 03 3595 3489 (平日のみ) / 090 8940 9123 (平日夜間・土日・祝日)

E. 報告後の進捗の報告

上記の内容について報告後、報告対象となった者について、L452R 変異株 PCR 検査

の結果が判明した際や、ゲノム解析の結果が判明した際は、D.の報告先に、必ず報告をお願いします。

(2) 公表

A. 厚生労働省と自治体の連携

B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）の陽性例の公表に当たっては、厚生労働省と自治体が軌を一にして、かつ、速やかに行うため、緊密な連携を行うものとします。

このため、自治体における公表の準備が整ってから報告をするのではなく、必ず、上記の対象者を把握した時点で速やかに、厚生労働省に報告を行って下さい。

B. 自治体が公表する際の注意点

B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）の陽性例の確定はゲノム解析により行います。これ以外の場合の拙速な公表は、対象者の個人情報の保護等の観点から、避けていただくようお願いします。

また、自治体において公表を行う際は、「一類感染症が国内で発生した場合における情報の公表に係る基本方針」（令和2年2月27日付け厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡）及び「新型コロナウイルス感染症が発生した場合における情報の公表について（補足）」（令和2年7月28日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）を踏まえ、行っていただくようお願いします。

IV. 変異株 PCR 検査及び積極的疫学調査の実施について

B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）については、他の懸念される変異株（VOCs）に比べて、再感染のリスクが高いこと等が懸念されており、この変異株の発生をより迅速に把握する必要があることから、

① I のフロー図のとおり、SARS-CoV-2 陽性と判定された全ての検体について、L452R 変異株 PCR 検査を実施すること、

② I. 1. ①～③に該当する者（入院の対象となる者）を把握した場合は、積極的疫学調査を実施すること

を徹底いただくようお願いいたします。

※変異株 PCR 検査の実施については、「新型コロナウイルス感染症の積極的疫学調査におけるゲノム解析及び変異株 PCR 検査について（要請）」（令和3年2月5日付け厚生労働省健康局結核感染症課長通知）、積極的疫学調査の実施については、「新型コロナウイルス変異株流行国・地域に滞在歴がある入国者等の方々の健康フォローアップ及び SARS-CoV-2 陽性と判定された方の情報及び検体送付の徹底について」（令和2年12月23日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）を参照して下さい。

V. B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）を含む懸念される変異株事例における HER-SYS の活用について

懸念される変異株事例における HER-SYS の入力については、「新型コロナウイルス変異株流行国・地域に滞在歴がある入国者等の方々の健康フォローアップ及び SARS-CoV-2 陽性と判定された方の情報及び検体送付の徹底について」（令和 2 年 12 月 23 日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）の V に関わらず、以下の要領に従い、B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）を含む懸念される変異株であることをチェックできる項目（①変異株 PCR 検査結果・②ゲノム解析結果）の入力をお願いいたします。

なお、B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）の濃厚接触者についても、「新型コロナウイルス感染症（変異株）に係る健康観察について」（令和 3 年 11 月 30 日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部）にてお示ししたとおり、他の濃厚接触者と同様に、HER-SYS への入力をお願いします。

【入力要領】

①変異株 PCR 検査結果（※）

- ・L452R 変異株 PCR 及び N501Y 変異株 PCR それぞれについて、陽性、陰性、判定不能または未実施のいずれかの選択をお願いいたします。

②ゲノム解析結果

- ・ベータ株、ガンマ株、デルタ株、オミクロン株、判定不能またはその他のいずれかを選択が可能となります。
- ・国立感染症研究所その他の機関でゲノム解析結果が確定した方について、プルダウンからベータ株、ガンマ株、デルタ株、オミクロン株、判定不能またはその他のいずれかの選択をお願いいたします。
- ・ベータ株については「B. 1. 351 系統の変異株（ベータ株）」、ガンマ株については「P. 1 系統の変異株（ガンマ株）」、デルタ株については「B. 1. 617 系統. 2 の変異株（デルタ株）」であることが確認された場合に入力をお願いいたします。
- ・国立感染症研究所からウイルスの遺伝子の一部の分析ができず確定には至らなかったが、懸念される変異株の特徴が確認されたとの報告を受けた場合についても、該当する株の選択をお願いいたします。
- ・ゲノム解析を行ったものの判定不能であった場合については、プルダウンから「判定不能」の選択をお願いいたします。
- ・①については、変異株 PCR 検査を実施した結果が判明した際に、保健所において入力をお願いします（※）。また、②については、国立感染症研究所等からゲノム解析結果を受け取った際に、保健所において入力をお願いします。

（※）HER-SYS における変異株 PCR 検査結果の入力は、12 月 10 日以降、可能となります。12 月 10 日以前の分も含め、入力をお願いします。

<参考> 現行の退院基準（「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて（一部改正）」（令和3年2月25日付け健感発0225第1号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）抜粋）

第1 退院に関する基準

新型コロナウイルス感染症の患者について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）第26条第2項において準用する法第22条の「病原体を保有していないこと」とは、原則として次の①または③に該当する場合とする。ただし、次の②または④に該当する場合も差し支えないこととする。

（1）人工呼吸器等による治療を行わなかった場合

- ① 発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合
- ② 発症日から10日間経過以前に症状軽快した場合に、症状軽快後24時間経過した後に核酸増幅法または抗原定量検査（以下「核酸増幅法等」という。）の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した24時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認された場合

（2）人工呼吸器等による治療を行った場合

- ③ 発症日から15日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合
- ④ 発症日から20日間経過以前に症状軽快した場合に、症状軽快後24時間経過した後に核酸増幅法等の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した24時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認された場合

※ ただし、③の場合は、発症日から20日間経過するまでは退院後も適切な感染予防策を講じるものとする。

また、新型コロナウイルス感染症の無症状病原体保有者については、原則として次の⑤に該当する場合に、退院の基準を満たすものとする。ただし、次の⑥に該当する場合も退院の基準を満たすものとして差し支えないこととする。

- ⑤ 発症日から10日間経過した場合
- ⑥ 発症日から6日間経過した後に核酸増幅法等の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した24時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認された場合

発症日とは、患者が症状を呈し始めた日とし、無症状病原体保有者または発症日が明らかでない場合については、陽性確定に係る検体採取日とする。症状軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることとする。また、人工呼吸器等による治療とは、人工呼吸器管理または体外式心肺補助（ECMO）管理による治療とする。

上記の核酸増幅法等の検査の際に陽性が確認された場合は、24時間後に核酸増幅法等の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した24時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認されるまで、核酸増幅法等の検査を繰り返すも

のとする。(①、③または⑤に該当した場合を除く)

なお、患者が再度症状を呈した場合や無症状病原体保有者が新たに症状を呈した場合は、症状軽快後に上記の場合に該当するまで退院の基準を満たさないものとする。

新型コロナウイルス変異株への対応に関する Q&A

- Q1. 宿泊療養施設では、どのような感染管理を行うと良いか。 12
- Q2. I . 2 . の濃厚接触者が宿泊施設に滞在する際、必要経費の補助はあるか。 12
- Q3. オミクロン株の患者の濃厚接触者が宿泊施設に滞在している期間中の検査は PCR 検査のみか。また、検査費用の補助はあるのか。 12
- Q4. I . 2 . で宿泊療養をお願いしている方について、自宅療養とすることは可能か。 12
- Q5. 濃厚接触者が、宿泊療養を拒否した場合の対応如何。 12
- Q6. 保健所から自宅待機等をお願いした B. 1. 1. 529 系統(オミクロン株)疑い患者に連絡が取れず、濃厚接触者等の関係者に尋ねても連絡が取れないが、行方不明届けを出していいか。 13
- Q7. 入国後、健康観察期間内であるのに、外出を繰り返すような場合、氏名や居住地を公表してよいか。 13
- Q8. L452R 変異株 PCR 検査で判定不能の場合で、オミクロン株が疑われる事例とはどのような場合か。 13
- Q9. 変異株 PCR 検査について、L452R ではなく、N501Y で代用しても良いか。 13
- Q10. L452R 変異株 PCR 検査において、陰性もしくは判定不能だった場合、その CT 値に関わらずゲノム解析を行うのか。 13
- Q11. 海外渡航歴があるもしくはオミクロン株が疑われる場合に、変異株 PCR 検査が判定不能かつゲノム解析が解析不能であった場合の退院基準はどうなるのか。 14
- Q12. (過去 14 日以内に海外への滞在歴または渡航歴のない) 検査陽性者であって、L452R 変異株 PCR 検査が陽性 (CT 値 30 未満) である者について、L452R 陽性で、ゲノム解析の結果が出るまで時間がかかる場合もしくはゲノム解析が解析不能であった場合は、通常に対応でいいのか。 .. 14
- Q13. 航空機内濃厚接触者について、2 日に 1 回検査とあるが、14 日目に検体採取をした場合、その結果を踏まえて療養解除となるのか。 14
- Q14. 船舶において、船員が陽性の場合、入院させる必要はあるか。 14

Q1. 宿泊療養施設では、どのような感染管理を行うと良いか。

他国において、検疫施設における感染伝播が疑われる事案が発生していることから、宿泊療養施設に滞在させる場合、B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）以外の新型コロナウイルスの宿泊療養者と厳格な時間的・空間的な分離が必要となります。例えば、B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）以外の宿泊療養者との階を分ける、それが難しい場合、他の変異株の宿泊療養者が食事やゴミ出し等で個室のドアを開ける時間帯を変えるなど、運用面で配慮する必要があります。

Q2. I. 2. の濃厚接触者が宿泊施設に滞在する際、必要経費の補助はあるか。

当該濃厚接触者については、「航空機内における B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）陽性者の濃厚接触者に関する宿泊施設への滞在について」（令和 3 年 12 月 1 日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）でお示ししたとおり、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金による新型コロナウイルス感染症対策事業の補助対象とすることが可能です。

Q3. オミクロン株の患者の濃厚接触者が宿泊施設に滞在している期間中の検査は PCR 検査のみか。また、検査費用の補助はあるのか。

検査方法については PCR 検査又は抗原定量検査による方法が考えられます。また、費用については行政検査として取扱うことが可能です。

Q4. I. 2. で宿泊療養をお願いしている方について、自宅療養とすることは可能か。

宿泊施設での滞在に対してご理解を得ることが極めて困難な場合には、対象となる方が外出しないことを前提に、臨時応急的な措置として自宅療養を行うようお願いいたします（宿泊療養が可能となった場合には、可能な限り速やかに宿泊療養に移行）。

Q5. 濃厚接触者が、宿泊療養を拒否した場合の対応如何。

I. 2. でお示しする方については、更なる科学的知見が得られるまでの間、法第 44 条の 3 第 2 項に基づく必要な協力として宿泊施設への滞在を求めていただくこととなります。

濃厚接触者の方に対しては、まずは、オミクロン株に関する更なる科学的知見が得られるまでの間の対応として宿泊施設に滞在いただくことについて、丁寧な説明等（※）を行うことにより、対象者の御理解・御協力を得られるようにすることが基本となりますが、宿泊施設での滞在が困難であるなどやむを得ない事情により対応が困難な事例が生じた場合には、厚生労働省までご連絡下さい。

※入国後 14 日以内の方であれば、入国時に保健所等における指示があった場合にはそれに従うことを誓約いただいていること等について説明いただくことも考えられます。

Q6. 保健所から自宅待機等をお願いした B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）疑い患者に連絡が取れず、濃厚接触者等の関係者に尋ねても連絡が取れないが、行方不明届けを出していいか。

下記 URL の通知・事務連絡のとおり、行方不明届けを出す場合についての留意事項をお示ししておりますので、これらを参考にしつつ、管轄の警察署と相談しつつ届出ていただくようお願いいたします。

<https://www.npa.go.jp/safetylife/seianki/fumei/koronayukuefumei0722.pdf>

<https://www.mhlw.go.jp/content/000651755.pdf>

Q7. 入国後、健康観察期間内であるのに、外出を繰り返すような場合、氏名や居住地を公表してよいか。

お尋ねのような場合には、自治体において氏名・居住地を公表することは、感染拡大防止に資するものではなく、著しく個人情報保護を損なうものであるため、控えていただくべきであると考えます。

Q8. L452R 変異株 PCR 検査で判定不能の場合で、オミクロン株が疑われる事例とほどのような場合か。

同居家族等でオミクロン株陽性が確定した患者がいる場合など、明らかな疫学的リンクがある場合には、オミクロン株が疑われる事例と考えられます。

Q9. 変異株 PCR 検査について、L452R ではなく、N501Y で代用しても良いか。

国立感染症研究所の初期の評価に基づき、まずは L452R 変異株 PCR 検査の陰性を確認することにより、オミクロン株の可能性を探知することをお願いしているところですが、国立感染症研究所の新たな評価によると、N501Y 変異株 PCR 検査の陽性を確認することでも、オミクロン株の可能性を探知できることが確認されました。

このため、N501Y 変異株 PCR 検査で代用することもできますが、N501Y 変異株 PCR 検査を用いる場合は、Cp 値 (Ct 値) の結果のみをもって判断するのではなく、501Y (N501Y 変異陽性) の蛍光増殖曲線を目視で確認する必要があることに留意が必要です。詳細は、「SARS-CoV-2 の変異株 B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）について（第3報）」の“国内におけるスクリーニング検査法”を確認してください。

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/2019-ncov/2551-cepr/10817-cepr-bl1529-3.html>

なお、N501Y 変異株 PCR 検査を用いる場合は、Cp 値 (Ct 値) の確認に加え、501Y の蛍光増殖曲線を目視での確認結果を踏まえ、HER-SYS の変異株 PCR 検査結果の項目の N501Y 変異株 PCR の入力欄に結果を入力してください。

Q10. L452R 変異株 PCR 検査において、陰性もしくは判定不能だった場合、その Ct 値に関わらずゲノム解析を行うのか。

CT 値に関わらずゲノム解析の実施をお願いいたします。

Q11. 海外渡航歴があるもしくはオミクロン株が疑われる場合に、変異株 PCR 検査が判定不能かつゲノム解析が解析不能であった場合の退院基準はどうなるのか。

お尋ねの場合の退院基準については、本事務連絡の3のとおり、科学的な知見が得られるまでの当面の間、以下のとおりとするようお願いいたします。更なる科学的知見が得られた場合については、改めて、ご連絡いたします。

(1) 有症状者の場合

症状軽快後 24 時間経過した後に核酸増幅法または抗原定量検査（以下「核酸増幅法等」という。）の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した 24 時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認された場合

(2) 無症状病原体保有者の場合

陽性の確認から 6 日間経過した後に核酸増幅法等の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した 24 時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認された場合

Q12. (過去 14 日以内に海外への滞在歴または渡航歴のない) 検査陽性者であって、L452R 変異株 PCR 検査が陽性 (CT 値 30 未満) である者について、L452R 陽性で、ゲノム解析の結果が出るまで時間がかかる場合もしくはゲノム解析が解析不能であった場合は、通常に対応でいいのか。

貴見のとおりです。

Q13. 航空機内濃厚接触者について、2 日に 1 回検査とあるが、14 日目に検体採取をした場合、その結果を踏まえて療養解除となるのか。

貴見のとおりです。

Q14. 船舶において、船員が陽性の場合、入院させる必要はあるか。

外国から来航した船舶（漁船を含む）において船員が陽性となった場合には、速やかにお近くの検疫所までご連絡ください。

なお、船内において隔離措置を実施でき、かつ、陽性者が船内での療養が可能な健康状態である場合、船内での療養を行うことも可能です。

事務連絡
令和3年11月30日
令和3年12月9日一部改正

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

B.1.1.529 系統（オミクロン株）の感染が確認された患者等に係る入退院及び航空機内における濃厚接触者並びに公表等の取扱いについて

平素より、新型コロナウイルス感染症対策に御尽力・御協力を賜り、誠にありがとうございます。

今般、南アフリカ等で確認された新たな変異株である B.1.1.529 系統（オミクロン株）については、懸念される変異株に指定され、他の懸念される変異株（VOCs）に比べて、再感染のリスクが高いこと等が懸念されております。

このため、当面の間、従来の「新型コロナウイルス変異株流行国・地域に滞在歴がある入国者等の方々の健康フォローアップ及び SARS-CoV-2 陽性と判定された方の情報及び検体送付の徹底について」（令和2年12月23日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）に関わらず、B.1.1.529 系統（オミクロン株）の感染が確認された患者等に係る入退院の取扱い及び航空機内における濃厚接触者並びに公表等の取扱いについては、下記のとおり対応をお願いします。あわせて、管内市町村、関係機関等への周知をお願いいたします。**B.1.1.529 系統（オミクロン株）に係る報告については、本事務連絡のⅢで示す報告内容を下記の連絡先に電話連絡の上、メールで報告してください。**

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律（令和3年法律第5号）第13条第2項の規定を踏まえ、B.1.1.529 系統（オミクロン株）の患者や感染が疑われる者、濃厚接触者等の人権が尊重され、差別や偏見が助長されることのないよう、啓発活動等の取組をお願いします。

また、B.1.1.529 系統（オミクロン株）に対する N501Y 変異株 PCR 検査の実施等について、Q&A を追加しましたので、ご参照ください。

（主な改正箇所は太字下線）

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部 戦略班 Mail: SARSOPC@mhlw.go.jp TEL: 03 3595 3489（平日のみ） / 090 8940 9123（平日夜間・土日・祝日）

記

I. B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）の患者及び当該患者に対する入退院の取扱い

1. 当面の間、以下の者については、原則、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「法」という。）第 19 条第 1 項の規定に基づく入院を行うこととし（※ 1、※ 2）、迅速に対応がとれるよう、あらかじめ医療機関の確保等について調整しておくようお願いいたします。

入院等に当たっての対応については、以下のフロー図を参照して下さい。

ただし、以下の者がゲノム解析により B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）でないことが確定した場合には、他の新型コロナウイルス感染症患者と同様に、症状等に応じて、療養先を決定して下さい。

①新型コロナウイルス感染症の検査陽性者（無症状の場合も含む。以下「検査陽性者」という。）であって、過去 14 日以内に海外への滞在歴または渡航歴のある入国者（乗員も含む）
（フロー図中、①に対応）

②検査陽性者であって、
・L452R 変異株 PCR 検査が陰性である者
又は
・L452R 変異株 PCR 検査が判定不能である者のうち B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）であると疑うに足りる正当な理由のある者
（フロー図中、②に対応）

③検査陽性者であって、L452R 変異株 PCR 検査が陽性（CT 値 30 未満）である者のうち、
・ゲノム解析の結果、B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）であることが確定した者
又は
・ゲノム解析の結果が判定不能である者のうち B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）であると疑うに足りる正当な理由のある者
（フロー図中、③に対応）

※ 1 入院期間中は個室隔離とし、他の株の患者と同室にしないこと。また、陰圧管理を行うことが望ましい。なお、B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）であることが確定した患者同士を同室とすることは可能。

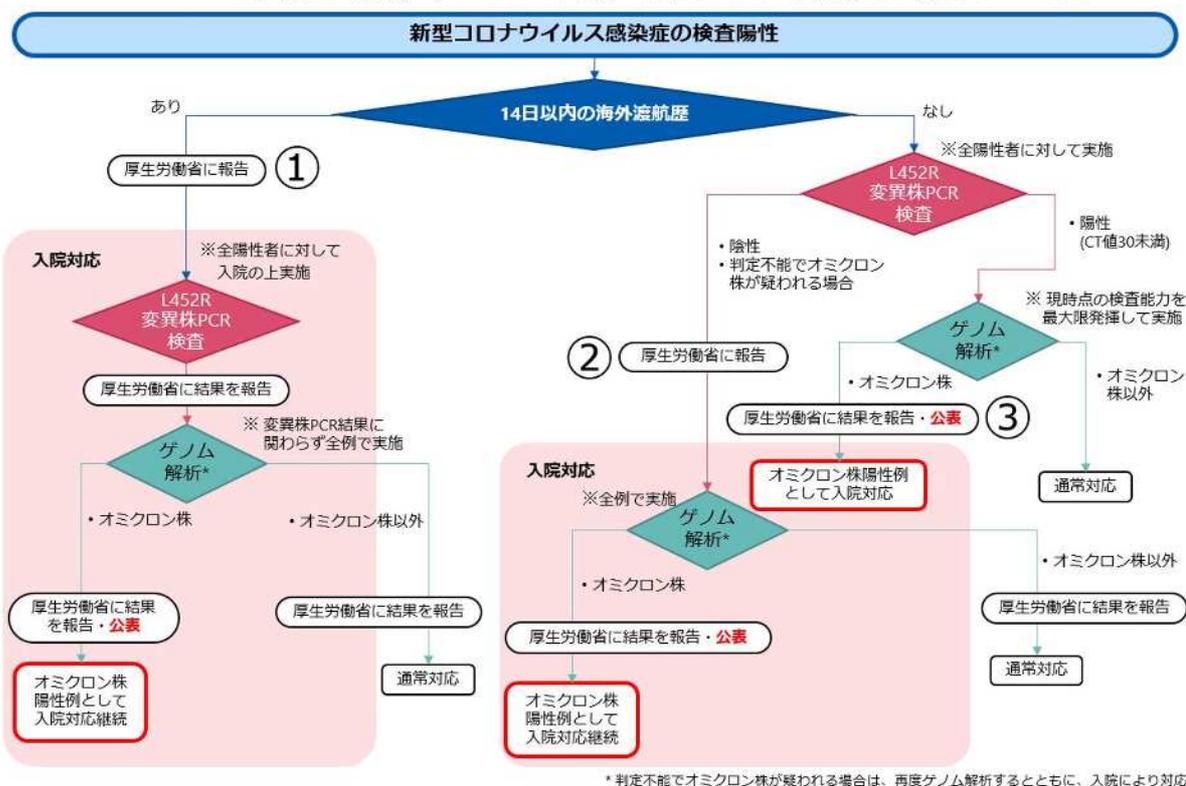
※ 2 変異株 PCR 検査及びゲノム解析の実施については、「新型コロナウイルス感染

症の積極的疫学調査におけるゲノム解析及び変異株 PCR 検査について（要請）」（健感発 0205 第 4 号 令和 3 年 2 月 5 日付け厚生労働省結核感染症課長通知）を参照。

※ 3 本事務連絡における「過去 14 日以内」の起算点は、以下のとおり。

- ・有症状者の場合は、発症日
- ・無症状者の場合は、検体採取日

B.1.1.529 系統の変異株（オミクロン株）陽性者等の行政対応に係るフロー図



2. また、以下の者については、更なる科学的知見が得られるまでの間、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 44 条の 3 第 2 項に基づく必要な協力として宿泊施設に滞在していただくことを求めています。

- ①ゲノム解析の結果、B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）であることが確定した検査陽性者の濃厚接触者（※）
- ②ゲノム解析の結果が判定不能である者のうち B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）であると疑うに足りる正当な理由のある検査陽性者の濃厚接触者（※）
- ③B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）であることが確定した検査陽性者の航空機内における濃厚接触者（※）

※ 法第 15 条に基づく調査として、SARS-CoV-2 に対する核酸増幅法等の検査を 2 日に 1 回を目安に実施し、最終曝露日（陽性者との接触等）から 14 日間経過し、かつ最終曝露日を 0 日として 14 日目の検査が陰性であった場合に退所できる。

3. また、上記 1 により入院した者の退院基準については、科学的な知見が得られるまでの当面の間、以下のとおりとするようお願いいたします。更なる科学的知見が得られた場合については、改めて、ご連絡いたします。

(1) 有症状者の場合

症状軽快後 24 時間経過した後に核酸増幅法または抗原定量検査（以下「核酸増

幅法等」という。)の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した 24 時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認された場合

(2) 無症状病原体保有者の場合

陽性の確認から 6 日間経過した後に核酸増幅法等の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した 24 時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認された場合

(留意事項)

- ・症状軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることとする。
- ・上記の核酸増幅法等の検査の際に陽性が確認された場合は、24 時間後に核酸増幅法等の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した 24 時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認されるまで、核酸増幅法等の検査を繰り返すものとする。
- ・なお、患者が再度症状を呈した場合や無症状病原体保有者が新たに症状を呈した場合は、症状軽快後に上記の場合に該当するまで退院の基準を満たさないものとする。
- ・B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）でないことが上記退院基準を満たす前に判明した場合には、現行の退院基準により対応して差し支えない。

4. これらの対応に当たっては、個人情報保護に十分ご配慮いただきますようお願いいたします。

II. 航空機内における B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）陽性者の濃厚接触者

新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者については、国立感染症研究所において、「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領」¹が示されているところです。

B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）については、感染・伝播性の高さが懸念されていることから、更なる科学的知見が得られるまでの間、B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）であることが確定した患者と同一の航空機に搭乗していた場合は、その座席位置に関わらず、濃厚接触者として対応することとします。

III. B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）に係る報告及び陽性例の公表について

B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）の陽性例の公表に当たっては、厚生労働省と自治体が軌を一にして、かつ、速やかに行うことができるよう、現時点では以下に従って、自治体における公表の前に、必ず厚生労働省にご報告ください。

(1) 報告内容及び方法

¹「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領」（国立感染症研究所）

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/2019ncov/2559%20cfair/10800%20covid1902.html>

A. 対象

I. 1. ①～③に該当する者（入院の対象となる者）

B. 報告のタイミング

保健所等において、「1. 対象」に掲げる者を把握した時点で速やかに、厚生労働省に報告をお願いいたします。

※当該対象者の入院を待たず、速やかな報告を優先して下さい。

また、自治体における公表の準備が整ってから報告をするのではなく、必ず、上記の対象者を把握した時点で速やかに、報告を行って下さい。

C. 報告内容

①保健所情報

・保健所名、担当者、直通電話番号

②患者概要

※速やかな報告を優先し、順次、可能な範囲でご報告ください

・氏名、年齢、性別、生年月日

・ハース ID

・確定診断の有無、検査方法と検査結果

・変異株 PCR 検査の種類 (L452R など)、実施有無、実施日、結果、判明予定日

・ゲノム解析実施の有無、実施日、結果、判明予定日

・渡航先 (トランジット含む)、入国日

・症状有無

・入院有無、現在の所在

・年齢、国籍、職業

・濃厚接触者の有無 (積極的疫学調査がどこまでされているか)

・新型コロナウイルスワクチン接種歴、既感染歴

D. 報告先

上記の内容について、下記の連絡先に電話連絡の上、メールで報告してください。

報告が平日夜間・土日・祝日となる場合であっても、メールで報告した際は、必ず電話で到着確認を行って下さい。

※電話した際、不在等の場合であっても、到着確認ができるまで再度お電話下さい。

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部 戦略班

Mail: SARSOPC@mhlw.go.jp

TEL: 03 3595 3489 (平日のみ) / 090 8940 9123 (平日夜間・土日・祝日)

E. 報告後の進捗の報告

上記の内容について報告後、報告対象となった者について、L452R 変異株 PCR 検査の結果が判明した際や、ゲノム解析の結果が判明した際は、D. の報告先に、必ず報告

をお願いします。

(2) 公表

A. 厚生労働省と自治体の連携

B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）の陽性例の公表に当たっては、厚生労働省と自治体が軌を一にして、かつ、速やかに行うため、緊密な連携を行うものとします。

このため、自治体における公表の準備が整ってから報告をするのではなく、必ず、上記の対象者を把握した時点で速やかに、厚生労働省に報告を行って下さい。

B. 自治体が公表する際の注意点

B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）の陽性例の確定はゲノム解析により行います。これ以外の場合の拙速な公表は、対象者の個人情報の保護等の観点から、避けていただくようお願いします。

また、自治体において公表を行う際は、「一類感染症が国内で発生した場合における情報の公表に係る基本方針」（令和2年2月27日付け厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡）及び「新型コロナウイルス感染症が発生した場合における情報の公表について（補足）」（令和2年7月28日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）を踏まえ、行っていただくようお願いします。

IV. 変異株 PCR 検査及び積極的疫学調査の実施について

B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）については、他の懸念される変異株（VOCs）に比べて、再感染のリスクが高いこと等が懸念されており、この変異株の発生をより迅速に把握する必要があることから、

① I のフロー図のとおり、SARS-CoV-2 陽性と判定された全ての検体について、L452R 変異株 PCR 検査を実施すること、

② I. 1. ①～③に該当する者（入院の対象となる者）を把握した場合は、積極的疫学調査を実施すること

を徹底いただくようお願いいたします。

※変異株 PCR 検査の実施については、「新型コロナウイルス感染症の積極的疫学調査におけるゲノム解析及び変異株 PCR 検査について（要請）」（令和3年2月5日付け厚生労働省健康局結核感染症課長通知）、積極的疫学調査の実施については、「新型コロナウイルス変異株流行国・地域に滞在歴がある入国者等の方々の健康フォローアップ及び SARS-CoV-2 陽性と判定された方の情報及び検体送付の徹底について」（令和2年12月23日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）を参照して下さい。

V. B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）を含む懸念される変異株事例における HER-SYS

の活用について

懸念される変異株事例における HER-SYS の入力については、「新型コロナウイルス変異株流行国・地域に滞在歴がある入国者等の方々の健康フォローアップ及び SARS-CoV-2 陽性と判定された方の情報及び検体送付の徹底について」（令和2年12月23日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）のVに関わらず、以下の要領に従い、B.1.1.529 系統（オミクロン株）を含む懸念される変異株であることをチェックできる項目（①変異株 PCR 検査結果・②ゲノム解析結果）の入力をお願いいたします。

なお、B.1.1.529 系統（オミクロン株）の濃厚接触者についても、「新型コロナウイルス感染症（変異株）に係る健康観察について」（令和3年11月30日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部）にてお示ししたとおり、他の濃厚接触者と同様に、HER-SYS への入力をお願いします。

【入力要領】

①変異株 PCR 検査結果 (※)

・L452R 変異株 PCR 及び N501Y 変異株 PCR それぞれについて、陽性、陰性、判定不能または未実施のいずれかの選択をお願いいたします。

②ゲノム解析結果

- ・ベータ株、ガンマ株、デルタ株、オミクロン株、判定不能またはその他のいずれかを選択が可能となります。
- ・国立感染症研究所その他の機関でゲノム解析結果が確定した方について、プルダウンからベータ株、ガンマ株、デルタ株、オミクロン株、判定不能またはその他のいずれかの選択をお願いいたします。
- ・ベータ株については「B.1.351 系統の変異株（ベータ株）」、ガンマ株については「P.1 系統の変異株（ガンマ株）」、デルタ株については「B.1.617 系統.2 の変異株（デルタ株）」であることが確認された場合に入力をお願いいたします。
- ・国立感染症研究所からウイルスの遺伝子の一部の分析ができず確定には至らなかったが、懸念される変異株の特徴が確認されたとの報告を受けた場合についても、該当する株の選択をお願いいたします。
- ・ゲノム解析を行ったものの判定不能であった場合については、プルダウンから「判定不能」の選択をお願いいたします。
- ・①については、変異株 PCR 検査を実施した結果が判明した際に、保健所において入力をお願いします (※)。また、②については、国立感染症研究所等からゲノム解析結果を受け取った際に、保健所において入力をお願いします。

(※) HER-SYS における変異株 PCR 検査結果の入力は、12月10日以降、可能となります。12月10日以前の分も含め、入力をお願いします。

＜参考＞現行の退院基準（「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて（一部改正）」（令和3年2月25日付け健感発0225第1号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）抜粋）

第1 退院に関する基準

新型コロナウイルス感染症の患者について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）第26条第2項において準用する法第22条の「病原体を保有していないこと」とは、原則として次の①または③に該当する場合とする。ただし、次の②または④に該当する場合も差し支えないこととする。

（1）人工呼吸器等による治療を行わなかった場合

- ① 発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合
- ② 発症日から10日間経過以前に症状軽快した場合に、症状軽快後24時間経過した後に核酸増幅法または抗原定量検査（以下「核酸増幅法等」という。）の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した24時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認された場合

（2）人工呼吸器等による治療を行った場合

- ③ 発症日から15日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合
 - ④ 発症日から20日間経過以前に症状軽快した場合に、症状軽快後24時間経過した後に核酸増幅法等の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した24時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認された場合
- ※ ただし、③の場合は、発症日から20日間経過するまでは退院後も適切な感染予防策を講じるものとする。

また、新型コロナウイルス感染症の無症状病原体保有者については、原則として次の⑤に該当する場合に、退院の基準を満たすものとする。ただし、次の⑥に該当する場合も退院の基準を満たすものとして差し支えないこととする。

- ⑤ 発症日から10日間経過した場合
- ⑥ 発症日から6日間経過した後に核酸増幅法等の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した24時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認された場合

発症日とは、患者が症状を呈し始めた日とし、無症状病原体保有者または発症日が明らかでない場合については、陽性確定に係る検体採取日とする。症状軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることとする。また、人工呼吸器等による治療とは、人工呼吸器管理または体外式心肺補助（ECMO）管理による治療とする。

上記の核酸増幅法等の検査の際に陽性が確認された場合は、24時間後に核酸増幅法等の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した24時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認されるまで、核酸増幅法等の検査を繰り返すものとする。（①、③または⑤に該当した場合を除く）

なお、患者が再度症状を呈した場合や無症状病原体保有者が新たに症状を呈した場合は、症状軽快後に上記の場合に該当するまで退院の基準を満たさないものとする。

新型コロナウイルス変異株への対応に関する Q&A

- Q1. 宿泊療養施設では、どのような感染管理を行うと良いか。 12
- Q2. I . 2 . の濃厚接触者が宿泊施設に滞在する際、必要経費の補助はあるか。 12
- Q3. オミクロン株の患者の濃厚接触者が宿泊施設に滞在している期間中の検査は PCR 検査のみか。また、検査費用の補助はあるのか。 12
- Q4. I . 2 . で宿泊療養をお願いしている方について、自宅療養とすることは可能か。 12
- Q5. 濃厚接触者が、宿泊療養を拒否した場合の対応如何。 12
- Q6. 保健所から自宅待機等をお願いした B. 1. 1. 529 系統(オミクロン株)疑い患者に連絡が取れず、濃厚接触者等の関係者に尋ねても連絡が取れないが、行方不明届けを出していいか。 13
- Q7. 入国後、健康観察期間内であるのに、外出を繰り返すような場合、氏名や居住地を公表してよいか。 13
- Q8. L452R 変異株 PCR 検査で判定不能の場合で、オミクロン株が疑われる事例とはどのような場合か。 13
- Q9. 変異株 PCR 検査について、L452R ではなく、N501Y で代用しても良いか。 13
- Q10. L452R 変異株 PCR 検査において、陰性もしくは判定不能だった場合、その CT 値に関わらずゲノム解析を行うのか。 14
- Q11. 海外渡航歴があるもしくはオミクロン株が疑われる場合に、変異株 PCR 検査が判定不能かつゲノム解析が解析不能であった場合の退院基準はどうなるのか。 14
- Q12. L452R 陽性であって、ゲノム解析の結果が出るまで時間がかかる場合もしくはゲノム解析が解析不能であった場合は、通常に対応でいいのか。 14
- Q13. 航空機内濃厚接触者について、2 日に 1 回検査とあるが、14 日目に検体採取をした場合、その結果を踏まえて療養解除となるのか。 14
- Q14. 船舶において、船員が陽性の場合、入院させる必要はあるか。 14

Q1. 宿泊療養施設では、どのような感染管理を行うと良いか。

他国において、検疫施設における感染伝播が疑われる事案が発生していることから、宿泊療養施設に滞在させる場合、B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）以外の新型コロナウイルスの宿泊療養者と厳格な時間的・空間的な分離が必要となります。例えば、B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）以外の宿泊療養者との階を分ける、それが難しい場合、他の変異株の宿泊療養者が食事やゴミ出し等で個室のドアを開ける時間帯を変えるなど、運用面で配慮する必要があります。

Q2. I. 2. の濃厚接触者が宿泊施設に滞在する際、必要経費の補助はあるか。

当該濃厚接触者については、「航空機内における B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）陽性者の濃厚接触者に関する宿泊施設への滞在について」（令和 3 年 12 月 1 日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）でお示ししたとおり、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金による新型コロナウイルス感染症対策事業の補助対象とすることが可能です。

Q3. オミクロン株の患者の濃厚接触者が宿泊施設に滞在している期間中の検査は PCR 検査のみか。また、検査費用の補助はあるのか。

検査方法については PCR 検査又は抗原定量検査による方法が考えられます。また、費用については行政検査として取扱うことが可能です。

Q4. I. 2. で宿泊療養をお願いしている方について、自宅療養とすることは可能か。

宿泊施設での滞在に対してご理解を得ることが極めて困難な場合には、対象となる方が外出しないことを前提に、臨時応急的な措置として自宅療養を行うようお願いいたします（宿泊療養が可能となった場合には、可能な限り速やかに宿泊療養に移行）。

Q5. 濃厚接触者が、宿泊療養を拒否した場合の対応如何。

I. 2. でお示しする方については、更なる科学的知見が得られるまでの間、法第 44 条の 3 第 2 項に基づく必要な協力として宿泊施設への滞在を求めていただくこととなります。

濃厚接触者の方に対しては、まずは、オミクロン株に関する更なる科学的知見が得られるまでの間の対応として宿泊施設に滞在いただくことについて、丁寧な説明等（※）を行うことにより、対象者の御理解・御協力を得られるようにすることが基本となりますが、宿泊施設での滞在が困難であるなどやむを得ない事情により対応が困難な事例が生じた場合には、厚生労働省までご連絡下さい。

※入国後 14 日以内の方であれば、入国時に保健所等における指示があった場合にはそれに従うことを誓約いただいていること等について説明いただくことも考えられます。

Q6. 保健所から自宅待機等をお願いした B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）疑い患者に連絡が取れず、濃厚接触者等の関係者に尋ねても連絡が取れないが、行方不明届けを出していいか。

下記 URL の通知・事務連絡のとおり、行方不明届けを出す場合についての留意事項をお示ししておりますので、これらを参考にしつつ、管轄の警察署と相談しつつ届出ていただくようお願いいたします。

<https://www.npa.go.jp/safetylife/seianki/fumei/koronayukuefumei0722.pdf>

<https://www.mhlw.go.jp/content/000651755.pdf>

Q7. 入国後、健康観察期間内であるのに、外出を繰り返すような場合、氏名や居住地を公表してよいか。

お尋ねのような場合には、自治体において氏名・居住地を公表することは、感染拡大防止に資するものではなく、著しく個人情報保護を損なうものであるため、控えていただくべきであると考えます。

Q8. L452R 変異株 PCR 検査で判定不能の場合で、オミクロン株が疑われる事例とはどのような場合か。

同居家族等でオミクロン株陽性が確定した患者がいる場合など、明らかな疫学的リンクがある場合には、オミクロン株が疑われる事例と考えられます。

Q9. 変異株 PCR 検査について、L452R ではなく、N501Y で代用しても良いか。

国立感染症研究所の初期の評価に基づき、まずは L452R 変異株 PCR 検査の陰性を確認することにより、オミクロン株の可能性を探知することをお願いしているところですが、国立感染症研究所の新たな評価によると、N501Y 変異株 PCR 検査の陽性を確認することでも、オミクロン株の可能性を探知できることが確認されました。

このため、N501Y 変異株 PCR 検査で代用することもできますが、N501Y 変異株 PCR 検査を用いる場合は、Cp 値 (Ct 値) の結果のみをもって判断するのではなく、501Y (N501Y 変異陽性) の蛍光増殖曲線を目視で確認する必要があることに留意が必要です。詳細は、「SARS-CoV-2 の変異株 B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）について（第3報）」の“国内におけるスクリーニング検査法”を確認してください。

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/2019-ncov/2551-cepr/10817-cepr-b11529-3.html>

なお、N501Y 変異株 PCR 検査を用いる場合は、Cp 値 (Ct 値) の確認に加え、501Y の蛍光増殖曲線を目視での確認結果を踏まえ、HER-SYS の変異株 PCR 検査結果の項目の N501Y 変異株 PCR の入力欄に結果を入力してください。

Q10. L452R 変異株 PCR 検査において、陰性もしくは判定不能だった場合、その CT 値に関わらずゲノム解析を行うのか。

CT 値に関わらずゲノム解析の実施をお願いいたします。

Q11. 海外渡航歴があるもしくはオミクロン株が疑われる場合に、変異株 PCR 検査が判定不能かつゲノム解析が解析不能であった場合の退院基準はどうなるのか。

お尋ねの場合の退院基準については、本事務連絡の3のとおり、科学的な知見が得られるまでの当面の間、以下のとおりとするようお願いいたします。更なる科学的知見が得られた場合については、改めて、ご連絡いたします。

(1) 有症状者の場合

症状軽快後 24 時間経過した後に核酸増幅法または抗原定量検査（以下「核酸増幅法等」という。）の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した 24 時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認された場合

(2) 無症状病原体保有者の場合

陽性の確認から 6 日間経過した後に核酸増幅法等の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した 24 時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認された場合

Q12. (過去 14 日以内に海外への滞在歴または渡航歴のない) 検査陽性者であって、L452R 変異株 PCR 検査が陽性 (CT 値 30 未満) である者について、L452R 陽性で、ゲノム解析の結果が出るまで時間がかかる場合もしくはゲノム解析が解析不能であった場合は、通常に対応でいいのか。

貴見のとおりです。

Q13. 航空機内濃厚接触者について、2 日に 1 回検査とあるが、14 日目に検体採取をした場合、その結果を踏まえて療養解除となるのか。

貴見のとおりです。

Q14. 船舶において、船員が陽性の場合、入院させる必要はあるか。

外国から来航した船舶（漁船を含む）において船員が陽性となった場合には、速やかにお近くの検疫所までご連絡ください。

なお、船内において隔離措置を実施でき、かつ、陽性者が船内での療養が可能な健康状態である場合、船内での療養を行うことも可能です。

健感発 0205 第 4 号
令和 3 年 2 月 5 日
令和 3 年 12 月 9 日一部改正

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症の積極的疫学調査におけるゲノム解析及び変異株 PCR 検査について（要請）

平素より、新型コロナウイルス感染症対策に御尽力・御協力を賜り、誠にありがとうございます。

これまで、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「法」という。）第 15 条に基づく積極的疫学調査の一環として、多くの自治体の御協力の下、提出いただいた情報並びに検体のゲノム情報による全国発生状況の把握等の対策を推進してまいりました。また、懸念される変異株（Variant of Concern:VOC）の症例についても、同条第 16 項の規定に基づき、管内の地方衛生研究所等に保管されている SARS-CoV-2 陽性と判定された方の情報及び検体を御提出いただきてまいりました。また、これまで、懸念される変異株については、発生した場合の早期探知を強化するため、自治体では、地方衛生研究所・民間検査機関・医療機関・大学等と連携し、変異株 PCR 検査を実施していただくとともに、自治体主体のゲノム解析の体制整備及び実施を進めていただけてきたところです。

今般、南アフリカ等で確認された新たな変異株である B.1.1.529 系統（オミクロン株）については、国立感染症研究所によるリスク評価「SARS-CoV-2 の変異株 B.1.1.529 系統（オミクロン株）について（第 2 報）」¹が 11 月 28 日付で公表され、懸念される変異株に指定されました。この変異株は、他の懸念される変異株（VOCs）に比べて、再感染のリスクが高いこと等が懸念されており、B.1.1.529 系統（オミクロン株）の発生や変異株の発生動向を監視するため、①全ゲノム解析に関して、自治体主体の全ゲノム解析を、従来お願いしている実

¹「SARS-CoV-2 の変異株 B.1.1.529 系統（オミクロン株）について（第 2 版）」（令和 3 年 11 月 28 日）https://www.niid.go.jp/niid/images/cepr/covid-19/b11529_2.pdf

施率 5-10%にとどまらず、現時点における検査能力を最大限発揮して、ゲノム解析を実施していただくようお願いします。

また、②B.1.1.529 系統（オミクロン株）の変異株 PCR 検査については、国立感染症研究所において、B.1.1.529 系統（オミクロン株）である可能性を検出するための変異株 PCR 検査の手法の確立に取り組むこととしておりますが、この変異株に対する監視体制を早急に整備する必要があることから、L452R 変異株 PCR 検査で陰性を確認することにより、B.1.1.529 系統（オミクロン株）の可能性のある検体を検出することといたします。自治体において迅速に変異株 PCR 検査を再開いただくようお願いいたします。

B.1.1.529 系統（オミクロン株）に係る報告等については、「B.1.1.529 系統（オミクロン株）の感染が確認された患者等に係る入退院及び航空機内における濃厚接触者並びに公表等の取扱いについて」（令和3年11月30日付け事務連絡）にてお示ししているところですが、B.1.1.529 系統（オミクロン株）に対する N501Y 変異株 PCR 検査の実施等について、Q&A を追加しましたので、ご参照ください。

つきましては、下記を御確認の上、御協力いただきますようお願い申し上げます。

（主な改正箇所は太字下線）

記

目次

1. 変異株 PCR 検査について
2. ゲノム解析について（要請）
3. ゲノム解析結果の週報（要請）
4. 自治体主体のサーベイランス体制の整備について

別紙 L452R 変異株 PCR 検査等・ゲノム解析結果の週報（要請）について

別添 【Q&A】新型コロナウイルス感染症の積極的疫学調査におけるゲノム解析及び変異株 PCR 検査等

1. 変異株 PCR 検査について

B. 1. 1. 529 系統(オミクロン株)の変異株 PCR 検査については、当面の間、L452R 変異株 PCR 検査で陰性を確認することにより、B. 1. 1. 529 系統 (オミクロン株) の可能性のある検体を検出することといたします。自治体において迅速に変異株 PCR 検査を再開いただくようお願いいたします。なお、B. 1. 1. 529 系統 (オミクロン株) である可能性を検出するための変異株 PCR 検査の手法については、引き続き、国立感染症研究所にて手法の確立に取り組んでいるため、他の変異株 PCR 検査の手法が確立された場合には、変異株 PCR 検査の手法を変更することがありますので、L452R 変異株 PCR 検査の試薬等については、必要分のみ確保いただくようお願いいたします。

つきましては、管内の地方衛生研究所の確認及び「新型コロナウイルス核酸検出の保険適用に伴う行政検査の取扱いについて」(令和2年3月4日付け健感発 0304 第5号)に基づき、遺伝子検査で SARS-CoV-2 陽性と判定された検体について、L452R 変異株 PCR 検査の実施をお願いします。その際、自治体主体のサーベイランス体制を目指し、地方衛生研究所・民間検査機関・医療機関・大学等との積極的な連携又は既に連携している自治体では維持・強化をお願いします。なお、変異株 PCR 検査の検査体制については、地域の感染状況(新規感染者数及び変異株 PCR 検査の陽性割合)に応じて段階的に見直すこととしておりますが、その具体的内容については、追ってお示しいたします。

2. ゲノム解析について(要請)

B. 1. 1. 529 系統(オミクロン株)については、懸念される変異株に位置付けられ、他の懸念される変異株(VOCs)に比べて、再感染のリスクが高いこと等が懸念されており、B. 1. 1. 529 系統(オミクロン株)の発生や変異株の発生動向を監視するため、自治体主体の全ゲノム解析を、従来お願いしている実施率5-10%にとどまらず、現時点における検査能力を最大限発揮して、ゲノム解析を実施していただくようお願いいたします。特に、入国後14日以内の入国者及び帰国者が SARS-CoV-2 陽性と判定された場合には、滞在国に関わらず、速やかにゲノム解析の実施をお願いします。

自治体主体のゲノム解析を更に進めるため、引き続き、国立感染症研究所から自治体への全ゲノム解析の技術移転を進め、また、自治体は、大学や民間検査機関、医療機関に全ゲノム解析を委託する等により自治体のゲノム解析の体制を強化し、自治体による全ゲノム解析を推進するようお願いいたします。その際、都道府県、政令市、保健所設置市、特別区、中核市は連携し、ゲノム解

析の体制強化や、解析結果の共有と活用の体制等も整備を進めるようお願いいたします。

ゲノム解析の実施においては、ゲノム解析の結果が、その地域の発生状況ができる限り正確に反映されるように、症例が発生している全ての保健所管轄からゲノム解析用の検体が提出されることが望ましいです。つきましては、保健所管轄で複数クラスターが発生している場合、なるべくそれぞれのクラスターからの検体がゲノム解析されるよう考慮ください。

全ゲノム解析により変異株の系統が確定している者からの感染経路が明らか（例えば、同居している、同じ職場でいつも顔を合わせる、学校や保育園のクラス内での発生など）である場合は、ゲノム解析の実施は不要です。一方、感染経路が明らかかどうか判断できない場合は、ゲノム解析の実施を検討ください。

厚生労働省及び国立感染症研究所では、定期的に、ゲノム解析の結果を系統別、全国及び都道府県単位等で公開しております²。地方衛生研究所や大学、民間検査機関等で全ゲノム解析を行う自治体においては、速やかに GISAID に全ゲノム情報のご登録をお願いいたします（※）。その際、国立感染症研究所へ検体提出する必要はないものの、GISAID 登録の際には、都道府県名のご入力をお願いいたします。また、過去に全ゲノム解析した結果で GISAID に登録していない場合、遡って GISAID に登録をお願いします。その場合も、可能な範囲で都道府県名のご入力をお願いします。

なお、本件は法第 15 条に基づく積極的疫学調査として実施するものであるため、検体の提出に当たっての患者本人の同意取得は不要です。

（※） GISAID (Global Initiative on Sharing All Influenza Data) は、新型コロナウイルス (SARS-CoV-2) ゲノムやインフルエンザウイルスの情報などに関するデータベースです。

都道府県等におけるゲノム解析費用については、法に基づき、都道府県等が支弁した費用の 2 分の 1 を「感染症予防事業費国庫負担（補助）金交付要綱」³（平成 20 年 12 月 19 日付け厚生労働省発健第 1219002 号厚生労働事務次官通知の別添）における「感染症発生動向調査事業」により、ゲノム解析に係る経費を負担します。

² 「都道府県別の懸念される変異株の国内事例数(ゲノム解析)について」(厚生労働省 HP)

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/newpage_00054.html)

「新型コロナウイルス ゲノムサーベイランスによる系統別検出状況 (国立感染症研究所)」(厚生労働省 HP)

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/newpage_00061.html)

³ 「感染症予防事業費国庫負担（補助）金交付要綱」<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000762785.pdf>

自治体におけるゲノム解析が困難な場合には、国立感染症研究所に検査の結果判明後 2 週間以内の検体（※）をご提出いただくことがあります。その際、国立感染症研究所へご相談いただくようお願いいたします。

（※）法第 15 条第 16 項の規定に基づき、SARS-CoV-2 陽性と判定された検体の検査を実施するため、管内の地方衛生研究所の確認及び「新型コロナウイルス核酸検出の保険適用に伴う行政検査の取扱いについて」（令和 2 年 3 月 4 日付け健感発 0304 第 5 号）に基づき遺伝子検査で SARS-CoV-2 陽性（Ct 値が 30 以下の場合に限る。）と判定された精製 RNA の残余液（20 μ l 程度）。なお、感染経路が明らかな集団事例の検体の提出は必要ありません。

照会・送付先

国立感染症研究所 変異検出 PCR 対応班 N501YPCR@nih.go.jp
〒162-8640 東京都新宿区戸山 1-23-1 TEL: 03-5285-1111

3. L452R 変異株 PCR 検査等・ゲノム解析結果の週報（要請）

今般、B.1.1.529 系統（オミクロン株）の監視体制を強化する必要があることから、感染症法第 15 条に基づく積極的疫学調査として地方衛生研究所等で実施した L452R 変異株 PCR 検査等及びゲノム解析について、別紙を参照の上、毎週のご報告をお願いします。

なお、変異株 PCR 検査及びゲノム解析の結果について、HER-SYS への入力を徹底してください。（本システム入力は、HER-SYS 入力の代用にはなりませんので、十分ご注意ください）。

- ※1 ゲノム解析には、地方衛生研究所の他、自治体が委託した大学等（大学、大学院、大学共同利用機関法人、国立研究開発法人）や医療機関等で行った解析件数も含まれます。
- ※2 国立感染症研究所がゲノム解析の実施を委託した民間検査機関等において行われた検査・解析結果であって、自治体等へ報告された検査件数・解析数は、本報告の対象には含まれません。

4. 自治体主体のサーベイランス体制の整備について

上記 1 及び 2 において、自治体主体のサーベイランス体制の構築のため、地方衛生研究所・民間検査機関・医療機関・大学等との積極的な連携の維持・強化をお願いしたところですが、各自治体において、変異株 PCR 検査及びゲノム解析の体制整備について、政令市・中核市・民間検査機関・医療機関・大学等と調整をお願いします。

各自治体の変異株 PCR 検査及びゲノム解析の体制の整備状況については、後日調査させていただく予定です。

【担当】

厚生労働省 新型コロナウイルス感染症対策推進本部
戦略班 岡、竹下
TEL: 03-3595-3489

L452R 変異株 PCR 検査等・ゲノム解析結果の週報（要請）について

5.1 報告機関

地方衛生研究所及び保健所（保健所が設置・運営する「地域外来・検査センター」及び「診療・検査医療機関（仮称）」を含む。）。

5.2 報告内容及び報告方法

（1）検査実績等の入力期間

L452R 変異株 PCR 検査等、ゲノム検査の実施件数に関する事項については、月曜日から日曜日までの実績を翌火曜日に、下記（2）の URL に御入力ください（入力は各保健所又は地方衛生研究所等で行っても可）。

（2）検査件数等の入力先

A. L452R 変異株 PCR 検査等の報告の入力先

https://mhlwpp.microsoftportals.com/survey/survey_answerdata/?surveyid=4a4c9d47-df11-ec11-b6e5-00224868a1ac

B. ゲノム解析の報告の入力先

https://mhlwpp.microsoftportals.com/survey/survey_answerdata/?surveyid=4c4c9d47-df11-ec11-b6e5-00224868a1ac

（誤って関係者以外が入力することのないよう、入力先 URL については関係者以外に知らせないようにしてください。）

※入力システムがインターネットエクスプローラーのサポートを終了したことに伴い、入力できない自治体におかれましては、下記にご連絡ください。

【担当】

厚生労働省 新型コロナウイルス感染症対策推進本部
戦略班

熊澤（変異株 PCR 検査）、北野（ゲノム解析）

Mail: genomecovid-19@mhlw.go.jp

TEL: 03-3595-3489

(3) 報告内容

●変異株 PCR 検査実施件数 入力フォーム

- ・入力日
- ・報告分類
- ・都道府県名
- ・報告自治体名・機関名
- ・電話番号
- ・検査実施期間

1. L452R 変異株 PCR 検査件数

- ・L452R 検査実施件数
- ・L452R 陽性件数
- ・L452R 陰性件数
- ・L452R 判定不能件数

2. 修正報告欄

3. N501Y 変異株 PCR 検査件数

- ・N501Y 検査実施件数
- ・N501Y 陽性件数
- ・N501Y 陰性件数
- ・N501Y 判定不能件数

4. 修正報告欄

注) 3 及び 4 については、今後 N501Y 変異株 PCR 検査を開始することとなった場合にのみ使用するため、当面の間、「99999」と入力してください。

※同一人について複数回検体を採取した場合であっても 1 として計上します。

●ゲノム解析（調査）実施件数 入力フォーム

- ・入力日
- ・報告分類
- ・都道府県名・指定都市名
- ・保健所設置市・特別区
- ・電話番号
- ・調査期間

1. ゲノム解析の実施可能数

- ・大学、大学院、大学共同利用機関法人（国立遺伝学研究所等）、国立研究開発法人（理化学研究所等）
- ・地方衛生研究所
- ・医療機関

2. ゲノム解析の実績

- ・大学、大学院、大学共同利用機関法人（国立遺伝学研究所等）、国立研究開発法人（理化学研究所等）
- ・地方衛生研究所
- ・医療機関

3. 修正報告欄

※同一人について複数回検体を採取した場合であっても1として計上します。

【Q&A】新型コロナウイルス感染症の積極的疫学調査におけるゲノム解析及び変異株 PCR 検査等

目次

Q.1	ゲノム解析の結果について、入力主体はどこか。	11
Q.2	管内に入国後 14 日以内に診断された患者が確認されたが、ゲノム解析のための国立感染症研究所への検体提出は必要あるか。	11
Q.3	本通知「5. ゲノム解析結果の報告（要請）」の報告機関は、地方衛生研究所または保健所に限られるか。	12
Q.4	本通知において検体の提出時は検査結果判明後 2 週間以内と示されているが、即時の提出でも良いか。	12
Q.5	ゲノム解析は、部分解析のみでもよいか。	12
Q.6	Ct 値によってゲノム解析の実施の有無を判断するとされているが、SARS-CoV-2 陽性で Ct 値がない検体の場合はどうしたらよいか。	12
Q.7	自治体でゲノム解析ができない。国立感染症研究所にゲノム解析のために、検体の提出をする場合の留意事項はあるのか。	13
Q.8	自治体主体のゲノムサーベイランス体制を目指すことについて、国立感染症研究所の国委託分の民間検査機関との契約は終了するのか。	13
Q.9	国立感染症研究所において、民間検査機関分の検体を用いた変異株 PCR 検査やゲノム解析を実施するのか。	13
Q.10	変異株 PCR 検査について、L452R ではなく、N501Y で代用しても良いか。	13
Q.11	変異株 PCR 検査やゲノム解析は、事務連絡発出のあった 11 月 28 日以前の検体も遡って最大限実施すべきか。	14
Q12.	L452R 変異株 PCR 検査において、陰性もしくは判定不能だった場合、その CT 値に関わらずゲノム解析を行うのか。	14
Q13.	国立感染症研究所におけるオミクロン株の判定基準はどのように行っているのか。	14

Q.1 ゲノム解析の結果について、入力主体はどこか。

(答)

- 都道府県、保健所設置市及び特別区が当該入力内容を把握できるよう関係機関と連携のうえ、ゲノム解析の結果について、保健所以外において HER-SYS に入力いただいて差し支えありません。

Q.2 管内に入国後 14 日以内に診断された患者が確認されたが、ゲノム解析のための国立感染症研究所への検体提出は必要あるか。

(答)

- 管内に入国後 14 日以内の入国者及び帰国者が SARS-CoV-2 陽性と判定された場合には、ゲノム解析の実施等をお願いします。ゲノム解析については、自治体において可能な場合にはゲノム解析を実施頂き、可能でない場合は国立感染症研究所への検体提出をお願いいたします。詳細については本通知をご参照ください。
- なお、本年 5 月より、HER-SYS 上の登録者が入国日から 28 日以内の入国者であるかどうかを確認できる検索機能が実装されました。つきましては「入国者健康確認センターと HER-SYS の情報連携による SARS-CoV-2 陽性と判定された方の情報及び検体の提供について」（令和 3 年 5 月 7 日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡。最終改正令和 3 年 6 月 17 日。）をご参照の上、適宜ご活用ください。
- また、新型コロナウイルス変異株流行国・地域に該当する入国者の方々に対する健康フォローアップについては「新型コロナウイルス変異株流行国・地域に滞在歴がある入国者の方々の健康フォローアップ及び SARS-CoV-2 陽性と判定された方の情報及び検体送付の徹底について」（令和 2 年 12 月 23 日付け事務連絡（令和 3 年 6 月 17 日最終改正。)) を参照の上対応ください。
- 陽性が確認された場合には、当該機関から直接、都道府県に報告します。

Q.3 本通知「5. ゲノム解析結果の報告（要請）」の報告機関は、地方衛生研究所または保健所に限られるか。

(答)

- 都道府県、保健所設置市及び特別区が当該入力内容を把握できるよう関係機関と連携のうえ、検査結果等について、地方衛生研究所及び保健所（保健所が設置・運営する「地域外来・検査センター」及び「診療・検査医療機関（仮称）」を含む。）以外においてシステム上に入力いただいて差し支えありません。

Q.4 本通知において検体の提出時は検査結果判明後2週間以内と示されているが、即時の提出でも良いか。

(答)

- 公衆衛生上必要と認められる場合については、早期のゲノム解析の実施のために提出を受け入れておりますが、その場合でも、できる限り検体をまとめて提出するようお願いします。また、その場合、自治体等でゲノム解析が可能である場合は自治体等において解析をお願いします。自治体でゲノム解析が出来ない場合、国立感染症研究所と調整するようお願いします。

Q.5 ゲノム解析は、部分解析のみでもよいか。

(答)

- 原則、全ゲノム解析を推奨しています。全ゲノム解析により、新しい変異株の発生の探知や、既知の変異の確認のみならず、症例間のリンクを追うことが可能であるためです。

Q.6 Ct値によってゲノム解析の実施の有無を判断するとされているが、SARS-CoV-2陽性でCt値がない検体の場合はどうしたらよいか。

(答)

- Ct値はコロナウイルス量を示す定量値であり、全ゲノム解析の成否に係る重要な基準値となります。陽性検体の全数をゲノム解析した際、これまでの実績ではおよそ半数がウイルス量不足による判定不能を示し、十分な費用対効果が得られにくいと考えます。地域に偏りがないうよう5-10%分程度のゲノム解析が実施されるためにも、国立感染症研究所のPCR法のCt値30以下相当の検体がゲノム解析に回るよう調整ください。その際、PCR検査におけるCt値を出来得る限り判定していただくか、それぞれの検査に応じて、メーカーに、ウイルス量の評価を相談頂くようお願いします。

Q.7 自治体でゲノム解析ができない。国立感染症研究所にゲノム解析のために、検体の提出をする場合の留意事項はあるのか。

(答)

- 自治体主体で地域に偏りがないう全国的に 5-10%程度、ゲノム解析を実施するようお願いしています。しかし、ゲノム解析の体制が整わない自治体については、国立感染症研究所と調整の上、検体を国立感染症研究所に送付して頂く場合があります。その際、国立感染症研究所において、送付いただく検体の数を調整させていただくことがあります。
- また、国立感染症研究所と調整の上、検体を送付することとなった場合は、「2019-nCoV（新型コロナウイルス）感染を疑う患者の検体採取・輸送マニュアル」（2021/03/19 更新版）を参考としてください。

本件の実施に必要となる費用については、「感染症予防事業費国庫負担（補助）金交付要綱」（平成 20 年 12 月 19 日付け厚生労働省発健第 1219002 号厚生労働事務次官通知の別添）における「感染症発生動向調査事業」により、本調査に係る経費（梱包資材等）を助成します。なお、検体輸送は着払いが可能です。

Q.8 自治体主体のゲノムサーベイランス体制を目指すことについて、国立感染症研究所の国委託分の民間検査機関との契約は終了するのか。

(答)

- 今後は、自治体主体のゲノムサーベイランスの体制を更に進めるため、自治体においては、地方衛生研究所と調整、また、順次、必要に応じて民間検査機関等との契約に順次移行を検討ください。国立感染症研究所では、必要に応じて、一部の民間検査機関との契約を継続し、全国の監視を継続します。

Q.9 国立感染症研究所において、民間検査機関分の検体を用いた変異株 PCR 検査やゲノム解析を実施するのか。

(答)

- 国立感染症研究所では、現時点では、民間検査機関分の検体を用いた変異株 PCR 検査は実施しません。ゲノム解析については、一部の民間検査機関分の検体を用いて実施しております。

Q.10 変異株 PCR 検査について、L452R ではなく、N501Y で代用しても良いか。

(答)

- 国立感染症研究所の初期の評価に基づき、まずは L452R 変異株 PCR 検査の陰性を確認することにより、オミクロン株の可能性を探知することをお願いしているところですが、国立感染症研究所の新たな評価によると、N501Y 変異株 PCR 検査の陽性を確認することでも、オミクロン株の可能性を探知できる

ことが確認されました。

このため、N501Y 変異株 PCR 検査で代用することもできますが、N501Y 変異株 PCR 検査を用いる場合は、Cp 値 (Ct 値) の結果のみをもって判断するのではなく、501Y (N501Y 変異陽性) の蛍光増殖曲線を目視で確認する必要がありますことに留意が必要です。詳細は、「SARS-CoV-2 の変異株 B. 1. 1. 529 系統 (オミクロン株) について (第 3 報)」の“国内におけるスクリーニング検査法”を確認してください。

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/2019-ncov/2551-cepr/10817-cepr-b11529-3.html>

なお、N501Y 変異株 PCR 検査を用いる場合は、Cp 値 (Ct 値) の確認に加え、501Y の蛍光増殖曲線を目視での確認結果を踏まえ、HER-SYS の変異株 PCR 検査結果の項目の N501Y 変異株 PCR の入力欄に結果を入力してください。

Q. 11 変異株 PCR 検査やゲノム解析は、事務連絡発出のあった 11 月 28 日以前の検体も遡って最大限実施すべきか。

(答)

○ 可能な範囲で遡って実施ください。その場合、検査キャパシティに応じて、ウイルス量が十分にあるもの (Ct 値 30 以下) や孤発例を優先的に実施し、直近検体の検査の実施が遅延することがないようにお願いします。また、遡って検査した場合には、週報の件数に合算せず、「B. 1. 1. 529 系統 (オミクロン株) の感染が確認された患者等に係る入退院及び航空機内における濃厚接触者並びに公表等の取扱いについて」(令和 3 年 11 月 30 日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡) に従い、下記の連絡先に、電話連絡の上、メールで報告してください。

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部 戦略班

Mail: SARSOPC@mhlw.go.jp

TEL : 03 3595 3489 (平日のみ) / 090 8940 9123 (平日夜間・土日・祝日)

Q12. L452R 変異株 PCR 検査において、陰性もしくは判定不能だった場合、その Ct 値に関わらずゲノム解析を行うのか。

(答)

○ Ct 値に関わらずゲノム解析の実施をお願いいたします。

Q13. 国立感染症研究所におけるオミクロン株の判定基準はどのように行っているのか。

(答)

○ WHO の指定するオミクロン株 (B. 1. 1. 529 系統の変異株) と確定するためには全ゲノム情報による塩基変異の全体像を知ることが不可欠です。全ゲノム

解析によりゲノム全長を解読し、得られた配列 (contig 配列) を用いて Nextclade および PANGOLIN プログラムにて解析し、クレード (clade) 及び PANGO 系統 (lineage) の両方が適正に判定された場合に最終判定に資する対象としております。ごく稀に、大きな欠失が生じ、PANGO 系統の結果が得られてもクレードが検出できない場合があります。この場合、解読リード深度 (read depth) が 300 倍以上かつゲノム被覆率 (coverage) が 98%以上である、または、de novo アセンブリにて完全 (complete) な contig 配列が得られていれば、結果が得られた PANGO 系統を確定としています。

(健Ⅱ437F)
令和3年12月7日

都道府県医師会
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長
釜 菫 敏

B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）の感染が確認された患者等に係る入退院及び航空機内における濃厚接触者並びに公表等の取扱いについて

今般、厚生労働省より各都道府県等衛生主管部（局）宛てに標記の事務連絡がなされ、本会に対しても情報提供がありましたのでご連絡いたします。

本事務連絡は令和3年12月2日付（健Ⅱ431F）をもって貴会宛てにお送りいたしました、「B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）の感染が確認された患者等に係る入退院及び航空機内における濃厚接触者の取扱いについて」を改正したことを連絡するものです。改正箇所の概要は下記のとおりであり、詳細については本事務連絡の太字下線をご参照ください。

また、関連通知「新型コロナウイルス感染症の積極的疫学調査におけるゲノム解析及び変異株 PCR 検査について（要請）」も改正されましたので、併せてご連絡いたします。同通知では、自治体主体の全ゲノム解析を検査能力を最大限発揮して実施するとともに、現時点では、L452R 変異株 PCR 検査で陰性を確認することにより、オミクロン株の可能性のある検体を検出することとされております。（改正前の通達については、令和3年10月28日付（健Ⅱ373F）をご参照ください）

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、郡市区医師会及び関係医療機関に対する情報提供のほど、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

記

○「I. B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）の患者及び当該患者に対する入退院の取扱い」において、1、2のように追記したこと。（フロー図参照）

1. 感染症法に基づく入院を行う者は以下の者とする。ただし、ゲノム解析によりオミクロン株でないことが確定した場合には、他の新型コロナウイルス感染症患者と同様に、症状等に応じて、療養先を決定すること。

①新型コロナウイルス感染症の検査陽性者（無症状の場合も含む）であって、過去14日以内に海外への滞在歴または渡航歴のある入国者（乗員も含む）

※「過去14日以内」の起算点は、「有症状者の場合は、発症日」、「無症状者の場合は、検体採取日」とする。

②検査陽性者であって、「L452R 変異株 PCR 検査が陰性である者」又は「L452R 変異株 PCR 検査が判定不能である者のうちオミクロン株であると疑うに足りる正当な理由のある者」

③検査陽性者であって、L452R 変異株 PCR 検査が陽性（CT 値 30 未満）である者のうち、「ゲノム解析の結果、オミクロン株であることが確定した者」又は「ゲノム解析の結果が判定不能である者のうちオミクロン株であると疑うに足りる正当な理由のある者」

2. 感染症法に基づく宿泊施設への滞在を求める者は以下の者とする。

①ゲノム解析の結果、オミクロン株であることが確定した検査陽性者の濃厚接触者

②ゲノム解析の結果が判定不能である者のうちオミクロン株であると疑うに足りる正当な理由のある検査陽性者の濃厚接触者

③オミクロン株であることが確定した検査陽性者の航空機内における濃厚接触者

※感染症法に基づく調査として、SARS-CoV-2 に対する核酸増幅法等の検査を2日に1回を目安に実施し、最終曝露日（陽性者との接触等）から14日間経過し、かつ最終曝露日を0日として14日目の検査が陰性であった場合に退所できる。

○「Ⅲ. B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）に係る報告及び陽性例の公表について」、「Ⅳ. 変異株 PCR 検査及び積極的疫学調査の実施について」、「Ⅴ. B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）を含む懸念される変異株事例における HER-SYS の活用について」を追加したこと。

○「新型コロナウイルス変異株への対応に関する Q&A」（別添）を追加したこと。

（参考）

「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領」（令和3年12月2日付（健Ⅱ430F）参照）

「「B. 1. 1. 529 系統の変異株（オミクロン株）」の発生を踏まえたサーベイランス体制の強化について」（令和3年11月30日付（健Ⅱ423F））

「新型コロナウイルス変異株流行国・地域に滞在歴がある入国者等の方々の健康フォローアップ及び SARS-CoV-2 陽性と判定された方の情報及び検体送付の徹底について」（令和3年10月28日付（健Ⅱ373F）参照）

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて（一部改正）」（令和3年3月2日付（健Ⅱ527F）参照）

「新型コロナウイルス感染症が発生した場合における情報の公表について（補足）」（令和2年8月24日付（健Ⅱ255F））

「一類感染症が国内で発生した場合における情報の公表に係る基本方針」（令和2年2月28日付（健Ⅱ294F））

事務連絡
令和3年11月30日
令和3年12月3日一部改正

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

B.1.1.529 系統（オミクロン株）の感染が確認された患者等に係る入退院及び航空機内における濃厚接触者並びに公表等の取扱いについて

平素より、新型コロナウイルス感染症対策に御尽力・御協力を賜り、誠にありがとうございます。

今般、南アフリカ等で確認された新たな変異株である B.1.1.529 系統（オミクロン株）については、懸念される変異株に指定され、他の懸念される変異株（VOCs）に比べて、再感染のリスクが高いこと等が懸念されております。

このため、当面の間、従来の「新型コロナウイルス変異株流行国・地域に滞在歴がある入国者等の方々の健康フォローアップ及び SARS-CoV-2 陽性と判定された方の情報及び検体送付の徹底について」（令和2年12月23日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）に関わらず、B.1.1.529 系統（オミクロン株）の感染が確認された患者等に係る入退院の取扱い及び航空機内における濃厚接触者並びに公表等の取扱いについては、下記のとおり対応をお願いします。あわせて、管内市町村、関係機関等への周知をお願いいたします。

また、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律（令和3年法律第5号）第13条第2項の規定を踏まえ、B.1.1.529 系統（オミクロン株）の患者や感染が疑われる者、濃厚接触者等の人権が尊重され、差別や偏見が助長されることのないよう、啓発活動等の取組をお願いします。

（主な改正箇所は太字下線）

記

I. B.1.1.529 系統（オミクロン株）の患者及び当該患者に対する入退院の取扱い

1. 当面の間、以下の者については、原則、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）第19条第1項の規定に基づく入院を行うこととし（※1、※2）、迅速に対応がとれるよう、あら

かじめ医療機関の確保等について調整しておくようお願いいたします。

入院等に当たっての対応については、以下のフロー図を参照して下さい。

ただし、以下の者がゲノム解析により B.1.1.529 系統（オミクロン株）でないことが確定した場合には、他の新型コロナウイルス感染症患者と同様に、症状等に応じて、療養先を決定して下さい。

①新型コロナウイルス感染症の検査陽性者（無症状の場合も含む。以下「検査陽性者」という。）であって、過去 14 日以内に海外への滞在歴または渡航歴のある入国者（乗員も含む）

（フロー図中、①に対応）

②検査陽性者であって、

・L452R 変異株 PCR 検査が陰性である者

又は

・L452R 変異株 PCR 検査が判定不能である者のうち B.1.1.529 系統（オミクロン株）であると疑うに足りる正当な理由のある者

（フロー図中、②に対応）

③検査陽性者であって、L452R 変異株 PCR 検査が陽性（CT 値 30 未満）である者のうち、

・ゲノム解析の結果、B.1.1.529 系統（オミクロン株）であることが確定した者

又は

・ゲノム解析の結果が判定不能である者のうち B.1.1.529 系統（オミクロン株）であると疑うに足りる正当な理由のある者

（フロー図中、③に対応）

※1 入院期間中は個室隔離とし、他の株の患者と同室にしないこと。また、陰圧管理を行うことが望ましい。なお、B.1.1.529 系統（オミクロン株）であることが確定した患者同士を同室とすることは可能。

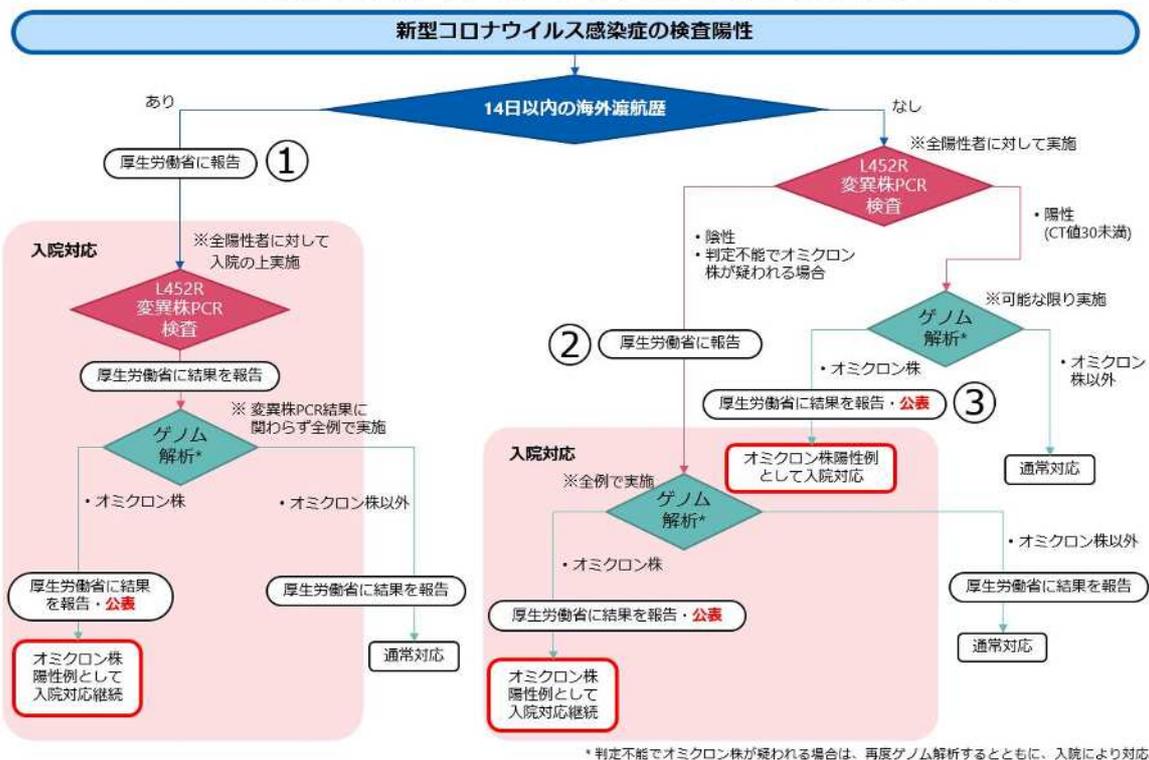
※2 変異株 PCR 検査及びゲノム解析の実施については、「新型コロナウイルス感染症の積極的疫学調査におけるゲノム解析及び変異株 PCR 検査について（要請）」（健感発 0205 第 4 号 令和 3 年 2 月 5 日付け厚生労働省結核感染症課長通知）を参照。

※3 本事務連絡における「過去 14 日以内」の起算点は、以下のとおり。

・有症状者の場合は、発症日

・無症状者の場合は、検体採取日

B.1.1.529 系統の変異株（オミクロン株）陽性者等の対応に係るフロー図



2. また、以下の者については、更なる科学的知見が得られるまでの間、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 44 条の 3 第 2 項に基づく必要な協力として宿泊施設に滞在していただくことを求めています。

- ① ゲノム解析の結果、B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）であることが確定した検査陽性者の濃厚接触者（※）
- ② ゲノム解析の結果が判定不能である者のうち B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）であると疑うに足りる正当な理由のある検査陽性者の濃厚接触者（※）
- ③ B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）であることが確定した検査陽性者の航空機内における濃厚接触者（※）

※ 法第 15 条に基づく調査として、SARS-CoV-2 に対する核酸増幅法等の検査を 2 日に 1 回を目安に実施し、最終曝露日（陽性者との接触等）から 14 日間経過し、かつ最終曝露日を 0 日として 14 日目の検査が陰性であった場合に退所できる。

3. また、上記 1 により入院した者の退院基準については、科学的な知見が得られるまでの当面の間、以下のとおりとするようお願いいたします。更なる科学的知見が得られた場合については、改めて、ご連絡いたします。

(1) 有症状者の場合

症状軽快後 24 時間経過した後に核酸増幅法または抗原定量検査（以下「核酸増幅法等」という。）の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した 24 時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認された場合

（2）無症状病原体保有者の場合

陽性の確認から 6 日間経過した後に核酸増幅法等の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した 24 時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認された場合

（留意事項）

- ・症状軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることとする。
- ・上記の核酸増幅法等の検査の際に陽性が確認された場合は、24 時間後に核酸増幅法等の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した 24 時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認されるまで、核酸増幅法等の検査を繰り返すものとする。
- ・なお、患者が再度症状を呈した場合や無症状病原体保有者が新たに症状を呈した場合は、症状軽快後に上記の場合に該当するまで退院の基準を満たさないものとする。
- ・B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）でないことが上記退院基準を満たす前に判明した場合には、現行の退院基準により対応して差し支えない。

4. これらの対応に当たっては、個人情報保護に十分ご配慮いただきますようお願いいたします。

II. 航空機内における B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）陽性者の濃厚接触者

新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者については、国立感染症研究所において、「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領」¹が示されているところです。

B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）については、感染・伝播性の高さが懸念されていることから、更なる科学的知見が得られるまでの間、B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）であることが確定した患者と同一の航空機に搭乗していた場合は、その座席位置に関わらず、濃厚接触者として対応することとします。

III. B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）に係る報告及び陽性例の公表について

B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）の陽性例の公表に当たっては、厚生労働省と自治体が軌を一にして、かつ、速やかに行うことができるよう、現時点では以下に従って、自治体における公表の前に、必ず厚生労働省にご報告ください。

¹「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領」（国立感染症研究所）

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/2019ncov/2559%20cfeir/10800%20covid1902.html>

(1) 報告内容及び方法

A. 対象

I.1. ①～③に該当する者（入院の対象となる者）

B. 報告のタイミング

保健所等において、「1. 対象」に掲げる者を把握した時点で速やかに、厚生労働省に報告をお願いいたします。

※当該対象者の入院を待たず、速やかな報告を優先して下さい。

また、自治体における公表の準備が整ってから報告をするのではなく、必ず、上記の対象者を把握した時点で速やかに、報告を行って下さい。

C. 報告内容

①保健所情報

・保健所名、担当者、直通電話番号

②患者概要

※速やかな報告を優先し、順次、可能な範囲でご報告ください

・氏名、年齢、性別、生年月日

・ハース ID

・確定診断の有無、検査方法と検査結果

D. 報告先

上記の内容について、下記の連絡先にメールで報告するとともに、必ず電話で到着確認を行って下さい。

報告が平日夜間・土日・祝日となる場合であっても、メールで報告した際は、必ず電話で到着確認を行って下さい。

※電話した際、不在等の場合であっても、到着確認ができるまで再度お電話下さい。

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部 戦略班

Mail: genomecovid-19@mhlw.go.jp

TEL: 03-3595-3489（平日のみ）

※ 平日夜間・土日・祝日の場合は、上記連絡先に加えて、以下の連絡先にも必ず連絡してください。

Mail: SARSOPC@mhlw.go.jp

Mail: qtx5i1fuah4hgbs9hiz1@docomo.ne.jp

TEL: 090-8940-9123

E. 報告後の進捗の報告

上記の内容について報告後、報告対象となった者について、L452R 変異株 PCR 検査の結果が判明した際や、ゲノム解析の結果が判明した際は、D. の報告先に、必ず報告をお願いします。

(2) 公表

A. 厚生労働省と自治体の連携

B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）の陽性例の公表に当たっては、厚生労働省と自治体が軌を一にして、かつ、速やかに行うため、緊密な連携を行うものとします。

このため、自治体における公表の準備が整ってから報告をするのではなく、必ず、上記の対象者を把握した時点で速やかに、厚生労働省に報告を行って下さい。

B. 自治体が公表する際の注意点

B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）の陽性例の確定はゲノム解析により行います。これ以外の場合の拙速な公表は、対象者の個人情報保護等の観点から、避けていただくようお願いします。

また、自治体において公表を行う際は、「一類感染症が国内で発生した場合における情報の公表に係る基本方針」（令和2年2月27日付け厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡）及び「新型コロナウイルス感染症が発生した場合における情報の公表について（補足）」（令和2年7月28日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）を踏まえ、行っていただくようお願いします。

IV. 変異株 PCR 検査及び積極的疫学調査の実施について

B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）については、他の懸念される変異株（VOCs）に比べて、再感染のリスクが高いこと等が懸念されており、この変異株の発生をより迅速に把握する必要があることから、

① I のフロー図のとおり、SARS-CoV-2 陽性と判定された全ての検体について、L452R 変異株 PCR 検査を実施すること、

② I. 1. ①～③に該当する者（入院の対象となる者）を把握した場合は、積極的疫学調査を実施すること

を徹底いただくようお願いいたします。

※変異株 PCR 検査の実施については、「新型コロナウイルス感染症の積極的疫学調査におけるゲノム解析及び変異株 PCR 検査について（要請）」（令和3年2月5日付け厚生労働省健康局結核感染症課長通知）、積極的疫学調査の実施については、「新型コロナウイルス変異株流行国・地域に滞在歴がある入国者等の方々の健康フォローアップ及びSARS-CoV-2 陽性と判定された方の情報及び検体送付の徹底について」（令和2年12月23日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）を参照して下さい。

V. B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）を含む懸念される変異株事例における HER-SYS の活用について

懸念される変異株事例における HER-SYS の入力については、「新型コロナウイルス変異株流行国・地域に滞在歴がある入国者等の方々の健康フォローアップ及び

SARS-CoV-2 陽性と判定された方の情報及び検体送付の徹底について」(令和2年12月23日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡)のVに関わらず、以下の要領に従い、B.1.1.529系統(オミクロン株)を含む懸念される変異株であることをチェックできる項目(①変異株PCR検査結果・②ゲノム解析結果)の入力をお願いいたします。

なお、B.1.1.529系統(オミクロン株)の濃厚接触者についても、「新型コロナウイルス感染症(変異株)に係る健康観察について」(令和3年11月30日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部)にてお示ししたとおり、他の濃厚接触者と同様に、HER-SYSへの入力をお願いします。

【入力要領】

①変異株PCR検査結果

①については、当面の間、入力せず、ゲノム解析を行った場合には②のみ入力をお願いします。

②ゲノム解析結果

- ・ベータ株、ガンマ株、デルタ株、オミクロン株、判定不能またはその他のいずれかを選択が可能となります。
- ・国立感染症研究所その他の機関でゲノム解析結果が確定した方について、プルダウンからベータ株、ガンマ株、デルタ株、オミクロン株、判定不能またはその他のいずれかの選択をお願いいたします。
- ・ベータ株については「B.1.351系統の変異株(ベータ株)」、ガンマ株については「P.1系統の変異株(ガンマ株)」、デルタ株については「B.1.617系統.2の変異株(デルタ株)」であることが確認された場合に入力をお願いいたします。
- ・国立感染症研究所からウイルスの遺伝子の一部の分析ができず確定には至らなかったが、懸念される変異株の特徴が確認されたとの報告を受けた場合についても、該当する株の選択をお願いいたします。
- ・ゲノム解析を行ったものの判定不能であった場合については、プルダウンから「判定不能」の選択をお願いいたします。
- ・①については、変異株PCR検査を実施した結果が判明した際に、保健所において入力をお願いします。また、②については、国立感染症研究所等からゲノム解析結果を受け取った際に、保健所において入力をお願いします。

<参考> 現行の退院基準(「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて(一部改正)」(令和3年2月25日付け健感発0225第1号厚生労働省健康局結核感染症課長通知)抜粋)

第1 退院に関する基準

新型コロナウイルス感染症の患者について、感染症の予防及び感染症の患者に対

する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）第26条第2項において準用する法第22条の「病原体を保有していないこと」とは、原則として次の①または③に該当する場合とする。ただし、次の②または④に該当する場合も差し支えないこととする。

(1) 人工呼吸器等による治療を行わなかった場合

- ① 発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合
- ② 発症日から10日間経過以前に症状軽快した場合に、症状軽快後24時間経過した後に核酸増幅法または抗原定量検査（以下「核酸増幅法等」という。）の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した24時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認された場合

(2) 人工呼吸器等による治療を行った場合

- ③ 発症日から15日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合
- ④ 発症日から20日間経過以前に症状軽快した場合に、症状軽快後24時間経過した後に核酸増幅法等の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した24時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認された場合

※ ただし、③の場合は、発症日から20日間経過するまでは退院後も適切な感染予防策を講じるものとする。

また、新型コロナウイルス感染症の無症状病原体保有者については、原則として次の⑤に該当する場合に、退院の基準を満たすものとする。ただし、次の⑥に該当する場合も退院の基準を満たすものとして差し支えないこととする。

⑤ 発症日から10日間経過した場合

- ⑥ 発症日から6日間経過した後に核酸増幅法等の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した24時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認された場合

発症日とは、患者が症状を呈し始めた日とし、無症状病原体保有者または発症日が明らかでない場合については、陽性確定に係る検体採取日とする。症状軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることとする。また、人工呼吸器等による治療とは、人工呼吸器管理または体外式心肺補助（ECMO）管理による治療とする。

上記の核酸増幅法等の検査の際に陽性が確認された場合は、24時間後に核酸増幅法等の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した24時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認されるまで、核酸増幅法等の検査を繰り返すものとする。（①、③または⑤に該当した場合を除く）

なお、患者が再度症状を呈した場合や無症状病原体保有者が新たに症状を呈した場合は、症状軽快後に上記の場合に該当するまで退院の基準を満たさないものとする。

新型コロナウイルス変異株への対応に関する Q&A

- Q1. 宿泊療養施設では、どのような感染管理を行うと良いか。 10
- Q2. I . 2 . の濃厚接触者が宿泊施設に滞在する際、必要経費の補助はあるか。 10
- Q3. オミクロン株の患者の濃厚接触者が宿泊施設に滞在している期間中の検査は PCR 検査のみか。また、検査費用の補助はあるのか。 10
- Q4. I . 2 . で宿泊療養をお願いしている方について、自宅療養とすることは可能か。 10
- Q5. 濃厚接触者が、宿泊療養を拒否した場合の対応如何。 10
- Q6. 保健所から自宅待機等をお願いした B. 1. 1. 529 系統(オミクロン株) 疑い患者に連絡が取れず、濃厚接触者等の関係者に尋ねても連絡が取れないが、行方不明届けを出していいか。 11
- Q7. 入国後、健康観察期間内であるのに、外出を繰り返すような場合、氏名や居住地を公表してよいか。 11

Q1. 宿泊療養施設では、どのような感染管理を行うと良いか。

他国において、検疫施設における感染伝播が疑われる事案が発生していることから、宿泊療養施設に滞在させる場合、B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）以外の新型コロナウイルスの宿泊療養者と厳格な時間的・空間的な分離が必要となります。例えば、B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）以外の宿泊療養者との階を分ける、それが難しい場合、他の変異株の宿泊療養者が食事やゴミ出し等で個室のドアを開ける時間帯を変えるなど、運用面で配慮する必要があります。

Q2. I. 2. の濃厚接触者が宿泊施設に滞在する際、必要経費の補助はあるか。

当該濃厚接触者については、「航空機内における B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）陽性者の濃厚接触者に関する宿泊施設への滞在について」（令和 3 年 12 月 1 日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）でお示ししたとおり、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金による新型コロナウイルス感染症対策事業の補助対象とすることが可能です。

Q3. オミクロン株の患者の濃厚接触者が宿泊施設に滞在している期間中の検査は PCR 検査のみか。また、検査費用の補助はあるのか。

検査方法については PCR 検査又は抗原定量検査による方法が考えられます。また、費用については行政検査として取扱うことが可能です。

Q4. I. 2. で宿泊療養をお願いしている方について、自宅療養とすることは可能か。

宿泊施設での滞在に対してご理解を得ることが極めて困難な場合には、対象となる方が外出しないことを前提に、臨時応急的な措置として自宅療養を行うようお願いいたします（宿泊療養が可能となった場合には、可能な限り速やかに宿泊療養に移行）。

Q5. 濃厚接触者が、宿泊療養を拒否した場合の対応如何。

I. 2. でお示しする方については、更なる科学的知見が得られるまでの間、法第 44 条の 3 第 2 項に基づく必要な協力として宿泊施設への滞在を求めていただくこととなります。

濃厚接触者の方に対しては、まずは、オミクロン株に関する更なる科学的知見が得られるまでの間の対応として宿泊施設に滞在いただくことについて、丁寧な説明等（※）を行うことにより、対象者の御理解・御協力を得られるようにすることが基本となりますが、宿泊施設での滞在が困難であるなどやむを得ない事情により対応が困難な事例が生じた場合には、厚生労働省までご連絡下さい。

※入国後 14 日以内の方であれば、入国時に保健所等における指示があった場合にはそれに従うことを誓約いただいていること等について説明いただくことも考えられます。

Q6. 保健所から自宅待機等をお願いした B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）疑い患者に連絡が取れず、濃厚接触者等の関係者に尋ねても連絡が取れないが、行方不明届けを出していいか。

下記 URL の通知・事務連絡のとおり、行方不明届けを出す場合についての留意事項をお示ししておりますので、これらを参考にしつつ、管轄の警察署と相談しつつ届出ていただくようお願いいたします。

<https://www.npa.go.jp/safetylife/seianki/fumei/koronayukuefumei0722.pdf>

<https://www.mhlw.go.jp/content/000651755.pdf>

Q7. 入国後、健康観察期間内であるのに、外出を繰り返すような場合、氏名や居住地を公表してよいか。

お尋ねのような場合には、自治体において氏名・居住地を公表することは、感染拡大防止に資するものではなく、著しく個人情報保護を損なうものであるため、控えていただくべきであると考えます。

健感発 0205 第 4 号
令和 3 年 2 月 5 日
令和 3 年 12 月 2 日一部改正

各 { 都 道 府 県 }
 { 保 健 所 設 置 市 } 衛生主管部（局）長 殿
 { 特 別 区 }

厚生労働省健康局結核感染症課長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症の積極的疫学調査におけるゲノム解析及び変異株
PCR 検査について（要請）

平素より、新型コロナウイルス感染症対策に御尽力・御協力を賜り、誠にありがとうございます。

これまで、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「法」という。）第 15 条に基づく積極的疫学調査の一環として、多くの自治体の御協力の下、提出いただいた情報並びに検体のゲノム情報による全国発生状況の把握等の対策を推進してまいりました。また、懸念される変異株（Variant of Concern:VOC）の症例についても、同条第 16 項の規定に基づき、管内の地方衛生研究所等に保管されている SARS-CoV-2 陽性と判定された方の情報及び検体を御提出いただいております。また、これまで、懸念される変異株については、発生した場合の早期探知を強化するため、自治体では、地方衛生研究所・民間検査機関・医療機関・大学等と連携し、変異株 PCR 検査を実施していただくとともに、自治体主体のゲノム解析の体制整備及び実施を進めていただけてきたところです。

また、令和 3 年 10 月 25 日付けの本通知において、全ての自治体における L452R 変異株 PCR 検査を終了し、今後デルタ株以外の懸念される変異株について、変異株 PCR 検査が必要となった場合、自治体において迅速に変異株 PCR 検査が再開できるよう、体制を維持・整備していただくようお願いしていたところです。

今般、南アフリカ等で確認された新たな変異株である B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）については、国立感染症研究所によるリスク評価「SARS-CoV-2 の変異株 B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）について（第 2 報）」¹が 11 月 28 日付で

¹ 「SARS-CoV-2 の変異株 B.1.1.529 系統（オミクロン株）について（第 2 版）」（令和 3 年 11 月 28 日）https://www.niid.go.jp/niid/images/cepr/covid-19/b11529_2.pdf

公表され、懸念される変異株に指定されました。この変異株は、他の懸念される変異株（VOCs）に比べて、再感染のリスクが高いこと等が懸念されており、B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）の発生や変異株の発生動向を監視するため、①全ゲノム解析に関して、自治体主体の全ゲノム解析を、従来お願いしている実施率 5-10%にとどまらず、現時点における検査能力を最大限発揮して、ゲノム解析を実施していただくようお願いします。

また、②B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）の変異株 PCR 検査については、国立感染症研究所において、B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）である可能性を検出するための変異株 PCR 検査の手法の確立に取り組むこととしておりますが、この変異株に対する監視体制を早急に整備する必要があることから、L452R 変異株 PCR 検査で陰性を確認することにより、B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）の可能性のある検体を検出することといたします。自治体において迅速に変異株 PCR 検査を再開いただくようお願いいたします。

なお、B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）陽性の確定は全ゲノム解析により行いますが、L452R 変異株 PCR 検査で陰性となる検体があった場合には厚生労働省にご一報ください。詳細については、改めて、「B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）の感染が確認された患者等に係る入退院及び航空機内における濃厚接触者の取扱いについて」（令和 3 年 11 月 30 日付け事務連絡）にてお示しします。

つきましては、下記を御確認の上、御協力いただきますようお願い申し上げます。

（主な改正箇所は太字下線）

記

目次

1. 変異株 PCR 検査について
2. ゲノム解析について（要請）
3. ゲノム解析結果の週報（要請）
4. 自治体主体のサーベイランス体制の整備について

別紙 L452R 変異株 PCR 検査等・ゲノム解析結果の週報（要請）について

別添 【Q&A】新型コロナウイルス感染症の積極的疫学調査におけるゲノム解析及び変異株 PCR 検査等

1. 変異株 PCR 検査について

B. 1. 1. 529 系統(オミクロン株)の変異株 PCR 検査については、当面の間、L452R 変異株 PCR 検査で陰性を確認することにより、B. 1. 1. 529 系統 (オミクロン株) の可能性のある検体を検出することといたします。自治体において迅速に変異株 PCR 検査を再開いただくようお願いいたします。なお、B. 1. 1. 529 系統 (オミクロン株) である可能性を検出するための変異株 PCR 検査の手法については、引き続き、国立感染症研究所にて手法の確立に取り組んでいるため、他の変異株 PCR 検査の手法が確立された場合には、変異株 PCR 検査の手法を変更することがありますので、L452R 変異株 PCR 検査の試薬等については、必要分のみ確保いただくようお願いいたします。

つきましては、管内の地方衛生研究所の確認及び「新型コロナウイルス核酸検出の保険適用に伴う行政検査の取扱いについて」(令和2年3月4日付け健感発 0304 第5号)に基づき、遺伝子検査で SARS-CoV-2 陽性と判定された検体について、L452R 変異株 PCR 検査の実施をお願いします。その際、自治体主体のサーベイランス体制を目指し、地方衛生研究所・民間検査機関・医療機関・大学等との積極的な連携又は既に連携している自治体では維持・強化をお願いします。なお、変異株 PCR 検査の検査体制については、地域の感染状況(新規感染者数及び変異株 PCR 検査の陽性割合)に応じて段階的に見直すこととしておりますが、その具体的内容については、追ってお示しいたします。

2. ゲノム解析について (要請)

B. 1. 1. 529 系統 (オミクロン株) については、懸念される変異株に位置付けられ、他の懸念される変異株 (VOCs) に比べて、再感染のリスクが高いこと等が懸念されており、B. 1. 1. 529 系統 (オミクロン株) の発生や変異株の発生動向を監視するため、自治体主体の全ゲノム解析を、従来お願いしている実施率 5-10%にとどまらず、現時点における検査能力を最大限発揮して、ゲノム解析を実施していただくようお願いいたします。特に、入国後 14 日以内の入国者及び帰国者が SARS-CoV-2 陽性と判定された場合には、滞在国に関わらず、速やかにゲノム解析の実施をお願いします。

自治体主体のゲノム解析を更に進めるため、引き続き、国立感染症研究所から自治体への全ゲノム解析の技術移転を進め、また、自治体は、大学や民間検査機関、医療機関に全ゲノム解析を委託する等により自治体のゲノム解析の体制を強化し、自治体による全ゲノム解析を推進するようお願いいたします。その際、都道府県、政令市、保健所設置市、特別区、中核市は連携し、ゲノム解

析の体制強化や、解析結果の共有と活用の体制等も整備を進めるようお願いいたします。

ゲノム解析の実施においては、ゲノム解析の結果が、その地域の発生状況ができる限り正確に反映されるように、症例が発生している全ての保健所管轄からゲノム解析用の検体が提出されることが望ましいです。つきましては、保健所管轄で複数クラスターが発生している場合、なるべくそれぞれのクラスターからの検体がゲノム解析されるよう考慮ください。

全ゲノム解析により変異株の系統が確定している者からの感染経路が明らか（例えば、同居している、同じ職場でいつも顔を合わせる、学校や保育園のクラス内での発生など）である場合は、ゲノム解析の実施は不要です。一方、感染経路が明らかかどうか判断できない場合は、ゲノム解析の実施を検討ください。

厚生労働省及び国立感染症研究所では、定期的に、ゲノム解析の結果を系統別、全国及び都道府県単位等で公開しております²。地方衛生研究所や大学、民間検査機関等で全ゲノム解析を行う自治体においては、速やかに GISAID に全ゲノム情報のご登録をお願いいたします（※）。その際、国立感染症研究所へ検体提出する必要はないものの、GISAID 登録の際には、都道府県名のご入力をお願いいたします。また、過去に全ゲノム解析した結果で GISAID に登録していない場合、遡って GISAID に登録をお願いします。その場合も、可能な範囲で都道府県名のご入力をお願いします。

なお、本件は法第 15 条に基づく積極的疫学調査として実施するものであるため、検体の提出に当たっての患者本人の同意取得は不要です。

（※） GISAID (Global Initiative on Sharing All Influenza Data) は、新型コロナウイルス (SARS-CoV-2) ゲノムやインフルエンザウイルスの情報などに関するデータベースです。

都道府県等におけるゲノム解析費用については、法に基づき、都道府県等が支弁した費用の 2 分の 1 を「感染症予防事業費国庫負担（補助）金交付要綱」³（平成 20 年 12 月 19 日付け厚生労働省発健第 1219002 号厚生労働事務次官通知の別添）における「感染症発生動向調査事業」により、ゲノム解析に係る経費を負担します。

² 「都道府県別の懸念される変異株の国内事例数(ゲノム解析)について」(厚生労働省 HP)

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/newpage_00054.html)

「新型コロナウイルス ゲノムサーベイランスによる系統別検出状況 (国立感染症研究所)」(厚生労働省 HP)
(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/newpage_00061.html)

³ 「感染症予防事業費国庫負担（補助）金交付要綱」<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000762785.pdf>

自治体におけるゲノム解析が困難な場合には、国立感染症研究所に検査の結果判明後 2 週間以内の検体（※）をご提出いただくことがあります。その際、国立感染症研究所へご相談いただくようお願いいたします。

（※）法第 15 条第 16 項の規定に基づき、SARS-CoV-2 陽性と判定された検体の検査を実施するため、管内の地方衛生研究所の確認及び「新型コロナウイルス核酸検出の保険適用に伴う行政検査の取扱いについて」（令和 2 年 3 月 4 日付け健感発 0304 第 5 号）に基づき遺伝子検査で SARS-CoV-2 陽性（Ct 値が 30 以下の場合に限る。）と判定された精製 RNA の残余液（20 μ l 程度）。なお、感染経路が明らかな集団事例の検体の提出は必要ありません。

照会・送付先

国立感染症研究所 変異検出 PCR 対応班 N501YPCR@nih.go.jp
〒162-8640 東京都新宿区戸山 1-23-1 TEL: 03-5285-1111

3. L452R 変異株 PCR 検査等・ゲノム解析結果の週報（要請）

今般、B.1.1.529 系統（オミクロン株）の監視体制を強化する必要があることから、感染症法第 15 条に基づく積極的疫学調査として地方衛生研究所等で実施した L452R 変異株 PCR 検査等及びゲノム解析について、別紙を参照の上、毎週のご報告をお願いします。

なお、L452R 変異株 PCR 検査件数等及びゲノム解析の結果について、HER-SYS への入力を徹底してください。（本システム入力は、HER-SYS 入力の代用にはなりませんので、十分ご注意ください）。

- ※1 ゲノム解析には、地方衛生研究所の他、自治体が委託した大学等（大学、大学院、大学共同利用機関法人、国立研究開発法人）や医療機関等で行った解析件数も含まれます。
- ※2 国立感染症研究所がゲノム解析の実施を委託した民間検査機関等において行われた検査・解析結果であって、自治体等へ報告された検査件数・解析数は、本報告の対象には含まれません。

4. 自治体主体のサーベイランス体制の整備について

上記 1 及び 2 において、自治体主体のサーベイランス体制の構築のため、地方衛生研究所・民間検査機関・医療機関・大学等との積極的な連携の維持・強化をお願いしたところですが、各自治体において、変異株 PCR 検査及びゲノム解析の体制整備について、政令市・中核市・民間検査機関・医療機関・大学等と調整をお願いします。

各自治体の変異株 PCR 検査及びゲノム解析の体制の整備状況については、後日調査させていただく予定です。

【担当】

厚生労働省 新型コロナウイルス感染症対策推進本部
戦略班 岡、竹下
TEL: 03-3595-3489

L452R 変異株 PCR 検査等・ゲノム解析結果の週報（要請）について

5.1 報告機関

地方衛生研究所及び保健所（保健所が設置・運営する「地域外来・検査センター」及び「診療・検査医療機関（仮称）」を含む。）。

5.2 報告内容及び報告方法

（1）検査実績等の入力期間

L452R 変異株 PCR 検査等、ゲノム検査の実施件数に関する事項については、月曜日から日曜日までの実績を翌火曜日中に、下記（2）の URL に御入力ください（入力は各保健所又は地方衛生研究所等で行っても可）。

（2）検査件数等の入力先

A. L452R 変異株 PCR 検査等の報告の入力先

https://onepublic.mhlw.go.jp/mhlwpp.microsoftcrmportals.com/survey/survey_answerdata/?surveyid=4a4c9d47-df11-ec11-b6e5-00224868a1ac

B. ゲノム解析の報告の入力先

https://onepublic.mhlw.go.jp/mhlwpp.microsoftcrmportals.com/survey/survey_answerdata/?surveyid=4c4c9d47-df11-ec11-b6e5-00224868a1ac

（誤って関係者以外が入力することのないよう、入力先 URL については関係者以外に知らせないようにしてください。）

※入力システムがインターネットエクスプローラーのサポートを終了したことに伴い、入力できない自治体におかれましては、下記にご連絡ください。

【担当】

厚生労働省 新型コロナウイルス感染症対策推進本部
戦略班

熊澤（変異株 PCR 検査）、北野（ゲノム解析）

Mail: genomecovid-19@mhlw.go.jp

TEL: 03-3595-3489

(3) 報告内容

●変異株 PCR 検査実施件数 入力フォーム

- ・入力日
- ・報告分類
- ・都道府県名
- ・報告自治体名・機関名
- ・電話番号
- ・検査実施期間

1. L452R 変異株 PCR 検査件数

- ・L452R 検査実施件数
- ・L452R 陽性件数
- ・L452R 陰性件数
- ・L452R 判定不能件数

2. 修正報告欄

3. N501Y 変異株 PCR 検査件数

- ・N501Y 検査実施件数
- ・N501Y 陽性件数
- ・N501Y 陰性件数
- ・N501Y 判定不能件数

4. 修正報告欄

注) 3 及び 4 については、今後 N501Y 変異株 PCR 検査を開始することとなった場合にのみ使用するため、当面の間、「99999」と入力してください。

※同一人について複数回検体を採取した場合であっても 1 として計上します。

●ゲノム解析（調査）実施件数 入力フォーム

- ・入力日
- ・報告分類
- ・都道府県名・指定都市名
- ・保健所設置市・特別区
- ・電話番号
- ・調査期間

1. ゲノム解析の実施可能数

- 大学、大学院、大学共同利用機関法人（国立遺伝学研究所等）、国立研究開発法人（理化学研究所等）
- 地方衛生研究所
- 医療機関

2. ゲノム解析の実績

- 大学、大学院、大学共同利用機関法人（国立遺伝学研究所等）、国立研究開発法人（理化学研究所等）
- 地方衛生研究所
- 医療機関

3. 修正報告欄

※同一人について複数回検体を採取した場合であっても1として計上します。

【Q&A】新型コロナウイルス感染症の積極的疫学調査におけるゲノム解析及び変異株 PCR 検査等

目次

Q.1	ゲノム解析の結果について、入力主体はどこか。	11
Q.2	管内に入国後 14 日以内に診断された患者が確認されたが、ゲノム解析のための国立感染症研究所への検体提出は必要あるか。	11
Q.3	本通知「5. ゲノム解析結果の報告（要請）」の報告機関は、地方衛生研究所または保健所に限られるか。	12
Q.4	本通知において検体の提出時は検査結果判明後 2 週間以内と示されているが、即時の提出でも良いか。	12
Q.5	ゲノム解析は、部分解析のみでもよいか。	12
Q.6	Ct 値によってゲノム解析の実施の有無を判断するとされているが、SARS-CoV-2 陽性で Ct 値がない検体の場合はどうしたらよいか。	12
Q.7	自治体でゲノム解析ができない。国立感染症研究所にゲノム解析のために、検体の提出をする場合の留意事項はあるのか。	13
Q.8	自治体主体のゲノムサーベイランス体制を目指すことについて、国立感染症研究所の国委託分の民間検査機関との契約は終了するのか。	13

Q.1 ゲノム解析の結果について、入力主体はどこか。

(答)

- 都道府県、保健所設置市及び特別区が当該入力内容を把握できるよう関係機関と連携のうえ、ゲノム解析の結果について、保健所以外において HER-SYS に入力いただいて差し支えありません。

Q.2 管内に入国後 14 日以内に診断された患者が確認されたが、ゲノム解析のための国立感染症研究所への検体提出は必要あるか。

(答)

- 管内に入国後 14 日以内の入国者及び帰国者が SARS-CoV-2 陽性と判定された場合には、ゲノム解析の実施等をお願いします。ゲノム解析については、自治体において可能な場合にはゲノム解析を実施頂き、可能でない場合は国立感染症研究所への検体提出をお願いいたします。詳細については本通知をご参照ください。
- なお、本年 5 月より、HER-SYS 上の登録者が入国日から 28 日以内の入国者であるかどうかを確認できる検索機能が実装されました。つきましては「入国者健康確認センターと HER-SYS の情報連携による SARS-CoV-2 陽性と判定された方の情報及び検体の提供について」（令和 3 年 5 月 7 日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡。最終改正令和 3 年 6 月 17 日。）をご参照の上、適宜ご活用ください。
- また、新型コロナウイルス変異株流行国・地域に該当する入国者の方々に対する健康フォローアップについては「新型コロナウイルス変異株流行国・地域に滞在歴がある入国者の方々の健康フォローアップ及び SARS-CoV-2 陽性と判定された方の情報及び検体送付の徹底について」（令和 2 年 12 月 23 日付け事務連絡（令和 3 年 6 月 17 日最終改正。)) を参照の上対応ください。
- 陽性が確認された場合には、当該機関から直接、都道府県に報告します。

Q.3 本通知「5. ゲノム解析結果の報告（要請）」の報告機関は、地方衛生研究所または保健所に限られるか。

(答)

- 都道府県、保健所設置市及び特別区が当該入力内容を把握できるよう関係機関と連携のうえ、検査結果等について、地方衛生研究所及び保健所（保健所が設置・運営する「地域外来・検査センター」及び「診療・検査医療機関（仮称）」を含む。）以外においてシステム上に入力いただいて差し支えありません。

Q.4 本通知において検体の提出時は検査結果判明後2週間以内と示されているが、即時の提出でも良いか。

(答)

- 公衆衛生上必要と認められる場合については、早期のゲノム解析の実施のために提出を受け入れておりますが、その場合でも、できる限り検体をまとめて提出するようお願いします。また、その場合、自治体等でゲノム解析が可能である場合は自治体等において解析をお願いします。自治体でゲノム解析が出来ない場合、国立感染症研究所と調整するようお願いします。

Q.5 ゲノム解析は、部分解析のみでもよいか。

(答)

- 原則、全ゲノム解析を推奨しています。全ゲノム解析により、新しい変異株の発生の探知や、既知の変異の確認のみならず、症例間のリンクを追うことが可能であるためです。

Q.6 Ct値によってゲノム解析の実施の有無を判断するとされているが、SARS-CoV-2陽性でCt値がない検体の場合はどうしたらよいか。

(答)

- Ct値はコロナウイルス量を示す定量値であり、全ゲノム解析の成否に係る重要な基準値となります。陽性検体の全数をゲノム解析した際、これまでの実績ではおよそ半数がウイルス量不足による判定不能を示し、十分な費用対効果が得られにくいと考えます。地域に偏りがないうえ5-10%分程度のゲノム解析が実施されるためにも、国立感染症研究所のPCR法のCt値30以下相当の検体がゲノム解析に回るよう調整ください。その際、PCR検査におけるCt値を出来得る限り判定していただくか、それぞれの検査に応じて、メーカーに、ウイルス量の評価を相談頂くようお願いします。

Q.7 自治体でゲノム解析ができない。国立感染症研究所にゲノム解析のために、検体の提出をする場合の留意事項はあるのか。

(答)

- 自治体主体で地域に偏りがないう全国的に5-10%程度、ゲノム解析を実施するようお願いしています。しかし、ゲノム解析の体制が整わない自治体については、国立感染症研究所と調整の上、検体を国立感染症研究所に送付して頂く場合があります。その際、国立感染症研究所において、送付いただく検体の数を調整させていただくことがあります。
- また、国立感染症研究所と調整の上、検体を送付することとなった場合は、「2019-nCoV（新型コロナウイルス）感染を疑う患者の検体採取・輸送マニュアル」（2021/03/19 更新版）を参考としてください。

本件の実施に必要となる費用については、「感染症予防事業費国庫負担（補助）金交付要綱」（平成20年12月19日付け厚生労働省発健第1219002号厚生労働事務次官通知の別添）における「感染症発生動向調査事業」により、本調査に係る経費（梱包資材等）を助成します。なお、検体輸送は着払いが可能です。

Q.8 自治体主体のゲノムサーベイランス体制を目指すことについて、国立感染症研究所の国委託分の民間検査機関との契約は終了するのか。

(答)

- 今後は、自治体主体のゲノムサーベイランスの体制を更に進めるため、自治体においては、地方衛生研究所と調整、また、順次、必要に応じて民間検査機関等との契約に順次移行を検討ください。国立感染症研究所では、必要に応じて、一部の民間検査機関との契約を継続し、全国の監視を継続します。

(健Ⅱ431F)
令和3年12月2日

都道府県医師会
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長
釜 菡 敏

B.1.1.529 系統（オミクロン株）の感染が確認された患者等に係る入退院及び航空機内における濃厚接触者の取扱いについて

今般、厚生労働省より各都道府県等衛生主管部（局）宛てに標記の事務連絡がなされ、本会に対しても情報提供がありましたのでご連絡いたします。

「B.1.1.529 系統（オミクロン株）」については、令和3年11月30日付（健Ⅱ423F）をもって貴会宛てにお送りいたしました。

本事務連絡の概要は下記のとおりです。

また、令和3年11月30日、海外から空港に到着した乗客で、検疫により確認された新型コロナウイルス無症状病原体保有者1名の検体について、国立感染症研究所でゲノム解析を実施したところ、オミクロン株であることが確認されました。

関連事務連絡「新型コロナウイルス感染症（変異株）に係る健康観察について」、「航空機内における B.1.1.529 系統（オミクロン株）陽性者の濃厚接触者に関する宿泊施設への滞在について」についても併せてご連絡いたします。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、郡市区医師会及び関係医療機関に対する情報提供のほど、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

記

I. B.1.1.529 系統（オミクロン株）の患者及び当該患者に対する入退院の取扱い

1. 当面の間、B.1.1.529 系統（オミクロン株）であることが確定した患者又は同株であることが疑われる者については、原則、感染症法に基づく入院措置を行うこととし、迅速に対応がとれるよう、あらかじめ医療機関の確保等について調整する。

※入院期間中は個室隔離とし、他の株の患者と同室にしないこと。また、陰圧管理を行うことが望ましい。なお、同株であることが確定した患者同士を同室とすることは可能。

2. 1により入院措置を行った者の退院基準については、科学的な知見が得られるまでの当面の間、以下のとおりとする。

(1) 有症状者の場合

症状軽快後 24 時間経過した後に核酸増幅法または抗原定量検査（以下「核酸増幅法等」）の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した 24 時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認された場合

(2) 無症状病原体保有者の場合

陽性の確認から 6 日間経過した後に核酸増幅法等の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した 24 時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認された場合

(留意事項)

- ・症状軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることとする。
- ・2の核酸増幅法等の検査の際に陽性が確認された場合は、24 時間後に核酸増幅法等の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した 24 時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認されるまで、核酸増幅法等の検査を繰り返すものとする。
- ・患者が再度症状を呈した場合や無症状病原体保有者が新たに症状を呈した場合は、症状軽快後に 2 の場合に該当するまで退院の基準を満たさないものとする。
- ・B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）でないことが 2 の退院基準を満たす前に判明した場合には、現行の退院基準により対応して差し支えない。

3. これらの対応に当たっては、個人情報保護に十分配慮する。

II. 航空機内における B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）陽性者の濃厚接触者

B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）であることが確定した患者と同一の航空機に搭乗していた場合は、その座席位置に関わらず、濃厚接触者として対応する。

(参考)

「新型コロナウイルス変異株流行国・地域に滞在歴がある入国者等の方々の健康フォローアップ及び SARS-CoV-2 陽性と判定された方の情報及び検体送付の徹底について」（令和 3 年 10 月 28 日付（健Ⅱ 373F）参照）

「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領」（令和 3 年 12 月 2 日付（健Ⅱ 430F）参照）

事務連絡
令和3年11月30日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

B.1.1.529 系統（オミクロン株）の感染が確認された患者等に係る入退院及び航空機内における濃厚接触者の取扱いについて

平素より、新型コロナウイルス感染症対策に御尽力・御協力を賜り、誠にありがとうございます。

今般、南アフリカ等で確認された新たな変異株である B.1.1.529 系統（オミクロン株）については、懸念される変異株に指定され、他の懸念される変異株（VOCs）に比べて、再感染のリスクが高いこと等が懸念されております。

このため、当面の間、従来の「新型コロナウイルス変異株流行国・地域に滞在歴がある入国者等の方々の健康フォローアップ及び SARS-CoV-2 陽性と判定された方の情報及び検体送付の徹底について」（令和2年12月23日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）のIVに関わらず、B.1.1.529 系統（オミクロン株）の感染が確認された患者等に係る入退院の取扱い及び航空機内における濃厚接触者の取扱いについては、下記のとおり対応をお願いします。

貴職におかれましては、下記について、管内市町村、関係機関等への周知をお願いいたします。

記

I. B.1.1.529 系統（オミクロン株）の患者及び当該患者に対する入退院の取扱い

1. 当面の間、B.1.1.529 系統（オミクロン株）であることが確定した患者又は B.1.1.529 系統（オミクロン株）であることが疑われる者については、原則、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）第19条第1項の規定に基づく入院措置を行うこととし（※）、迅速に対応がとれるよう、あらかじめ医療機関の確保等について調整しておくようお願いいたします。

※入院期間中は個室隔離とし、他の株の患者と同室にしないこと。また、陰圧管理を行うことが望ましい。なお、B.1.1.529 系統（オミクロン株）であることが確定した患者同士を同室とすることは可能。

2. また、上記により入院措置を行った者の退院基準については、科学的な知見が得られるまでの当面の間、以下のとおりとするようお願いいたします。

更なる科学的知見が得られた場合については、改めて、ご連絡いたします。

(1) 有症状者の場合

症状軽快後 24 時間経過した後に核酸増幅法または抗原定量検査（以下「核酸増幅法等」という。）の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した 24 時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認された場合

(2) 無症状病原体保有者の場合

陽性の確認から 6 日間経過した後に核酸増幅法等の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した 24 時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認された場合

(留意事項)

- ・症状軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることとする。
- ・上記の核酸増幅法等の検査の際に陽性が確認された場合は、24 時間後に核酸増幅法等の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した 24 時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認されるまで、核酸増幅法等の検査を繰り返すものとする。
- ・なお、患者が再度症状を呈した場合や無症状病原体保有者が新たに症状を呈した場合は、症状軽快後に上記の場合に該当するまで退院の基準を満たさないものとする。
- ・B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）でないことが上記退院基準を満たす前に判明した場合には、現行の退院基準により対応して差し支えない。

3. これらの対応に当たっては、個人情報保護に十分ご配慮いただきますようお願いいたします。

II. 航空機内における B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）陽性者の濃厚接触者

新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者については、国立感染症研究所において、「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領」¹が示されているところです。

B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）については、感染・伝播性の高さが懸念されていることから、更なる科学的知見が得られるまでの間、B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）であることが確定した患者と同一の航空機に搭乗していた場合は、その座席位置に関わらず、濃厚接触者として対応することとします。

¹「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領」（国立感染症研究所）

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/2019ncov/2559%20cfeir/10800%20covid1902.html>

<参考> 現行の退院基準（「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて（一部改正）」（令和3年2月25日付健感発0225第1号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）抜粋）

第1 退院に関する基準

新型コロナウイルス感染症の患者について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）第26条第2項において準用する法第22条の「病原体を保有していないこと」とは、原則として次の①または③に該当する場合とする。ただし、次の②または④に該当する場合も差し支えないこととする。

（1）人工呼吸器等による治療を行わなかった場合

- ① 発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合
- ② 発症日から10日間経過以前に症状軽快した場合に、症状軽快後24時間経過した後に核酸増幅法または抗原定量検査（以下「核酸増幅法等」という。）の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した24時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認された場合

（2）人工呼吸器等による治療を行った場合

- ③ 発症日から15日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合
- ④ 発症日から20日間経過以前に症状軽快した場合に、症状軽快後24時間経過した後に核酸増幅法等の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した24時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認された場合

※ ただし、③の場合は、発症日から20日間経過するまでは退院後も適切な感染予防策を講じるものとする。

また、新型コロナウイルス感染症の無症状病原体保有者については、原則として次の⑤に該当する場合に、退院の基準を満たすものとする。ただし、次の⑥に該当する場合も退院の基準を満たすものとして差し支えないこととする。

⑤ 発症日から10日間経過した場合

- ⑥ 発症日から6日間経過した後に核酸増幅法等の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した24時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認された場合

発症日とは、患者が症状を呈し始めた日とし、無症状病原体保有者または発症日が明らかでない場合については、陽性確定に係る検体採取日とする。症状軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることとする。また、人工呼吸器等による治療とは、人工呼吸器管理または体外式心肺補助（ECMO）管理による治療とする。

上記の核酸増幅法等の検査の際に陽性が確認された場合は、24時間後に核酸増幅法等の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した24時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認されるまで、核酸増幅法等の検査を繰り返すものとする。（①、③または⑤に該当した場合を除く）

なお、患者が再度症状を呈した場合や無症状病原体保有者が新たに症状を呈した

場合は、症状軽快後に上記の場合に該当するまで退院の基準を満たさないものとする。

事 務 連 絡
令和 3 年 11 月 30 日

各

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局）御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症
対策推進本部

新型コロナウイルス感染症（変異株）に係る健康観察について

地域保健行政の推進につきましては、日頃より御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

本日、海外から空港に到着した乗客で、検疫により確認された新型コロナウイルス無症状病原体保有者 1 名の検体について、国立感染症研究所でゲノム解析を実施したところ、オミクロン株であることが確認されました。

これを受けて、当該者と同じ航空機で入国された方 70 名については、「B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）の感染が確認された患者等に係る入退院及び航空機内における濃厚接触者の取扱いについて」（令和 3 年 11 月 30 日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）の II でお示ししたとおり、濃厚接触者と同じ対応とし、当該者の居住地の管轄保健所（滞在場所が居住地と異なる場合は、滞在先の管轄保健所）において、健康観察が遺漏なく実施できるよう改めてご確認の上、ご対応をお願いします。

検査については、速やかに陽性者を把握する観点から、2 日に 1 回を目安に実施していただくよう、ご対応をお願いいたします。

都道府県、保健所設置市及び特別区におかれましては、この点についてご了知の上、以上の業務を保健所において適切に実施できるよう、体制整備に努めていただきますようお願いいたします。

[担当] 新型コロナウイルス感染症対策推進本部 保健班 守川・近藤 TEL 03-5253-1111（内線 2391/2392） 03-3595-2190（夜間直通）
--

事 務 連 絡
令和 3 年 12 月 1 日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

航空機内における B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）陽性者の濃厚接触者に関する
宿泊施設への滞在について

平素より、新型コロナウイルス感染症対策に御尽力・御協力を賜り、誠にありがとうございます。

今般、南アフリカ等で確認された新たな変異株である B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）については、懸念される変異株に指定され、他の懸念される変異株（VOCs）に比べて、再感染のリスクが高いこと等が懸念されております。

このため、航空機内における B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）陽性者の濃厚接触者に関する当面の間の取扱いについては、「B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）の感染が確認された患者等に係る入退院及び航空機内における濃厚接触者の取扱いについて」（令和 3 年 11 月 30 日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）においてお示ししたところですが、当該濃厚接触者については、当面の間、下記のとおり対応をお願いします。

貴職におかれましては、下記について、管内市町村、関係機関等への周知をお願いいたします。

記

B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）であることが確定した患者と同一の航空機に搭乗していた場合は、その座席位置に関わらず、濃厚接触者として対応することとしています。

当該濃厚接触者に対しては、B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）について、感染・伝播性の高さが懸念されていることに鑑み、更なる科学的知見が得られるまでの間、疑似症患者として、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 44 条の 3 第 2 項に基づく必要な協力として宿泊施設に滞在していただくことを求めていること、お願いします。

当該者が宿泊施設に滞在する場合、その体制の確保に係る経費を新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金による新型コロナウイルス感染症対策事業の補助対象とすることが可能です。

(健Ⅱ423F)

令和3年11月30日

都道府県医師会

感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長

釜 范 敏

「B.1.1.529 系統の変異株 (オミクロン株)」の発生を踏まえたサーベイランス体制の強化について

今般、厚生労働省より各都道府県等衛生主管部 (局) 宛てに標記に係る事務連絡がなされましたので、ご連絡いたします。

本事務連絡は、南アフリカ等で確認された新たな変異株である「B.1.1.529 系統 (オミクロン株)」が懸念される変異株に指定されたため、自治体に対し、ゲノムサーベイランスの徹底をお願いするものです。

同株については、国立感染症研究所によるリスク評価「SARS-CoV-2 の変異株 B.1.1.529 系統 (オミクロン株) について 第2版」(別添) が公表されております。

関連事務連絡「入国者等に対する健康フォローアップの実施に当たっての留意点について (再周知)」についても併せてご連絡いたします。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、郡市区医師会及び関係医療機関に対する情報提供のほど、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

事務連絡
令和3年11月28日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

「B.1.1.529 系統の変異株（オミクロン株）」の発生を踏まえたサーベイランス体制の強化について（要請）

平素より、新型コロナウイルス感染症対策に御尽力・御協力を賜り、誠にありがとうございます。

今般、南アフリカ等で確認された新たな変異株である「B.1.1.529 系統（オミクロン株）」については、国立感染症研究所によるリスク評価「SARS-CoV-2 の変異株 B.1.1.529 系統（オミクロン株）について 第2版」（別添）が本日付で公表され、懸念される変異株に指定されたため、ゲノムサーベイランスの徹底をお願いすることとなりました。

貴職におかれては、下記について内容を御了知の上、ゲノムサーベイランスの徹底をお願いします。なお、追って、変異株 PCR 検査の再開の依頼を行うことを予定しておりますことを申し添えます。

また、上記感染症研究所のリスク評価において、個人の基本的な感染予防策としては、変異株であっても、従来と同様に、3密の回避、特に会話時のマスクの着用、手洗いなどの徹底が推奨されていますので、基本的な感染対策の徹底について住民への周知をお願いいたします。

なお、詳細について、通知又は事務連絡により改めてお示しする予定です。

記

1. ゲノム解析について

B.1.1.529 系統（オミクロン株）の発生や変異株の動向を監視するため、自治体主体の全ゲノム解析を、従来お願いしている実施率5-10%に関わらず、現時点では、できる限り多くの検体（Ct値30以下）について、ゲノム解析の実施をお願いします。特に、入国後14日以内の入国者及び帰国者がSARS-CoV-2陽性と判定された場合には、滞在国に関わらず、速やかにゲノム解析の実施をお願いします。

全ゲノム解析により変異株の系統が確定している者からの感染経路が明らか（例えば、同居している、同じ仕事場でいつも顔を合わせる、学校や保育園のクラス内での発生など）である場合は、ゲノム解析の実施は不要です。一方、感染経路が明

らかかどうか判断できない場合は、ゲノム解析の実施を検討ください。

2. 変異株 PCR 検査の実施について

変異株 B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）については、感染症研究所において、オミクロン株である可能性を検出するための変異株 PCR 検査の手法の確立に取り組むこととしています。変異株 PCR 検査の手法が確立できし次第、変異株 PCR 検査の再開を依頼することとなりますので、ご承知おきください。

SARS-CoV-2 の変異株 B.1.1.529 系統（オミクロン株）について（第 2 報）

2021 年 11 月 28 日

国立感染症研究所

WHO は 2021 年 11 月 24 日に B.1.1.529 系統を監視下の変異株（Variant Under Monitoring; VUM）に分類したが（WHO. Tracking SARS-CoV-2 variants）、同年 11 月 26 日にウイルス特性の変化可能性を考慮し、「オミクロン株」と命名し、懸念すべき変異株（Variant of Concern; VOC）に位置づけを変更した（WHO. Classification of Omicron (B.1.1.529)）。同じく、欧州 CDC（ECDC）も、11 月 25 日時点では同株を注目すべき変異株（Variant of Interest; VOI）に分類していたが（ECDC. SARS-CoV-2 variants of concern as of 25 November 2021）、11 月 26 日に VOC に変更した（ECDC. Threat Assessment Brief）。

2021 年 11 月 26 日、国立感染症研究所は、PANGO 系統で B.1.1.529 系統に分類される変異株を、感染・伝播性、抗原性の変化等を踏まえた評価に基づき、注目すべき変異株（VOI）として位置づけ、監視体制の強化を開始した。2021 年 11 月 28 日、国外における情報と国内のリスク評価の更新に基づき、B.1.1.529 系統（オミクロン株）を、懸念すべき変異株（VOC）に位置付けを変更する。

表 SARS-CoV-2 B.1.1.529 系統（オミクロン株）の概要

PANGO 系統名	日本 感染研	WHO	EU ECDC	UK HSA	スパイクタンパク質受容体 結合ドメインの主な変異	検出報告国・地域数
B.1.1.529	VOC	VOC	VOC	International VUI	K417N, N440K, G446S, S477N, T478K, E484A, Q493K, G496S, Q498R, N501Y, Y505H	9 (南アフリカ、ボツワナ、香港、イスラエル、ベルギー、イギリス、イタリア、ドイツ、チェコ*)

*メディア情報より

オミクロン株について

- オミクロン株は基準株と比較し、スパイクタンパク質に 30 か所のアミノ酸置換（以下、便宜的に「変異」と呼ぶ。）を有し、3 か所の小欠損と 1 か所の挿入部位を持つ特徴がある。このうち 15 か所の変異は受容体結合部位（Receptor binding protein; RBD; residues 319-541）に存在する（ECDC. Threat Assessment Brief）。
- オミクロン株に共通するスパイクタンパク質の変異のうち、H655Y、N679K、P681H は S1/S2 フリン開裂部位近傍の変異であり、細胞への侵入しやすさに関連する可能性がある。nsp6 における 105-107 欠失はアルファ株、ベータ株、ガンマ株、ラムダ株にも存在する変異であり、免疫逃避に寄与する可能性や感染・伝播性を高める可能性がある。ヌクレオカプシドタンパク質における R203K、G204R 変異はアルファ株、ガンマ株、ラムダ株にも存在し、感染・伝播性を高める可能性がある（Department Health, South Africa. SARS-CoV-2 Sequencing & New Variant Update 25）。

海外での流行状況と評価

- 2021年11月27日時点で、南アフリカで77例(Department Health, South Africa. SARS-CoV-2 Sequencing & New Variant Update 25)、ボツワナで4例(Department Health, South Africa. SARS-CoV-2 Sequencing & New Variant Update 25)、香港で2例(CHP investigates six additional confirmed cases of COVID-19 and provides update on latest investigations on imported cases 12388 and 12404)、イスラエルで1例 (Government of Israel)、ベルギーで1例 (Genomic surveillance of SARS-CoV-2 in Belgium Report of the National Reference Laboratory)、英国で2例 (First UK cases of Omicron variant identified)、イタリアで1例 (GISAIID accessed on Nov. 28)、ドイツで2例 (Two Omicron coronavirus cases found in Germany)、チェコで1例 (Omicron: Hospital confirms first Czech case of new Covid strain) が確認されている。
- 南アフリカにおいては、ハウテン州の COVID-19 患者数が増加傾向にある(New COVID-19 variant detected in South Africa – NICD, LATEST CONFIRMED CASES OF COVID-19 IN SOUTH AFRICA (25 November 2021) - NICD)。南アフリカでは、公共の場での常時のマスク着用、夜間の外出禁止、飲食店の時短営業、集会の人制限、酒類の夜間販売停止等の対策が継続されていた(Disaster management act, 2002: Amendment of regulations issued in terms of section 27 (2))。
- 南アフリカハウテン州で2021年11月12日から20日までに採取された77検体すべてがB.1.1.529系統であった(Heavily mutated coronavirus variant puts scientists on Alert. Nature. 25 November 2021.)。他に100例以上の関連症例の存在が示唆されている(Urgent briefing on latest developments around the Covid-19 vaccination programme)。11月以降に遺伝子配列が決定された新型コロナウイルスの検出割合では、B.1.1.529系統が増加傾向で、2021年11月15日時点では75%以上を占めていた(Urgent briefing on latest developments around the Covid-19 vaccination programme)。
- 南アフリカにおいて、SGTF（後述：評価—「診断への影響」の項を参照）を利用したPCR検査では、11月中旬よりほとんどの地方で（オミクロン株と想定される）SGTFの検出が急増しており、特に、ハウテン州では、直近数日の間に50%以上の株がSGTFとなっている(ECDC; Threat Assessment Brief: ECDC, DOH RSA. SARS-CoV-2 Sequencing & New Variant Update 25)。
- 香港で報告された2症例のうち1例は2回のワクチン接種歴があり、10月下旬から11月にかけて南アフリカへの渡航歴があり、症状はなかった(CHP investigates six additional confirmed cases of COVID-19 and follows up on compulsory quarantine arrangement concerning three imported cases involving local air crew)。別の1例はカナダからの帰国者で、2回のワクチン接種歴があり、上記の症例と同じ検疫隔離用ホテルの向かいの部屋に滞在しており、発症を契機に検査を受け、陽性が判明した(CHP investigates three additional confirmed cases of COVID-19)。この2症例が滞在した2つの部屋と、同じ階の廊下と共用エリアの環境から検体が採取され、87検体中25検体が陽性であった。これらの陽性検体はいずれも陽性者2例が滞在した部屋から採取されたものであった (CHP provides update on latest investigations on COVID-19 imported cases 12388 and 12404)。
- 香港衛生署衛生防護中心 (Centre for Health Protection, CHP)の発表によると、南アフリカからの帰国者症例がサージカルマスクを着用せずにホテルの部屋のドアを開けた際に、別の1例が感染した可能性があるとしている (CHP provides update on latest investigations on COVID-19 imported cases 12388 and 12404)。CHPは症例が滞在した居室の左右隣3部屋に滞在していた者を隔離した。現在のところ、さらなる症例は報告されていない(CHP investigates six additional confirmed cases of COVID-19 and

provides update on latest investigations on imported cases 12388 and 12404, CHP provides update on latest investigations on COVID-19 imported cases 12388 and 12404)。

- ボツワナで報告された4例は渡航者であり、2021年11月11日にボツワナから出国する際の検疫で探知された (Botswana Government)。ボツワナから初期に GSAID に登録された5検体は、南アフリカから GSAID に登録された株との関連が示唆される (Genomic surveillance of SARS-CoV-2 in Belgium Report of the National Reference Laboratory *)。ただし、アフリカ地域において、最近30日以内に GSAID に遺伝子配列を登録している国は、ボツワナと南アフリカのみである (ECDC; Threat Assessment Brief)。
- イスラエルで報告された1例は、マラウイから帰国したワクチン接種歴のある症例であった。その他、イスラエル国外からの帰国者2例が疑い例として検査を受けており、現在隔離されている (Government of Israel)。
- ベルギーからは、トルコ経由でエジプトから渡航した若年女性1例が報告された。この症例は、ワクチン接種歴がなく、過去の感染歴は確認されていない。この症例で、南アフリカやアフリカ南部地域への渡航歴は確認されていない。現在、この症例は、インフルエンザ様の症状があるが重症ではない (Genomic surveillance of SARS-CoV-2 in Belgium Report of the National Reference Laboratory)。
- 英国から2021年11月27日に報告された2症例は互いに関連があり、また南アフリカ渡航への関与が確認された。2症例の家族は検査を実施した上で自主隔離が要請されている。現在、この2症例の接触者調査が進行中である (First UK cases of Omicron variant identified)。

国内での検出状況

- ゲノムサーベイランスでは、国内及び検疫検体に B.1.1.529 系統に相当する変異を示す検体は検出されていない (2021年11月27日時点)。

評価

- オミクロン株については、ウイルスの性状に関する実験的な評価はまだなく、また、疫学的な評価を行うに十分な情報が得られていない状況である。年代別の感染性への影響、重篤度、ワクチンや治療薬の効果についての実社会での影響、既存株感染者の再感染のリスクなどへの注視が必要である。
- 感染・伝播性への影響
 - 南アフリカにおいて流行株がデルタ株からオミクロン株に急速に置換されていることから、オミクロン株の著しい感染・伝播性の高さが懸念される (WHO: Classification of Omicron (B.1.1.529), ECDC; Threat Assessment Brief)。
- 免疫への影響
 - オミクロン株の有する変異は、これまでに検出された株の中で最も多様性があり、感染・伝播性の増加、既存のワクチン効果の著しい低下、及び再感染リスクの増加が強く懸念される (ECDC; Threat Assessment Brief) 。
 - スパイクタンパク質へ実験的に変異を20ヶ所入れた合成ウイルスを用いた実験で、既感染者及びワクチン接種者の血清で高度な免疫逃避が確認されたとする報告がある。オミクロン株においても、このような多重変異によるワクチン効果の低下及び再感染の可能性が懸念される

(High genetic barrier to SARS-CoV-2 polyclonal neutralizing antibody escape. Nature.)。

- 重篤度への影響
 - 現時点では重篤度の変化については、十分な疫学情報がなく不明である。
- 診断への影響
 - 国立感染症研究所の病原体検出マニュアルに記載の PCR 検査法のプライマー部分に変異は無く、検出感度の低下はないと想定される。
 - オミクロン株は国内で現在使用される SARS-CoV-2PCR 診断キットでは検出可能と考えられる。
 - Thermo Fisher 社 TaqPath において採用されているプライマーにおいて、ORF1, N, S 遺伝子の PCR で S 遺伝子が検出されない (S gene target failure; SGTF と呼ばれる) 特徴をもつ。一方で、これまで多くの国で流行の主体となっているデルタ株では S 遺伝子が検出されることから、この特徴を利用し、オミクロン株の代理マーカーとして、SGTF が利用できる (WHO: Classification of Omicron (B.1.1.529))。SGTF はアルファ株でもみられ、代理マーカーとして使用された。
 - 抗原定性検査キットについては、ヌクレオカプシドタンパク質の変異の分析で診断の影響はないとされるが、南アフリカ政府において検証作業が進められている。(NCID: Frequently asked questions for the B.1.1.529 mitated SARS-CoV-2 lineage in South Africa)
- 疫学的拡大状況
 - 南アフリカにおけるハウテン州を含めた多くの地域での急速な感染拡大については、イベント等による人々の社会的接触機会の増大や、他の変異株の影響等の要因も排除できない。南アフリカではウイルスの遺伝子配列決定数は感染者数に対して僅かであり、また地域差もあることを考慮して解釈する必要がある。南アフリカでの感染者数の急増における本変異株の寄与の程度はまだ明らかではないが、ほとんどの地方で SGTF 検出が急速に増加していること、ボツワナやマラウイからの渡航者で症例が確認されていることを考慮するとオミクロン株が南部アフリカ地域で増加している可能性が高い。
 - 症例が報告されていないエジプトからの渡航者における輸入例が検出されていること、またアフリカ地域においてゲノムサーベイランスが十分に実施されていない国もあることを考慮すると、他のアフリカ地域でも、すでにオミクロン株による感染が拡大している可能性がある。
 - 南部アフリカ地域との人の往来の多い国においては、探知されていない輸入例が発生している可能性がある。さらに、それらの国でゲノムサーベイランスの質が十分でない場合はオミクロン株による感染拡大の程度が過少評価されている可能性がある。
 - ゲノムサーベイランス上は、B.1.1.529 系統と想定されるウイルスの検疫・国内検出例はまだなく、現時点で国内でのオミクロン株による感染拡大を示唆する所見はない。日本では、オミクロン株による症例の発生が報告されている地域との人の往来は限定的であるものの、今後国内で検知される可能性はありうる。引き続きゲノムサーベイランスで検疫・国内での監視を行う。

基本的な感染対策の推奨

- 個人の基本的な感染予防策としては、変異株であっても、従来と同様に、3密の回避、特に会話時のマスクの着用、手洗いなどの徹底が推奨される。

参考文献

- Botswana Government. New COVID 19 Variant detected in Botswana. <https://twitter.com/BWGovernment/status/1463874240130785280>
- Callaway, Ewen. Heavily mutated coronavirus variant puts scientists on Alert. Nature. 25 November 2021. doi: 10.1038/d41586-021-03552-w. Online ahead of print.
- 香港衛生署衛生防護中心. Center for Health Protection, Brand Hong Kong. CHP investigates six additional confirmed cases of COVID-19 and provides update on latest investigations on imported cases 12388 and 12404. <https://www.info.gov.hk/gia/general/202111/25/P2021112500379.htm>
- 香港衛生署衛生防護中心. Center for Health Protection, Brand Hong Kong. CHP investigates six additional confirmed cases of COVID-19 and follows up on compulsory quarantine arrangement concerning three imported cases involving local air crew. <https://www.info.gov.hk/gia/general/202111/15/P2021111500581.htm>
- 香港衛生署衛生防護中心. Center for Health Protection, Brand Hong Kong. CHP investigates three additional confirmed cases of COVID-19. <https://www.info.gov.hk/gia/general/202111/20/P2021112000410.htm>
- 香港衛生署衛生防護中心. Center for Health Protection, Brand Hong Kong. CHP provides update on latest investigations on COVID-19 imported cases 12388 and 12404. <https://www.info.gov.hk/gia/general/202111/22/P2021112200897.htm>
- Department Health, Republic of South Africa. SARS-CoV-2 Sequencing & New Variant Update 25 November 2021. <https://sacoronavirus.co.za/2021/11/25/sars-cov-2-sequencing-new-variant-update-25-november-2021/>
- Department of Health and Social Care, UK Health Security Agency, and Department for Transport. Six African countries added to red list to protect public health as UK designates new Variant under Investigation. <https://www.gov.uk/government/news/six-african-countries-added-to-red-list-to-protect-public-health-as-uk-designates-new-variant-under-investigation>
- Department of Health and Social Care, UK Health Security Agency, and Department for Transport. First UK cases of Omicron variant identified. <https://www.gov.uk/government/news/first-uk-cases-of-omicron-variant-identified>
- European Centre for Disease Prevention and Control. SARS-CoV-2 variants of concern as of 25 November 2021. <https://www.ecdc.europa.eu/en/covid-19/variants-concern>
- European Centre for Disease Prevention and Control. Threat Assessment Brief: Implications of the emergence and spread of the SARS-CoV-2 B.1.1. 529 variant of concern (Omicron) for the EU/EEA. [Threat Assessment Brief: Implications of the emergence and spread of the SARS-CoV-2 B.1.1. 529 variant of concern \(Omicron\) for the EU/EEA \(europa.eu\)](https://www.ecdc.europa.eu/en/threat-assessment-brief-implications-of-the-emergence-and-spread-of-the-sars-cov-2-b-1-1-529-variant-of-concern-omicron-for-the-eu-eea)

- GISAID. VOC Omicron GR/484A(B.1.1.529) first detected in Botswana/Hong Kong/South Africa. <https://www.gisaid.org/hcov19-variants/>
- Government of Israel. The variant discovered in South African countries was identified(機械翻訳). <https://www.gov.il/he/departments/news/26112021-01>
- The Khaleej Times. Omicron: Hospital confirms first Czech case of new Covid strain. <https://www.khaleejtimes.com/coronavirus/omicron-hospital-confirms-first-czech-case-of-new-covid-strain>
- National Institute For Communicable Diseases, South Africa. New COVID-19 variant detected in South Africa. <https://www.nicd.ac.za/new-covid-19-variant-detected-in-south-africa/>
- National Institute For Communicable Diseases, South Africa. Latest Confirmed Cases Of COVID-19 In South Africa (25 November 2021). <https://www.nicd.ac.za/latest-confirmed-cases-of-covid-19-in-south-africa-25-november-2021/>
- National Institute For Communicable Diseases, South Africa. FREQUENTLY ASKED QUESTIONS FOR THE B.1.1.529 MUTATED SARS-COV-2 LINEAGE IN SOUTH AFRICA. <https://www.nicd.ac.za/frequently-asked-questions-for-the-b-1-1-529-mutated-sars-cov-2-lineage-in-south-africa/>
- National Reference Laboratory, UZ Leuven and KU Leuven. Genomic surveillance of SARS-CoV-2 in Belgium. Situation update. 26 of November 2021 (report 2021_56). https://assets.uzleuven.be/files/2021-11/genomic_surveillance_update_211126.pdf
- News24. Urgent briefing on latest developments around the Covid-19 vaccination programme. <https://www.youtube.com/watch?v=Vh4XMueP1zQ>
- Republicworld.com. Omicron variant: Germany, Czech Republic report first cases of new COVID strain. <https://www.republicworld.com/world-news/europe/omicron-variant-germany-czech-republic-report-first-cases-of-new-covid-strain.html>
- Reuters. Two Omicron coronavirus cases found in Germany. <https://www.reuters.com/world/europe/suspected-omicron-case-found-germany-regional-minister-2021-11-27/>
- Schmidt, Fabian., Weisbum, Yiska., Rutkowska, Magdalena., et al. High genetic barrier to SARS-CoV-2 polyclonal neutralizing antibody escape. Nature. 2021 Sep 20. doi: 10.1038/s41586-021-04005-0. Online ahead of print.
- South African Government. Disaster management act, 2002: Amendment of regulations issued in terms of section 27 (2). https://www.gov.za/sites/default/files/gcis_document/202110/45253rg11342gon960.pdf
- World Health Organization. Tracking SARS-CoV-2 variants. <https://www.who.int/en/activities/tracking-SARS-CoV-2-variants/>
- World Health Organization. Classification of Omicron (B.1.1.529): SARS-CoV-2 Variant of Concern. [https://www.who.int/news/item/26-11-2021-classification-of-omicron-\(b.1.1.529\)-sars-cov-2-variant-of-concern](https://www.who.int/news/item/26-11-2021-classification-of-omicron-(b.1.1.529)-sars-cov-2-variant-of-concern)

注意事項

- 迅速な情報共有を目的とした資料であり、内容や見解は情勢の変化によって変わる可能性がある。

更新履歴

第2報 2021/11/28

第1報 2021/11/26

事 務 連 絡
令 和 3 年 11 月 29 日

各

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局）御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症
対策推進本部

入国者等に対する健康フォローアップの実施に当たっての留意点について（再周知）

地域保健行政の推進につきましては、日頃より御高配を賜り厚く御礼申し上げます。
入国者に対する健康フォローアップの実施については、
「入国者等に対する健康フォローアップの実施に当たっての留意点について」（令和3年7月7日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡、別添1）
「入帰国者への健康観察フォローアップ対応についてよくある質問」（令和3年10月26日更新、別添2）
に基づき、各保健所において実施に努めていただいているところと存じます。

今般、新たな変異株であるB.1.1.529株(オミクロン株)発生が南アフリカ共和国において確認されました。オミクロン株は令和3年11月28日付けで「SARS-CoV-2の変異株B.1.1.529系統(オミクロン株)について(第2報)」（国立感染症研究所）が発出され、「懸念すべき変異株(VOC)」に位置付けられたところです。
また、これに伴い「「B.1.1.529系統の変異株(オミクロン株)」の発生を踏まえたサーベイランス体制の強化について(要請)」（令和3年11月29日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡、別添3）が発出されております。

こうした世界的なオミクロン株を取り巻く感染状況を踏まえ、入国者等に対して実施している健康フォローアップ等において、症状を呈した方や濃厚接触者の可能性がある方が確認された等の場合には、入国者健康確認センターと各保健所が一層連携して、早期の陽性者把握や感染拡大防止に向けた対応が必要となります。

つきましては、別添1、2に加えて別添3を改めてご参照いただき、入国者等が濃厚接触の可能性があるとされた場合の対応や入国者等に対する健康フォローアップ及び健康観察が遺漏なく実施できるよう改めてご確認の上、ご対応をお願いします。特に、濃厚接触者と特定した場合には速やかに陽性者を把握する観点から、検査の実施に向け、とりわけ積極的なご対応をお願いいたします。

都道府県、保健所設置市及び特別区におかれましては、この点についてご了知の上、以上の業務を保健所において適切に実施できるよう、体制整備に努めていただきますようお願いいたします。

[担当] 新型コロナウイルス感染症対策推進本部
保健班 守川・近藤
TEL 03-5253-1111 (内線 2391/2392)
03-3595-2190 (夜間直通)

別添 1

事務連絡
令和3年7月7日

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症
対策推進本部

入国者等に対する健康フォローアップの実施に当たっての留意点について

平素より新型コロナウイルス感染症の拡大防止施策の実施にご協力いただきまして、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症の水際対策強化の一環として、本年1月20日より、入国者健康確認センター（本年3月18日に「新型コロナウイルス感染症特定流行国滞在者健康確認センター」から改称。以下「センター」という。）を立ち上げ、保健所における業務軽減のため、国において、入国後14日間、全ての国・地域からの入国者等の健康フォローアップ及び自宅待機機の確認（以下「健康フォローアップ等」という。）を行っているところです。

また、この健康フォローアップ等においては、症状を呈した方や濃厚接触の可能性のある方が確認された場合には、検疫所や、厚生労働省新型コロナウイルス対策推進本部（以下「本部」という。）ないし、センターから管轄の保健所に連絡し、御対応をお願いしています（「新型コロナウイルス感染症の水際対策強化に係る入国者の健康フォローアップについて」（令和3年3月26日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）参照）。

今般、各自治体とセンターが一層の情報連携を図り、より円滑に効果的に健康フォローアップ等及び健康観察に係る業務の運営ができるよう、当該業務の実施に当たっての役割分担の整理などご留意いただきたい点をまとめましたので、お知らせします。

なお、東京オリンピック・パラリンピック競技大会の関係者に対する健康フォローアップ等の実施に当たりご留意いただきたい点につきましては、別途お知らせすることとしておりますことを申し添えます。

記

1 入国者等に対する健康フォローアップ等及び健康観察

今般、保健所とセンターの役割分担を改めて明確にすることで、その重複と遺漏を無くし、各自治体の住民である入国者等の負担軽減を図りつつ、健康フォローアップ等及び健康観察を効果的に実施することを目的として、以下のとおり整理しましたので、御対応をお願いします。

なお、令和2年2月18日付け厚生労働省健康局結核感染症課、医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全企画課検疫所業務管理室事務連絡「新型コロナウイルス感染症に関する都道府県等と厚生労働省健康フォローアップセンターの連携について」のとおりに、検疫所は、検疫所で把握した新型コロナウイルス感染症に感染したおそれがある者を健康フォローアップ等の対象者として特定し、この対象者をとりまとめた名簿（以下「対象者名簿」という。）を作成し、対象者名簿を都道府県等に送付するとともに、「帰国者フォローアップシステム」にアップロードしています。都道府県等においては、健康フォローアップ等の実施に当たっては、対象者名簿や「帰国者フォローアップシステム」等も活用してご対応をお願いします。

加えて、保健所において健康観察を実施する際は、新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム（以下「HER-SYS」という。）をご活用ください。

(1) 入国後14日間の自宅等待機期間中に症状を呈した者等

① 有症状者が受診・相談センターや保健所に直接連絡した場合

検疫所では、入国者等に対して、14日間の自宅等待機期間中に、発熱、呼吸器症状等の症状を呈した場合は、受診・相談センター、保健所に連絡していただくよう誓約書などを通じてご案内しております。その結果、これらの症状を呈した方（以下「有症状者」という。）の多くが、受診・相談センターや保健所に直接連絡されています。

このような有症状者に対しては、「健康フォローアップ中に発熱等の症状を呈している方々について」（令和3年5月18日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部事務連絡）に基づき、検査の実施に向け、とりわけ積極的な御対応をいただくとともに、保健所において健康観察を実施して頂きますようお願いいたします。

また、各自治体におかれては、入国者等から直接連絡を受け、保健所に

において健康観察を開始した場合には、その旨を追ってお知らせする専用のメール又は電話により、速やかにセンターにご連絡いただけますようお願いいたします。

② 有症状者についてセンターから保健所に連絡した場合

センターが健康フォローアップ等を実施している入国者等であって、症状を呈していることをセンターで把握した方については、センターより当該入国者等の居住地（居住地と異なる場所に滞在していることを把握した場合には当該滞在地）を管轄する保健所に連絡するとともに、入国者本人に当該保健所に相談いただくようご案内しています。

このようにセンターから保健所に連絡した場合には、上記①と同様に、検査の実施に向け、とりわけ積極的に御対応いただくとともに、センターによる健康フォローアップ等から、当該保健所による健康観察に切り替わることについて、ご留意いただき、健康観察の実施に遺漏無きようお願いいたします。

さらに、上記①又は②の場合において、実施した検査の結果如何にかかわらず、引き続き保健所において健康観察を実施して頂きますようお願いいたします。

③ 有症状者ではない陽性者について

入国後 14 日間（下記 1（2）の場合を除く。）の自宅等待機期間中に、発熱、呼吸器症状等の症状を呈していませんが、入国者等の方が自身で民間検査機関等による自費検査を行政検査ではない形で受けた結果、陽性が判明した者については、本人から直接又は本人より連絡を受けたセンターを経由して保健所に連絡が入る場合があります。

この場合には、上記①及び②と同様に、当該保健所において健康観察を実施して頂きますようお願いいたします。

(2) 入国時の検査や検疫所が確保する宿泊施設での待機中の検査で陽性が判明した者

入国者等について、入国時における検疫での検査や、検疫所が確保する宿泊施設での待機中の検査で陽性が判明した場合、検疫所は当該陽性者を医療機関または無症状療養のための宿泊施設に搬送し、退所基準を満たすまで管理します。このため、陽性者を検疫所で発見した際は、**HER-SYS** に入力することにより、当該検疫所の所在地を管轄する保健所に連絡しますが、退所基準を満たすまで検疫所で管理するため、保健所による健康観察は不要です。また、センターによる健康フォローアップ等も停止しま

す。

なお、退所基準を満たして医療機関等を退所した入国者等については、センター及び保健所による健康フォローアップ等及び健康観察の対象外となります。

2 濃厚接触の可能性のある者に対する健康フォローアップ等

(1) 濃厚接触の可能性のある者の確認及び連絡

入国時における検疫での検査や、検疫所が確保する宿泊施設での待機中の検査の結果、入国者等のうち陽性となった者が判明し、その者が航空機搭乗時に感染性を有していた場合、本部において、航空会社から搭乗者リストを入手し、当該陽性者と濃厚接触している可能性のある者を確認しています。

本部は、濃厚接触の可能性のある者の情報を当該者の居住地（居住地と異なる場所に滞在していることを把握した場合には当該滞在地）を管轄する保健所及びセンターに対してメールにより連絡しています。また、センターからも確認のために当該保健所に連絡いたします。

各保健所におかれては、本部からの情報及び当該濃厚接触の可能性のある者へのヒアリングなどを踏まえて、濃厚接触者の特定をお願いするとともに、特定した場合には速やかに陽性者を把握する観点から、検査の実施に向け、とりわけ積極的な御対応をお願いします。

(2) 健康フォローアップ等及び健康観察

① 濃厚接触者が PCR 検査の結果陽性であった場合

濃厚接触者と特定された者が PCR 検査の結果陽性となった場合には、保健所において、入院、宿泊療養又は自宅療養の判断、調整等を行うこととなり、センターによる健康フォローアップ等から保健所の対応に切り替わることにご注意ください。

② 濃厚接触者が PCR 検査の結果陰性であった場合等

濃厚接触者と特定された者が PCR 検査の結果陰性となった場合には、保健所による健康観察の対象となるとともに、センターによる健康フォローアップ等の対象となります。この場合において、担当保健所においては、当該者の健康状態に注意を払い、発熱や呼吸器症状、倦怠感等を含む新型コロナウイルス感染症の可能性のある症状が現れた場合、医療機関受診前に、保健所へ連絡するよう依頼するとともに、症状の軽重に

抛らず、検査の実施に向け、とりわけ積極的な御対応をお願いします。
一方、センターにおいては、感染拡大防止の観点からの自宅待機の徹底のため、位置情報確認アプリによる位置情報報告を求めるほか、ビデオ通話等を実施することとなりますが、保健所による健康観察とは趣旨が異なるものであり、これをもって保健所が健康観察をしなくて良いということにはなりませんので、ご注意ください。

③ 濃厚接触者ではないと特定された者への対応

濃厚接触者ではないと特定された者（濃厚接触の可能性のある者の中には、保健所によるヒアリングの結果、予約とは異なる座席に座っていたことが判明するといった事例が見られます）への対応については、センターにおける健康フォローアップ等の対象となります。

また、本部より連絡があった濃厚接触の可能性のある者が、連絡を受けた保健所が管轄する地域とは異なる場所に滞在していた場合は、当該滞在地を管轄している保健所に連絡し、健康観察及び濃厚接触者と特定した場合の検査の実施に向けたとりわけ積極的な御対応をいただけるよう、保健所間の引き継ぎをお願いいたします。

以上、健康フォローアップ等及び健康観察の実施に当たって、ご留意いただきますようお願いいたします。

(担当)

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部 保健班
電話：03（5253）1111（内線8937）

別添 2

令和 3 年 9 月 10 日掲載

令和 3 年 10 月 6 日再掲

令和 3 年 10 月 26 日更新

入帰国者への健康観察フォローアップ対応についてよくある質問

平素より入帰国者への健康観察フォローアップにご対応いただきありがとうございます。先日、お知らせいたしました「入国者等に対する健康フォローアップの実施に当たっての留意点」（令和 3 年 7 月 7 日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）に対して、各自治体（保健所）から頂いたご質問を「よくある質問」に取りまとめました。ご参考にしていただけますと幸いです。

また、濃厚接触候補者及び有症状者に関する管轄自治体（保健所）と入国者健康確認センター（以下「センター」という。）との連携方法及び入帰国者への対応方法についても再度留意点をまとめましたので、併せてご参照下さい。

1. よくある質問について

別添 1 「入帰国者への健康観察フォローアップ対応よくある質問」をご参照下さい。

2. 濃厚接触候補者（濃厚接触の可能性のある方）について

厚生労働省新型コロナ感染症対策推進本部国際班より濃厚接触の可能性のある入帰国者のリストを受領されましたら、疫学調査の実施をお願いいたします。疫学調査実施後は以下の要領でセンターへの連絡及び健康観察フォローアップ等の対応をお願いします。入帰国者本人へもセンターより濃厚接触の可能性がある旨を通知しております。そのため、センターからの連絡よりも先に本人から管轄自治体（保健所）へ連絡が入る場合もあるかと思いますが、その場合にも以下の要領でご対応の程よろしくをお願いいたします。

なお、当該入帰国者が検疫所の指定する宿泊施設にて待機している場合は、施設退所後に各自治体（保健所）よりご連絡ください。

*別添 2 「濃厚接触候補者自治体連携フロー」をご参照ください。

- (1) 疫学調査の結果、当該入帰国者が濃厚接触者と特定された場合には、検査の実施に向け、とりわけ積極的に対応をお願いします。
- (2) 濃厚接触者について、検査結果が陽性の場合、センターへご連絡ください。その連絡後から、健康観察の実施主体は管轄自治体（保健所）のみとなります。センターによるフォローアップは終了します。

(3) 一方、濃厚接触者で、検査結果が陰性の場合は、センターへの連絡は不要です。健康観察については、管轄自治体（保健所）にて実施していただきます。ただし、センターからはアプリ(My SOS)を通じて健康状態の報告を入帰国者本人へ依頼しています。その結果は帰国者フォローアップシステム上で管轄自治体（保健所）でもご確認いただけますので健康観察においてご活用ください。位置情報や居所の確認はセンターが引き続き実施いたします。

(4) 疫学調査の結果、濃厚接触者と特定されなかった場合には、センターへご連絡ください。この場合、健康フォローアップの実施主体は引き続きセンターとなりますので、管轄自治体（保健所）による健康観察は不要です。

3. 有症状者について

入帰国者本人もしくは入国者健康確認センター（以下、センター）より有症状である旨メールにて連絡が来ます。入帰国者本人が申告した居住地の自治体（保健所）が管轄となっておりますが、場合によっては滞在地が居住地とは異なることがあります。その場合は、自治体（保健所）間で情報連携をしていただきますようお願いいたします。

居住地（滞在地と居住地が異なる場合は滞在地）を管轄する自治体（保健所）において、以下の要領でセンターへの連絡及び健康観察フォローアップ等の対応をお願いします。

*別添3「有症状者自治体連携フロー図」をご参照ください。

(1) 当該入帰国者へ連絡し、検査の実施に向け、とりわけ積極的に対応下さい。

(2) 検査結果及び健康観察を管轄保健所にて開始した旨をセンターへご連絡下さい。

(3) 検査結果如何にかかわらず、健康観察の実施主体は管轄保健所となります。センターからはアプリにて健康状態の報告を入国者本人へ依頼しています。その結果については、帰国者フォローアップシステム上で管轄自治体（保健所）でもご確認いただけますのでご活用ください。

*管轄自治体（保健所）とセンターの健康フォローアップに関する分担については、別紙をご参照ください。

別紙

自治体連携フォローアップ分担

	センター への連絡	健康観察		
		保健所健康観察 (*1)	センター健康観察	センター健康観察 回答依頼(*3)
陽性者	要	○	×	×
濃厚接触者 (PCR 陰性)	不要	○	×	○
濃厚接触者 不特定	要	×	○ (*2)	○
有症状者	要	○	×	○

*1 アプリ（MySOS）による健康状態報告回答結果を帰国者フォローアップシステム上で保健所が確認し経過を観察することも可能

*2 回答結果をセンターが確認し、有症状となれば自治体へ連携

*3 アプリ（MySOS）で健康状態報告依頼通知を入帰国者へ送付

※入国者健康確認センターでは、一般の入帰国者については、アプリ（MySOS）を通じて、上記の表にある健康観察に加えて、位置情報確認（プッシュ通知）、居所確認（ビデオ通話）を実施しています。

（担当）

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部 保健班

電話：03(5253)1111（内線：8077, 8230）

別添1 入帰国者への健康観察フォローアップ対応よくある質問

番号	カテゴリー	質問	回答
1	帰国者 FU システム	帰国者フォローアップシステムは、いずれの自治体(保健所)で閲覧可能なのか。	都道府県・保健所設置市・特別区及び各保健所に利用者 ID が割り振られており、それぞれ付与された権限により閲覧・編集可能な範囲が異なります(例えば、都道府県本庁では域内全ての保健所で担当する入帰国者の情報を閲覧・編集可能ですが、保健所では、担当する入帰国者以外の情報は閲覧・編集できません)。
2	帰国者 FU システム	帰国者フォローアップシステムを利用するための利用者 ID を改めて付与してほしい。	利用者 ID・パスワードを確認したい場合は、本システムの運用を受託している、ビッグツリーテクノロジー&コンサルティングにメールにて問い合わせをお願いします。 〈問い合わせ先〉 ビッグツリーテクノロジー&コンサルティング メールアドレス： covid19@bigtreetc.com
3	帰国者 FU システム	帰国者フォローアップシステムを利用して、居住地を管轄する保健所から滞在地を管轄する保健所に健康フォローアップを実施する者を切り替える(引き継ぐ)ことは可能か。	帰国者フォローアップシステム上で、健康フォローアップ実施(担当する)保健所を変更することは可能です。ただし、担当保健所を変更した(引き継いだ)場合は、併せて電話等で引き継ぎ先の自治体(保健所)にご連絡をお願いします。 移譲方法は、帰国者フォローアップシステムマニュアル p 17「基本情報の編集」、p 19(*2)(*3)をご確認ください。

4	帰国者 FU システム	症状を呈している旨を自治体に連絡した入帰国者については、自動的に入国者健康確認センターによる健康フォローアップ等は終了するということか。	入国者健康確認センターによる健康フォローアップ等は、入帰国者からの自治体への連絡のみをもって、終了することとはしていません。入国者健康確認センターにメールにてご一報ください。併せて質問 10 もご参照下さい。
5	帰国者 FU システム	保健所において有症状者の健康観察を開始した場合や、濃厚接触の可能性のある者が濃厚接触者か否か特定した場合、当該情報を帰国者フォローアップシステムに入力する必要があるか。	現時点では必ずしも入力が必要ではありません。疫学調査や検査の結果はメールにて入国者健康確認センターへご連絡ください。帰国者フォローアップシステムは、自治体（保健所）の業務軽減のために導入されたものです。本システムを活用して、有症状の方や濃厚接触の可能性のある方の健康観察を実施して頂くことが可能です。紙媒体で健康観察の結果を記録しているというような状況であれば、是非活用をご検討ください。なお、本システムを健康観察ツールとして必ず利用することを求めるものではありません。
6	自治体連携	入帰国者が自主的に空港周辺にホテルを借りて 14 日間滞在している場合で、濃厚接触者や有症状となった際にはどこの保健所が健康観察を行うのか。	健康観察は、滞在地を管轄する保健所が実施することになっています。ただし、有症状者の場合は、入国者健康確認センターは、帰国者フォローアップシステムの閲覧・編集権限を有する居住地を管轄する自治体（保健所）に連絡します。このため、システムを閲覧・編集する権限について、居住地を管轄する自治体（保健所）から滞在地を管轄する自治体（保健所）に移譲する作業を行って頂く必要があります。移譲方法は、帰国者フォローアップシステムマニュアル p 17 「基本情報の編集」、p 19（*2）（*3）をご確認ください。

7	自治体連携	入帰国者が検疫所指定の宿泊施設（検疫ホテル）に滞在している間に陽性が判明し、陽性者として国が管理している療養用のホテルで療養中の間は、滞在地を管轄する保健所としてやるべきことはあるか。	検疫ホテルに滞在中の入帰国者が陽性になった場合は、滞在地及び居住地を管轄する保健所に対応いただくことはありません。
8	自治体連携	待機期間中に自治体を跨いで移動してきたという入帰国者から、移動先の保健所に連絡があった。特に症状も無く、濃厚接触者という訳でもないとのことだが、保健所として何かすべきことはあるか。	現時点では、症状が無いのであれば、他の一般の入帰国者と同じであり、入国者健康確認センターが当該入帰国者に対する健康フォローアップ等を実施します。その後、有症状となった場合には、居住地を管轄する自治体（保健所）へ本人もしくはセンターから連絡が行きます。健康観察等を実施するのは滞在地を管轄する保健所になりますので、滞在地が居住地とは異なる場合は、帰国者フォローアップシステムの閲覧・編集権限を滞在先管轄自治体（保健所）へ移譲してください。移譲方法は、帰国者フォローアップシステムマニュアル p 17「基本情報の編集」、p 19（*2）（*3）をご確認ください。
9	有症状者	有症状者について入国者健康確認センターが自治体（保健所）に連絡する対象はどのように決定しているのか、基準などがあれば教えて欲しい。	入国者健康確認センターでは、発熱、発熱2日以上、風邪症状のいずれかに該当する（左記の3つの条件に1つでも該当する）入帰国者を有症状者として自治体へ連絡する対象としています。

10	有症状者	<p>センターから連絡を受けた有症状者について、その後自治体（保健所）が行わなければならない対応を具体的に教えていただきたい。</p>	<p>有症状者の方に対する PCR 検査の実施については、とりわけ積極的に御対応いただくようお願いします。ご本人（有症状者の方）の希望の有無により検査実施を決定するのではなく、新型コロナウイルス感染症のまん延防止のため、保健所からご本人へ、検査の受検に向けて積極的な調整をお願いします。</p> <p>保健所による健康観察を開始したら、入国者健康確認センターにメールにてご連絡をお願いいたします（※連絡先と連絡いただく事項は※のとおりです）。この連絡は、担当の各保健所からでも、まとめて都道府県庁からでも、いずれからの連絡でも構いません。入帰国者本人へセンターへの連絡を依頼するのではなく、管轄自治体（保健所）よりご連絡をお願いします。</p> <p>なお、入国者健康確認センターからの MySOS アプリによる健康状態の回答依頼は継続しています。回答結果は各自治体又は保健所から帰国者フォローアップシステムにて確認いただけますので、ご活用ください。ただし、健康観察等の実施主体は保健所に切り替わりますのでご注意ください。</p> <p>※別添の「有症状者自治体連携」フロー図もご参照ください。</p> <p>※連絡先と連絡して頂きたい事項</p> <p>○連絡先：入国者健康確認センターのメールアドレス： localgov@hco.mhlw.go.jp</p> <p>○連絡件名：有症状者健康観察開始（●●保健所）</p> <p>○記載事項：帰国者 ID（分かれば）、パスポート番号、生年月日。ただし、個人情報保護のため氏名の記載はお控えください。</p>
----	------	---	---

11	有症状者	有症状であった入帰国者の PCR 検査結果は陰性であった。今後、当該入帰国者について保健所でフォローする必要は無いと考えて良いか。	引き続き、保健所での健康観察が必要です。入帰国者が有症状となるまでは、センターでフォローしていますが、入帰国者が有症状となった時点で、健康観察等の実施主体は保健所に切り替わります。検査結果が陰性であっても、引き続き管轄保健所にて健康観察等を実施してください。なお、入国者健康確認センターからの MySOS アプリによる健康状態の回答依頼は継続しています。回答結果は各自治体又は保健所から帰国者フォローアップシステムにて確認いただけますので、ご活用ください。
----	------	---	--

12	有症状者	有症状で保健所に連携されてきた方は、待機緩和の対象になりますか。	対象外です。症状出現時の新型コロナウイルスの検査結果が陰性であっても、10日目（待機緩和可能な日）に症状が消失していても、待機緩和は不可となります。14日間管轄の自治体/保健所の方で健康観察を継続してください。
----	------	----------------------------------	---

13	濃厚接触者	保健所で濃厚接触者を特定した場合、その連絡はどこに行えばよいか。	<p>濃厚接触者と特定され、かつ、検査の結果陽性となった場合は、入国者健康確認センターへメールにてご連絡ください。濃厚接触者と特定され、かつ、検査の結果陰性であった場合には、入国者健康確認センターへの連絡は不要です。濃厚接触者と特定されなかった場合にも、入国者健康確認センターへメールにてご連絡ください。入国者本人へセンターへの連絡を依頼するのではなく、管轄自治体（保健所）よりご連絡をお願いします。</p> <p>これらの連絡は、担当の各保健所からでも、まとめて都道府県庁からでも、いずれからの連絡でも構いません。なお、いずれの場合も新型コロナウイルス感染症対策推進本部（国際班）に対する連絡は不要です。</p> <p>※別添の「濃厚接触候補者自治体連携」フロー図もご参照ください。</p> <p>※連絡先と連絡して頂きたい事項</p> <p>○連絡先：入国者健康確認センターのメールアドレス： localgov@hco.mhlw.go.jp</p> <p>○連絡件名：濃厚接触候補者に関する連絡（●●保健所）</p> <p>○記載事項：濃厚接触者と特定され、かつ、陽性であった旨又は濃厚接触者と特定されなかった旨。帰国者 ID（分かれば）、パスポート番号、生年月日。ただし、個人情報保護のため氏名の記載はお控えください。</p>
----	-------	----------------------------------	--

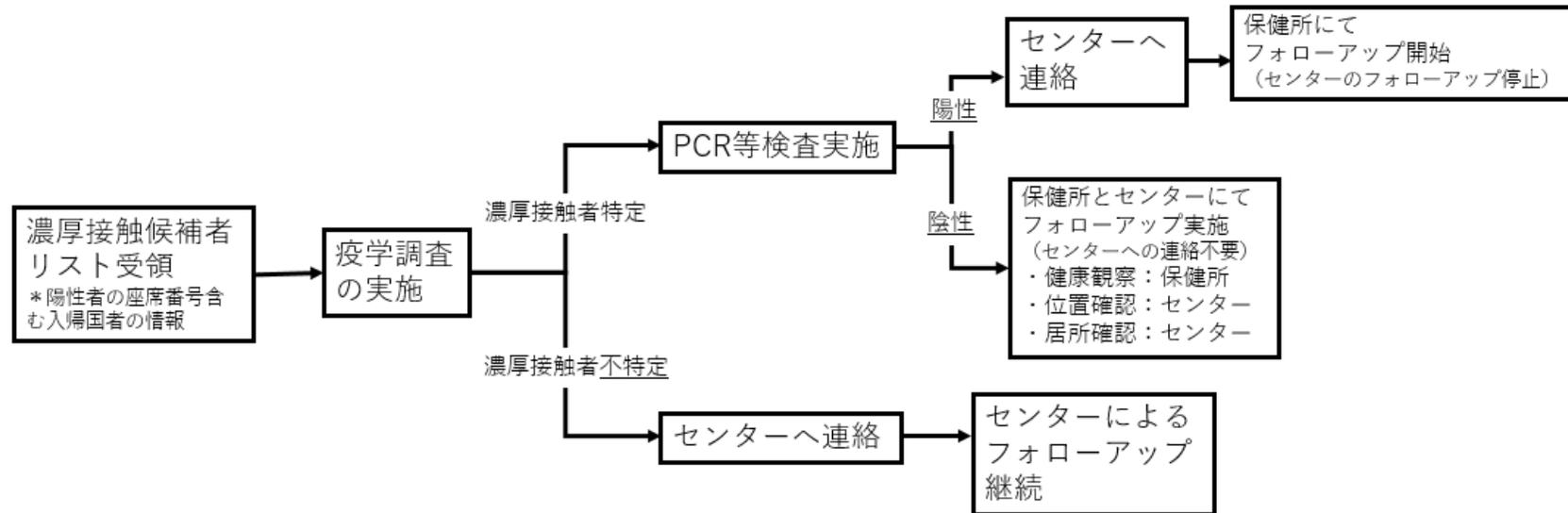
14	濃厚接触者	濃厚接触の可能性のある者の範囲については、陽性が判明した入国者の座っていた座席の前後2列と認識しているが、具体的にどのような範囲と決めているのか教えて頂きたい。	<p>陽性者の座られていた座席の列の前後2列を基本としています。前後2列とは、陽性者が20列の場合、18列・19列・20列・21列・22列の合計5列を言います（ただし、航空会社から得られる座席情報は予約時のものであるため、実際に着席された座席とは異なる場合があります）。通常、濃厚接触の可能性のある者の情報を提供する際には、新型コロナウイルス感染症対策推進本部（国際班）より、質問票に回答がある限りにおいて、次に掲げる情報を提供しています。これらの情報を踏まえて、濃厚接触者を特定して頂きたいと考えています。その際は、国立感染症研究所感染症疫学センターによる令和3年1月8日版の「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領」をご参照ください。</p> <p>◎新型コロナウイルス感染症対策推進本部より提供している情報</p> <p>①到着日、到着空港、便名 ②陽性者の座席番号、本人の座席番号 ③性・名、誕生日、旅券番号、国籍 ④登録先の住所、（入国後の）滞在先・行程 ⑤電話番号・メールアドレス 等</p>
15	濃厚接触者	濃厚接触者と特定された方と、それ以外の方で、健康フォローアップ等の内容や方法は変わるのか。	<p>濃厚接触者と特定され検査の結果陰性だった場合であっても、健康観察は引き続き保健所でお願ひします。なお、入国者健康確認センターからMySOS アプリによる健康状態の回答依頼は継続しています。回答結果は各自治体又は保健所から帰国者フォローアップシステムにて確認いただけますので、ご活用ください。</p> <p>濃厚接触者と特定されなかった場合には、通常の入国者として入国者健康確認センターでフォローアップいたします。濃厚接触者でなかった旨</p>

			をセンターへご一報ください。連絡内容は質問 12 をご参照ください。
16	濃厚接触者	「①変異株に感染した者と濃厚接触の可能性のある者」と、「②変異株以外の感染者と濃厚接触の可能性のある者」との2パターンがあるが、①については連絡を受け取った都道府県・自治体として何か特別なことをしなければならないのか。	変異株の感染者と濃厚接触の可能性のある者と変異株以外の感染者と濃厚接触の可能性のある者とで、健康観察という観点からは対応は変わりません。ただし、変異株の感染者の濃厚接触者と特定された方については、より積極的に PCR 検査を行ったり、国立感染症研究所への検体を提出したりするなどお願いしたいと考えています。
17	濃厚接触者	居住地を管轄する保健所から滞在地を管轄する保健所に入帰国者情報を引き継ぐ際は、濃厚接触者の特定や検査実施の有無等については、どちらの保健所が判断するのか。	滞在地を管轄する保健所が、濃厚接触者の特定や検査等の実施主体になります。
18	濃厚接触者	濃厚接触の可能性のある者の滞在地を管轄する保健所と、陽性者の滞在地を管轄する保健所とが別の（一致しない）場合、前者の保健所が、後者の保健所を飛び越えて陽性者に連絡を取り、情報を得て、濃厚接触者の特定に活用することは認められるか。	保健所間で連携し対応されることについては妨げるものではありません。ただし、濃厚接触の可能性のある者の滞在地を管轄する保健所が、陽性者に関してさらに情報を得たいと考えた場合は、陽性者の滞在地を管轄する保健所に依頼し、当該保健所から陽性者本人に連絡を行い、聞き取った情報を提供していただく方がよいかと思います。陽性者の方が、2つの別の保健所から連絡を受けることは負担になり、また、混乱されることが考えられるからです。

19	濃厚接触者	濃厚接触者でも、検査結果が陰性であれば待機緩和になりますか。	濃厚接触者は待機緩和不可です。自治体/保健所におかれましては、濃厚接触候補者のリストが厚生労働省（国際班）から来ましたら、速やかに疫学調査をして頂き、濃厚接触者かどうかの特定をお願いいたします。濃厚接触者ではないという結果であれば、入国者健康確認センターへメール（localgov@hco.mhlw.go.jp）か電話（03-4329-1129）でご連絡下さい。自治体/保健所からの連絡をもって、濃厚接触者不特定とし、通常のフォローアップ、条件を満たした場合の待機期間短縮の対象といたします。不特定である場合には、 <u>入国後9日目にあたる日の18時まで</u> にその旨センターへお知らせください。
----	-------	--------------------------------	---

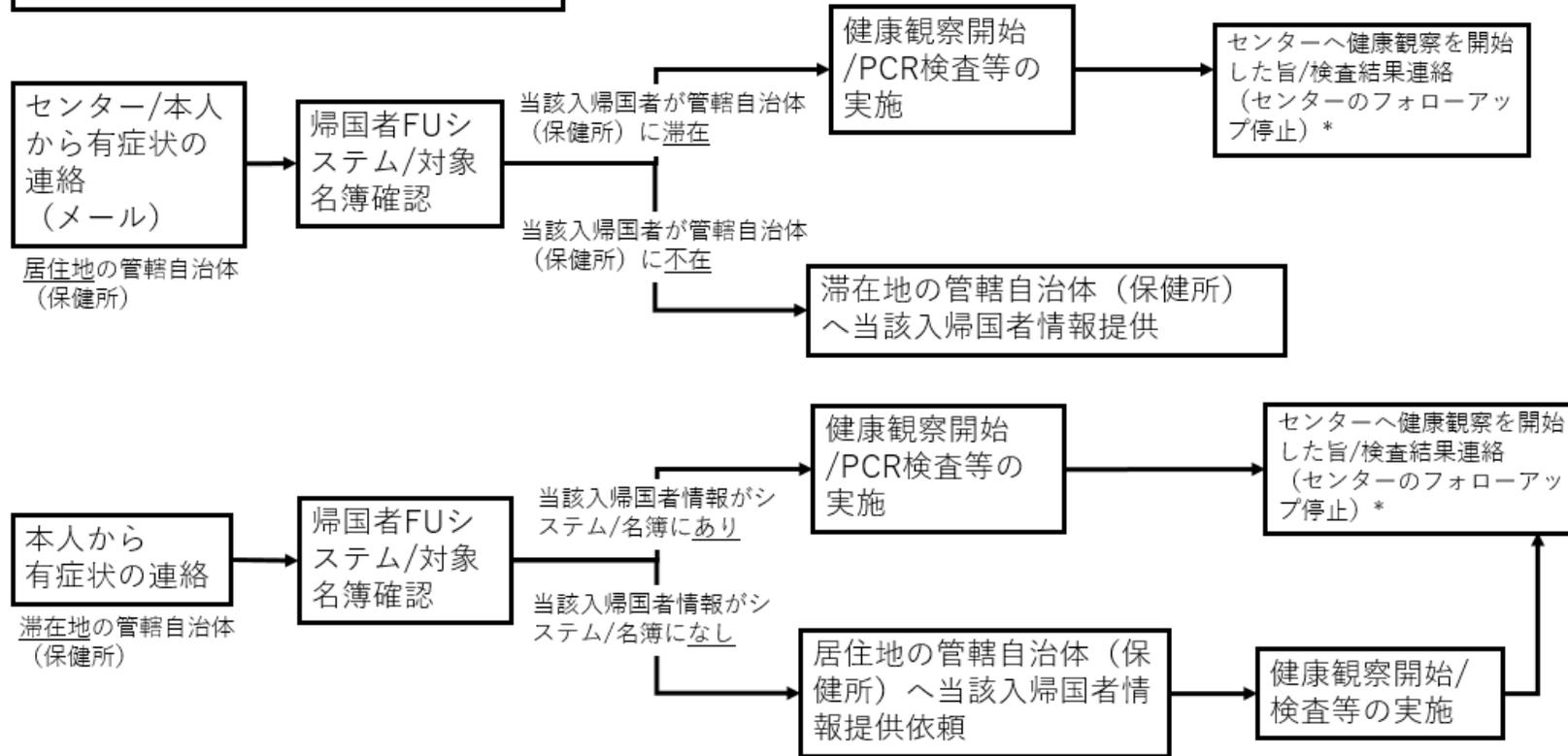
別添2：濃厚接触候補者自治体連携フロー

令和3年9月10日



別添3：有症状者自治体連携フロー

令和3年9月10日



*センターからはアプリにて健康状態の報告を入国者本人へ依頼。その結果は帰国者フォローアップシステムで管轄自治体 (保健所) が確認可能。